

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査の結果について

平成 30 年 5 月

文部科学省科学技術・学術政策局

人材政策課研究公正推進室

目 次

はじめに	1
特徴的な取組	2

調査結果詳細

1	室蘭工業大学	7
2	山形大学	15
3	物質・材料研究機構	23
4	東京藝術大学	31
5	電気通信大学	37
6	横浜国立大学	44
7	金沢大学	52
8	岐阜大学	59
9	名古屋工業大学	65
10	京都薬科大学	72
11	福岡教育大学	78
12	九州大学	83
13	熊本大学	91
14	琉球大学	98
15	沖縄科学技術大学院大学	104

参考

1	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 を踏まえた体制整備の状況に関する実態調査事前調査票①	113
2	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」 を踏まえた体制整備の状況に関する実態調査事前調査票②	119
3	各機関の規程等に関する調査結果を踏まえた確認内容	126
4	〇〇株式会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応 に関する規程 ※規程の一例	130

はじめに

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しているところである。

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつくられるよう対応の強化を図ることを基本とし、各研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めている。研究活動における不正行為を防止するためには、これらの取組を適切に実施することが重要である。

文部科学省では、これまで、各研究機関における公正な研究活動の推進に関する取組状況を把握するため、平成 27 年度には悉皆調査で「履行状況調査」を実施するとともに、平成 28 年度には、公正な研究活動を推進するための先進的・特徴的な取組等を掘り起こし、各研究機関の取組を促進することを目的として「研究機関における公正な研究活動の推進に資する促進モデル調査」を実施している。平成 29 年度には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査として、研究機関を訪問し、当該研究機関におけるガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認するとともに、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進させることを目的に調査を実施した。現地調査では、地域性、研究分野、過去の不正事案の有無等を考慮し、国公立大学及び国立研究開発法人の 15 機関を対象に、「体制及び規程等の整備状況」「研究倫理意識の醸成」「一定期間の研究データの保存・開示」「その他研究不正防止に向けた取組」の項目について実施したところである。

本報告書は、これらの調査結果をまとめたものであり、文部科学省においては、本調査の結果を踏まえ、ガイドラインにおける体制整備のより一層の推進方策にいかすとともに、各機関においては、これらの状況を把握し、自らの機関の状況に照らしてガイドラインを踏まえた体制整備を実施することを期待するものである。

特徴的な取組

平成 29 年度に実施した、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査については、研究機関を訪問し、他の研究機関の参考となる特徴的な取組や、当該研究機関で認識できていない体制整備の不備等を把握し、それを公表することにより、他の研究機関の取組を促進することを目的として実施したものである。

平成 29 年度においては、地域や規模、研究分野の特性等を踏まえ、大学並びに研究開発法人の 15 機関を対象に実施したところであり、ここでは、研究機関における種々の取組のうち、特に特徴的な取組を抽出した。具体的内容については、後述のそれぞれの研究機関の調査結果をご覧ください。

(1) 研究倫理教育の体制等

○研究倫理教育の履修管理

- ・研究倫理教育の未受講者に対しては予算執行権限を停止することとし、受講の徹底を図っている。(室蘭工業大学、P. 8)
- ・研究倫理教育等を修了しない研究者、研究支援者(事務職員等)は公的研究費に係る業務ができないこととしている。(福岡教育大学、P. 78)
- ・研究倫理教育の受講を徹底するため、全員受講していない部局については、教育研究基盤校費を減額することとしている。(九州大学、P. 84)
- ・研究倫理教育の実施後に全ての研究者が提出する誓約書による研究倫理教育の履修管理を行っている。(横浜国立大学、P. 46)
- ・研究倫理教育の履修状況について、管理台帳により研究担当理事・副学長が全学の履修状況を把握する仕組みとしている。(山形大学、P. 16)
- ・教職員及び大学院生は e-learning により理解度の把握と履修管理を行っており、学部生は研究倫理教育の受講時に大学が独自に作成した理解度を把握するためのシートを解答し、結果を卒業研究の担当教員に渡し履修管理と教育に活用している。(京都薬科大学、P. 72)

○研究倫理教育の受講等の対応

- ・大学の研究者の研究倫理教育の受講率について年度計画に記載するとともに、研究不正に関する研修を財務担当部局と連携して定期的実施している。(金沢大学、P. 52)
- ・教職員に多層的に研究倫理教育を行っており、大学独自の研修と学外の e-learning を

組み合わせた教育プログラムを提供している。(沖縄科学技術大学院大学、P. 105)

- ・大学として規定している不正行為の内容により合った研究倫理教育教材(e-learning)を選択している。(福岡教育大学、P. 79)

(2) 研究倫理教育に関する取組

○学生に対する研究倫理教育の内容

- ・学部のオリエンテーションの科目において、レポートや卒業論文の作成についての情報や資料の収集方法などの中で研究倫理教育を含めた教育を行っている。(熊本大学、P. 94)
- ・学部のオリエンテーションの科目において、学長講演などにより技術者としての責任を自覚させるための教育を行っている。(名古屋工業大学、P. 66)
- ・博士課程における研究倫理教育において研究倫理(責任のある研究活動)について理解を深めるため、少人数のディスカッションを活用している。(京都薬科大学、P. 74)
- ・学部初年次から共通教材により特定不正行為について研究倫理教育を実施するとともに、「技術者倫理」において研究倫理についても教育を行っている。(室蘭工業大学、P. 8)
- ・芸術分野の特性を踏まえ、倫理に関連して社会に出た際に必要となる知識として、著作権等の教育を段階的なカリキュラムに位置付けている。(東京藝術大学、P. 32)

○研究倫理教育に関する学内連携等

- ・学生及び大学院生に対する研究倫理教育について、教育担当部局と連携し、各部局の意見をききつつ、文系(和文・英文)、理工系(和文・英文)の研究倫理教育の教材を作成し教育を行っている。(横浜国立大学、P. 48)
- ・学生及び大学院生に対する研究倫理教育について、教育担当部局と連携して教育を行っている。(電気通信大学、P. 38)
- ・研究倫理教育等について、教育担当部局との連携に加えて、社会からの意見を取り入れた教育を行っている。(名古屋工業大学、P. 65)
- ・大学全体の人材育成の視点「<グローバル>スタンダード」を踏まえて研究倫理教育を行っている。(金沢大学、P. 54)

○分野の特性等をふまえた特徴的な研究倫理教育

- ・教職大学院において、大学の指導教員及び学生だけでなく、学校や教育関係者が研究倫理を共有するためのガイドラインを作成し指導している。(岐阜大学、P. 63)
- ・専門教育(経済学類)において学習ガイドブックを作製し、研究倫理教育の内容を含めて教育している(金沢大学、P. 53)
- ・芸術分野の特性を踏まえて、学術論文執筆のための著作権ガイドラインを定めており、学

会の倫理規定や投稿規程についても教育している。(東京藝術大学、P. 34)

○研究倫理教育と技術者倫理・生命倫理

- ・学生の研究倫理教育を全学科必修科目の「技術者倫理」のなかに位置付けて行っている。(室蘭工業大学、P. 9)
- ・医学教育部では、学生の研究倫理教育を「生命倫理」の教育のなかで行っている。(熊本大学、P. 94)

○外国人を対象とした研究倫理教育

- ・新規に採用された外国人に対して、研究倫理教育を含めたオリエンテーションを外国人研究者を支援するセンターが実施している。(物質・材料研究機構、P. 24)

(3) 一定期間の研究データの保存及び開示

○研究データの保存等に関する取組

- ・大学において研究データの保存等に関するガイドラインを定めている。(九州大学、P88)
- ・研究データについて、啓発パンフレットに「実験データの保存・開示等の必要性」を明記し誓約書の徴取、Web及び全学メールで注意喚起に努めている。(電気通信大学、P. 41)

○分野の特性をふまえた研究データ保存等の取組等

- ・エイズ学研究センター及び生命資源研究支援センターでは電子データについて一括管理を行っており、大学院生命科学研究部(保健学系)では電子データは外部と接続しないPCに蓄積している。(熊本大学、P. 95)
- ・データ保存について、芸術分野では、芸術作品そのものが研究成果とされ、不正防止にデータ保存が他分野に比べて重要とされない場合について分野の特性をふまえて整理している。(東京藝術大学、P. 34)
- ・学部の研究室が廃止される等の際、研究資料を大学博物館に受け入れている。(琉球大学、P. 102)

○研究データ管理の指針

- ・研究の電子データの管理の方法について学生向け及び教員向けの指針を設けている。(名古屋工業大学、P. 69)

○研究データ保存とレポジトリサービス

- ・電子データの保存について、大学のガイドラインにおいて、外部にある研究分野のレポジ

トリサービスを示し利用を推奨している。(沖縄科学技術大学院大学、P. 110)

(4) その他研究公正の推進に向けた取組

○機関における管理・運営等と研究公正の推進

- ・内部統制の問題として研究公正に関する取組を位置付け「コンプライアンスハンドブック」等により普及啓発活動を行っている。(物質材料・研究機構、P. 26)
- ・研究公正に関する取組を大学のビジョンやガバナンスの問題に位置付けている。(岐阜大学、P. 63)
- ・研究公正の推進に関する取組を危機管理の問題として位置付けている。(京都薬科大学、P. 76)
- ・研究公正の推進に資するため、「誓約書」「研究データ保管管理簿」「研究データ引継ぎ等証明書」など各種様式を定め取り組んでいる。(室蘭工業大学、P. 11)
- ・教員の個人評価において、「研究活動に関して守るべき作法」として研究倫理についても自己点検の評価項目に含めている。(山形大学、P. 20)
- ・学長裁量経費において研究倫理教育に関するプロジェクトを実施しデータ管理の指針等を取りまとめている。(名古屋工業大学、P. 71)
- ・研究倫理教育に関して、外部の専門家を招へいし他機関とも連携して公開セミナーを実施するなど、教育内容の充実を図っている。(沖縄科学技術大学院大学、P. 109)

○研究公正に関する組織等の整備

- ・組織の整備を行い、研究不正等の調査業務については、研究推進担当ではなく、法務・コンプライアンス担当が行うこととしている。(九州大学、P. 89)
- ・研究担当の副学部長が研究公正推進室の室員となり不正防止のための環境整備等を所掌している。(岐阜大学、P. 63)
- ・アカデミック・メンターが行う研究に関する指導のなかに、研究公正の関する内容も含めて実施している。(沖縄科学技術大学院大学、P. 112)
- ・研究倫理教育について、研究推進機構のURA (University Research Administrator) が関与している。(横浜国立大学、P. 46)
- ・新規立ち上げの研究室に対して出前講座を実施し研究倫理教育を行っている。(沖縄科学技術大学院大学、P. 106)

○研究倫理に関する図書館との連携

- ・学長裁量経費教育改革推進事業で図書館の蔵書とした生命倫理・医療倫理・研究倫理関連の文献及び視聴覚教材を「倫理図書コーナー」に設置し利用環境を整備している。(京都

薬科大学、P. 75)

- ・ 附属図書館では、「琉大生のための情報リテラシーガイドブック」において、著作権と引用、研究倫理等、研究情報の正しい活用を取り上げている。(琉球大学、P. 102)

○学位論文等に関する研究倫理の取組

- ・ 学位論文の審査において研究倫理に関する内容についても審査することを定めている
(福岡教育大学、P. 82)
- ・ 博士論文の作成指針において、研究倫理に関する内容を定めている。(横浜国立大学、P. 49)
- ・ 博士論文の提出にあたって、論文剽窃・盗用検知システムによる論文チェックを行い、「博士論文の剽窃等に係る申告書」を提出することとしている。(名古屋工業大学、P. 67)
- ・ 音楽学部等における学術論文執筆のための著作権ガイドラインを定めている。(東京藝術大学、P. 34)

○研究紀要に関する研究倫理の取組

- ・ 研究紀要の投稿に関して、研究活動上の不正行為の防止に資するため、大学紀要掲載予定論文について研究倫理等について自己点検を提出することとしている。(福岡教育大学、P. 81)

1 室蘭工業大学

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育の体制については、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則に基づき、コンプライアンス推進責任者である副学長が、最高管理責任者である学長及び統括管理責任者である理事の指示の下、教職員等に対する不正防止のための教育の実施及び受講状況の管理監督、研究活動等の取組のモニタリング及び改善指導を行うとともに実施状況を確認し、統括管理責任者への報告を行っている。

機関全体の実施計画については、第3期中期目標・中期計画に基づき、年度計画を策定している。

第3期中期目標においては、「特に研究活動等の不正防止について、学長のリーダーシップの下、不正が起こらないような組織風土を醸成する。」と定めており、第3期中期計画においては、「研究活動の不正行為の防止及び研究費の不正使用の防止のために、関係教職員等全員を対象に継続的に倫理教育等を実施し、未受講者及び成績不良者に対して研究活動の制限等を行う。」と定めている。

平成29年度の年度計画においては、「関係教職員等を対象に倫理教育等を実施するとともに、受講率を100%とするための方策を講じる。」と定めている。

第3期中期目標・中期計画及び年度計画の策定においては、執行部と部局等が連携して原案を作成し、教育研究評議会、役員会の議を経て決定している。

研究機関における研究倫理教育の履修管理については、以下の通り行っている。

①教職員に対する研究倫理教育

履修管理については、日本学術振興会の「研究者倫理 e ラーニングコース」の修了証明書と誓約書の提出により事務局で一括して行っている。また、受講者が e ラーニング内のテストを行い、理解度を深めている。

②学生に対する研究倫理教育

全学必修科目の「インターサイエンス」、「情報メディア基礎」、「技術者倫理」については、本学で導入している履修管理システム「キャンパススクエア」で管理・把握している。また、日本学術振興会で開発した「研究倫理 e ラーニングコース」については、e ラーニングシステムとセットで管理システムが用意されており、この中で履修状況を確認している。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等について、機関全体として実施している研究倫理教育については、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則に基づき、研究活動不正防止研修を以下のとおり実施している。

①研究倫理教育：

- ・論文及び研究成果を発表する研究活動に携わる者に求められる倫理規範等を修得させるための教育としている（第２条第５項第２号）。

②趣旨・目的・主催者：

- ・不正行為等を防止するため、構成員に研究活動等の不正防止のための教育を受講させている（第８条第１項）。
- ・本学構成員の責務として、構成員となった時点で本学が定める不正防止のための教育を必ず受けなければならない。また、最高管理責任者が指定する教育を定期的に受けなければならないとしている（第９条第３項）。
- ・教育を最初に受ける際に教育内容を理解したこと等を明記した誓約書を最高管理責任者に提出しなければならないとしている（第９条第４項）。

③実施概要等：

- ・本学の公的研究費（競争的資金を中心とした公募型の研究資金や運営費交付金等、本学が扱う全ての経費）の運営管理に携わる全ての教職員（非常勤職員や共同研究を行う民間企業からの出向者等を含む）を対象としている。（第４条）
- ・本学ホームページの教職員向けページを利用した個人学修による教育を実施している。
- ・教育の未受講者に対しては、予算執行権限を停止するとしている。

大学としては、公的研究費の運営管理に携わるすべての教職員が研究を実施するために研究倫理教育を受講することは極めて重要と考えており、研究倫理教育の受講の徹底を図るために、未受講者に対して予算執行権限を停止することとしたものである。（受講率は100%となっている。）

（３）学生に対する研究倫理教育

学生の研究倫理教育については、初年次から研究公正に関する感性を高めるために、全学必修科目「インターサイエンス」「情報メディア基礎」において、とくにFFPに関する共通教材を使い啓蒙を徹底している。さらに「技術者倫理」において、研究倫理に係る判断と行動に繋がる教育を実施している。

具体的には、技術者倫理の基本概念を説明し、技術者として身につけなければならない基礎的な技術者倫理に関する知識を修得させ、その上で具体的な事例をとおして、技術者の判断が社会や環境に与える影響を理解させ、倫理的ジレンマの解決方法を多様な価値観を踏まえ考察させている。なお、本授業では、講義、グループ討論、調査、分析、発表等を実施している。

授業科目「技術者倫理」については以下のような内容を実施している。なお、本科目は学科毎で設定し実施している。「技術者倫理」は昼間コース学部3年生を対象に、後期15週科目として毎週2時間実施しており、全学科において必修科目としている。これは、4年生に研究室配属が行われることから、授業科目「技術者倫理」はその直前期にあたる3年生後期に設定しているものである。

- 第1週 技術者、技術者倫理とはなにか
- 第2週 事例研究
- 第3週 倫理とは
- 第4週 内部告発
- 第5週 技術者倫理の解決法
- 第6週 事例研究
- 第7週 企業倫理とはなにか
- 第8週 ヒューマンエラー
- 第9週 ～ 第12週 グループ討論
- 第13週 ～ 第15週 発表会
- 第16週 定期試験

また、学部4年生、大学院修士課程1年生及び大学院博士課程1年生を対象に日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース」を9月から12月までを受講期間に設定して実施している。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則において、以下のとおり定めている。

①保存する研究データの範囲

- ・実験の生データ、実験ノート、実験試料及び実験のために使用するプログラム等、外部に発表する論文及び研究成果を導出するために必要とした各種データ等としている（第2条第6項）。
- ・構成員及び学生が外部に発表した研究成果に関するものとする（第28条）。

②研究データの保存期間

- ・研究データの保存期間は、研究成果の発表時点から原則5年としている（第29条第1項）。
- ・研究分野の特性により、5年を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で構成員が自ら期間を定めることができるものとしている（第29条第2項）。
- ・保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、

当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めるものとしている。ただし、法令等の保存期間が5年未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、第1項の期間に準じて保存期間を定めるものとしている（第29条第3項）。

- ・共同研究や外部から研究データを受領するにあたり、研究データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途ある場合は、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めるものとしている（第29条第4項）。

③研究データの管理方法

- ・個々の構成員単位で研究データ保管管理簿に、研究成果を発表した都度、情報を追記して管理するものとしている（第30条第1項）。
- ・学生の研究データについては、指導教員の研究室単位で管理簿に、指導教員の責任のもと研究成果を発表した都度、情報を追記して管理するものとしている（第30条第2項）
- ・保存期間を経過した研究データについては、適切に破棄するとともに管理簿の情報も適切に修正するものとしている（第30条第3項）。
- ・コンプライアンス推進責任者は、部局等における管理状況を定期的に確認し、適正に研究データが保存されていることを確認し、状況を統括管理責任者に報告するものとしている（第30条第4項）。

保存対象の研究データについては、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則において、保存するデータは、不正等を指摘された際に科学的根拠を持って不正が無いことを証明することができると考えられるものを構成員が自ら決めるものと定めている。

また、この観点に準じて、学生の研究成果に関する研究データについては、指導教員の責任のもと決めるものとし、複数の研究者と共同で行った研究成果の研究データについては、構成員が担当した部分について証明が可能な研究データを保存するものと定めている。（第28条）

研究データの保存については、データ管理簿として全学的に統一的な様式を定め、データの所在情報等を管理する仕組みを導入し、機関としてデータ管理を工夫している。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則において、以下のとおり定めている。

- ・学外への異動者が管理する研究データ（指導する学生の研究データも含む。）については、研究データ引継ぎ等証明書を作成の上、原則本学が継続して管理し、保存するものとしている（第31条第1項）。

- ・学外への異動者は他機関で研究を継続する等の理由で自らの研究データを持ち出した場合は、管理簿及び証明書をもとに作成した持ち出しデータのリストにより統括管理責任者に申請し、承認を得て持ち出すことができるものとしている。ただし、持ち出す研究データは複製を作成し、オリジナル又は複製を本学に残すこととし、複製が難しい研究データについてはその取扱についてコンプライアンス推進責任者と個別に協議し、決定するものとしている（第31条第2項）。
- ・コンプライアンス推進責任者は、学外への異動者の研究データをどのように引き継ぐか予め決めておくものとしている（第31条第3項）。
- ・学外への異動者が残し、本学が継続して管理し、保存する研究データについては、予め決められた保存期間の中で管理し、保存期間経過後は適切に破棄するものとしている。なお、研究データは研究者個人のアイディア及びノウハウ等が含まれるものであることから、研究データの管理及び保存に係る業務又は不正行為等の調査以外に使用してはならないとしている（第31条第4項）。
- ・新たに採用され構成員となる者が他機関から持ち出した研究データで、成果の発表から本規則で規定する期間を経過していないものについては、管理簿を作成し、管理及び保存を行うものとしている（第31条第5項）。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

「国立大学法人室蘭工業大学における研究活動上の不正防止に関する規則」において、管理に資するため様式を整備している。

- ・研究倫理教育の実施に関しては、教育実施後に、教育内容を理解したこと等を明記した「誓約書」を提出させ、保管している。
- ・研究データについては、「研究データ保管管理簿」に、研究成果を発表した都度、情報を管理するものとしている。
- ・学外への異動者が管理する研究データについては、「研究データ引継ぎ等証明書」を作成し、原則大学が継続して管理し、保存するものとしている。

別記様式第1号（第8条、第9条関係）

年 月 日

誓 約 書

国立大学法人
室蘭工業大学長 殿

所属 _____

氏名（自署） _____

生年月日（西暦） _____ 年 月 日

私は、 _____ 年度の業務を遂行するにあたり、室蘭工業大学が指定する研究活動等の不正防止に関する教育を受講し、その内容を理解したことを約束します。

また、国立大学法人室蘭工業大学行動規範及び国立大学法人室蘭工業大学における研究活動等の不正防止に関する規則等の関係諸規則等を遵守し、研究活動等の不正行為及び不適切行為を行わない、させない、黙認しない、かつこれに加担しないことを約束します。

なお、関係諸規則等に違反して不正行為及び不適切行為を行った場合は、室蘭工業大学、公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負い、その損害を賠償することを約束します。

誓約書

[illegible]

別記様式第3号（第31条関係）

研究データ引継ぎ等証明書

<申請者記入欄>

記入日 年 月 日

所属

氏名（自署）

下記のいずれかにチェックを入れ、必要なリストの添付、研究データの引継ぎ等を行ってください。

☐ 全ての研究データを室蘭工業大学に残していく。

→別記様式第2号「研究データ保管管理簿」をもとに、コンプライアンス推進責任者が指名する確認者に研究データの引き継ぎを行い、引き継ぎ完了の確認を受けてください。

☐ 一部又は全ての研究データの持ち出しを行う。

→別記様式第2号「研究データ保管管理簿」をもとに、学外に持ち出す研究データとそうでないものが分かるリストを作成し、コンプライアンス推進責任者が指名する確認者に研究データの引き継ぎを行い、引き継ぎ完了の確認を受けてください。

<確認者記入欄>

記入日 年 月 日

申請者の申請内容に基づき、研究データの現物確認、引継ぎ等を完了したことを証明いたします。

所属

氏名（自署）

<決裁欄>

最終決裁日 年 月 日

（最終判断者）

統括管理責任者	コンプライアンス 推進責任者

研究データ引継ぎ等証明書

2 山形大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、平成 27 年 3 月の役員会及び教育研究評議会において一部改正した「山形大学の研究活動における行動規範に関する規程」、及び同年 5 月に、山形大学研究活動に関する行動規範委員会において制定した「山形大学における研究倫理教育に関する指針」により、以下のとおり取り組んでいる。

【実施体制について】

- ・全学的な取り組みを推進するため、学長を業務統括の最高責任者とし、研究担当理事・副学長を業務実施の責任者とした。また、研究分野の特性及び部局の実情を踏まえた研究倫理教育を行うため、部局長を研究倫理教育責任者とした。

(1) 学長

本学全体の研究活動における行動規範の遵守、不正行為の防止及び不正行為への対応に関する業務を統括する。

(2) 研究担当理事・副学長

学長を補佐し、研究活動における行動規範の遵守、不正行為の防止及び不正行為への対応に関する業務を行う。

(3) 部局長

当該部局の研究活動における行動規範の遵守、不正行為の防止及び不正行為への対応に関する業務を行う。

(4) 研究倫理教育責任者

各部局長を研究倫理教育責任者とし、研究者に求められる倫理規範を修得させるための教育について責任を持って実施する。

(5) 研究活動に関する行動規範委員会

研究活動における行動規範の遵守及び研究倫理教育等不正行為防止策を検討する審議機関。研究担当理事・副学長が委員長を務める。

実施計画については、第 3 期中期目標・中期計画及び年度計画を踏まえ、全学的に取り組んでいる。

○中期目標

- ・経理の適正化、情報セキュリティ、研究における不正行為・研究費の不正使用の防止等について、法令等に基づく適正な業務執行を徹底する。

○中期計画

- ・研究における不正行為・研究費の不正使用の防止等に係る意識を向上させるため、第 2 期中期目標・中期計画期間に改正した規定や整備した体制の下で、研究者及び学生の倫理教育を継続

的に実施するとともに、不正行為や不正使用を事前に防止するための管理責任体制の在り方を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善策を講じる。

○平成 29 年度計画

- ・研究における不正行為・研究費の不正使用の防止等に係る意識を向上させるため、不正行為防止の管理責任体制についての点検を継続する。また、各学部・研究科においては不正行為や不正使用を事前に防止するために研修会等を継続的に開催する。さらに、研究費の不正使用の防止に向けて「適正経理管理室」がすべてのキャンパスを対象にモニタリングを実施し、結果について点検・評価を行う。
- ・各部局研究倫理教育責任者から前年度末時点の研究者の研究倫理教育履修状況を報告させるとともに、全学的な「研究倫理教育履修状況管理台帳」を作成し管理することを継続する。また、履修状況を把握し、必要に応じて研究倫理教育責任者に対し通知等を行う。

責任や役割分担については、全学においては、学長を業務統括の最高責任者とし、研究担当理事・副学長を業務実施の責任者としている。全学的に調整が必要な事項については、研究担当理事・副学長が委員長を務める「研究活動に関する行動規範委員会」で審議を行うこととしている。部局においては、各部局長を研究倫理教育責任者とし、当該部局における研究者の研究倫理教育の実施及び履修状況の確認を行っている。

上記に加え、医学部・医学系研究科においては、以下のとおり実施している。

- ・研究者等の研究倫理意識の醸成のため、「医学系研究の倫理等に関する研修会」を年 1 回以上開催している。
- ・研修においては、医学部倫理審査委員会委員長、利益相反マネジメント委員会委員長、大学院委員会委員長がそれぞれ医学系指針、COI マネジメント、研究倫理の講義を担当している。

研究倫理教育の履修管理については、研究倫理教育を履修した者は、研究倫理教育責任者（各部局長）に履修済みの報告書等を提出し、研究倫理教育責任者（各部局長）は、当該部局の履修状況を管理することとしている。研究倫理教育責任者（各部局長）は、前年度末時点の当該部局の履修状況について、「研究倫理教育履修状況管理台帳」を作成して研究担当理事・副学長に報告することとし、研究担当理事・副学長が全学の履修状況を把握している。

別記様式2

研究倫理教育履修狀況管理台帳

[illegible]

研究倫理教育履修狀況管理台帳

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に機関として実施している研究倫理教育については、山形大学の研究活動における行動規範に関する規程において、研究活動の基本姿勢及び研究者の行動規範を定め、研究者に求められる倫理規範を修得させるための研究倫理教育を行うこととしている。また、業務統括の最高責任者である学長、及び業務実施の責任者である研究担当理事・副学長のもと、研究分野の特性及び部局の実情を踏まえた研究倫理教育を行うため、部局長を研究倫理教育責任者とし、研究倫理教育責任者が当該部局の研究倫理教育の実施及び履修状況の確認を行うこととしている。

（３）学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生について、学部・研究科において実施している研究倫理教育については、山形大学の研究活動における行動規範に関する規程に基づき、研究活動に関する行動規範委員会（平成 27 年 10 月 15 日開催）において、学生に対する研究倫理教育の推進について審議し、未実施及び検討中の部局においては平成 28 年度から実施することを決定し、以下のとおり実施している。

【学部】

- （人文社会科学部）基盤教育科目「スタートアップセミナー」、「卒論指導」において実施
- （地域教育文化学部）基盤教育科目「スタートアップセミナー」、専門科目「課題研究等の授業」において実施
- （理学部）基盤教育科目「スタートアップセミナー」において実施
- （医学部）医学科：専門科目「社会医学・医療学（医療情報）」、及び研究室研修前のガイダンスにおいて実施
看護学科：専門科目「看護研究入門」、「看護研究」、及び研究室研修前のガイダンスにおいて実施
- （工学部）専門科目「技術者倫理」において実施
- （農学部）専門科目「食料生命環境学実験実習」において実施

【大学院】

- （社会文化システム研究科）「オリエンテーション」、「修論指導」において実施
- （地域教育文化研究科）専門科目「課題研究等の授業」又は「特別研究等の授業」において実施
- （教育実践研究科）専門科目「教職実践プレゼンテーションⅠ」において実施
- （医学系研究科）医学専攻：専門科目「行動規範教育」（「CITI-Japan プロジェクト e-learning プログラム」の履修を含む）において実施
看護学専攻：専門科目「行動規範教育」（「CITI-Japan プロジェクト e-learning プログラム」の履修）において実施
- （理工学研究科）「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）」の通読により実施

(有機材料システム研究科)「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)」の通読により実施
(農学研究科)「オリエンテーション」において実施

学修内容については、各学部や研究科で分野の特性等をふまえたものとしている。

- ・人文社会科学部・社会文化システム研究科では、参考文献の扱い方、引用の方法、データの扱い方などを中心に論文の作成方法や研究の進め方を指導教員(演習担当教員・卒論指導教員・大学院指導教員)が学生に教育している。
- ・理工学研究科では、教材として「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)」を用いている。
- ・医学系研究科では、CITI-Japan プロジェクト e-learning プログラムを必修としている。また、医学部では、医学科は専門科目「社会医学・医療学(医療情報)」、看護学科は専門科目「看護研究入門」、「看護研究」において研究倫理教育に関する講義履修、及び研究室研修前のガイダンスの受講を必修としている。

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存については、山形大学の研究活動における行動規範に関する規程において、「研究者は、実験・観察ノート等の研究データを一定期間保存し、学長、副学長又は部局長の求めに応じ、開示しなければならない。」と規定し、研究データを一定期間保存することを義務づけている。

保存すべき研究データの内容、保存期間については、平成 27 年 3 月 6 日日本学術会議回答「科学研究における健全性の向上について」を参照し、研究分野の特性及び部局の実情を踏まえた取組みを行うため、同規程において、「研究データの内容、保存期間については、各部局において定める。」こととしている。

【研究データの内容】

- ・研究活動の過程を記録する実験ノート、論文や報告等研究成果発表のもととなった文書、数値データ及び画像など及びその電子データ等の研究資料、並びに試料(実験試料、標本)や装置等としている。

【保存期間】

- ・研究資料については、人文社会科学部は 2 年、地域教育文化学部、工学部、農学部は 10 年、理学部は電子化されているもの 10 年、電子化されていないもの 5 年。
- ・また、医学部においては、論文中の図表作成の由来となった結果に関する実験データ及び実験ノートのコピーをファイルにまとめ、5 年間は corresponding author(責任著者)及び執筆者が分担に応じてそれぞれ保管し、5 年経過後は、corresponding author(責任著者)又は執筆者のいずれかが責任を持って保管することとしている。
- ・試料(実験試料、標本)や装置等の「もの」については、人文社会科学部は 2 年、地域教育文化学部、理学部、工学部、農学部は 5 年、医学部は実験担当者と実験責任者が相談して決定。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、人文社会科学部、地域教育文化学部、理学部、工学部、農学部では、規程に基づき、各研究者が判断している。医学部では、「山形大学医学部研究倫理教育の指針」に基づき、実験担当者が実験責任者と相談して判断している。転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、規程に基づき、部局ごとに判断している。

- ・人文社会科学部、理学部、農学部では、規程に基づき、当該研究者が判断している。なお、工学部では、国の研究開発プロジェクトや企業との共同研究が実施される等、大学として秘匿する必要があるものについては、研究者と協議の上、大学が保管する場合もある。
- ・地域教育文化学部では、退職並びに転出の際のデータ廃棄方法について研究開始許可を求める段階で取り決めることとしている。
- ・医学部では、研究成果有体物については、研究者が転出先に移管する場合、転出先機関からの申し出により、医学部長が承認した上で無償譲渡手続を行っている。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

研究活動上における不正行為防止策の一環として、学術論文等の剽窃検知ツール「iThenticate」（アイセンティケイト）を平成 26 年 11 月から導入している。

山形大学における教員の個人評価では、教員が定期的に自己点検を行い、部局長へ報告することを義務付けており、教員個人評価票（項目別自己点検）においては、教育、研究、社会連携、管理運営、診療の 5 領域が定められている。研究については研究発表など評価項目が 7 項目あり、研究活動に関して守るべき作法（実験・観察ノート等の記録媒体の作成、保管や試験試料の保存、剽窃の有無、研究費の適切な執行等）についても個人評価の評価項目として取り上げている。

様式3

教員個人評価調査票（項目別自己点検）

提出年月日： 年 月 日

主担当部局	氏名
-------	----

領域	評価項目	自己点検	自己評価
教 育	教育達成目標とその妥当性	9ポイントで132字入る	
	目標達成状況		
	教育内容面での取組と改善方策		
	教育方法での取組		
	成績評価での取組		
	学生に対する支援		
研 究	研究発表（文献）		
	研究発表（口頭，ポスター）		
	芸術・建築・体育系分野の業績		
	その他研究に係わる業績		

	外部研究費の導入		
	所属部局外の組織との共同研究		
	研究活動に関して守るべき作法		
社会連携 携	生涯学習支援等への貢献		
	学外の審議会、委員会への参画		
	学外の各種調査、研究会等への参画		
	病院等における診療活動及び医療支援		
	教育臨床		
	国際貢献		
	産業支援		
	他大学等における教育支援（非常勤講師を除く。）		
	部局長等		

3 物質・材料研究機構

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育については、機構全体の体制として、総括責任者の下、研究倫理教育について実質的な責任と権限を有する者として、研究拠点・部門等ごとに研究倫理教育責任者（拠点長/部門長/センター長）を置き、所属する研究者等が研究倫理に関する研修を適切に受講するよう、把握・指導を行っている。

機関全体での実施計画については、内部統制推進本部内部統制推進室において、前年度末に翌年度機関が実施する研究倫理教育などの研修計画を立て、スケジュールリングを行っている。また、研究拠点等において、研修を優先的に受講させる者の選別や受講連絡を行っている。

研究倫理教育の履修管理については、CITI Japan プログラム（e ラーニング）について、内部統制推進室職員が成績管理者となり、APRIN が管理する CITI Japan Web サイトを利用した履修管理を行っている。また、理解度の把握については、CITI Japan プログラムが「必須受講科目における理解度テストの正解率が平均 80%以上」で修了となるため、修了済みか否かで受講者の理解度を把握している。

なお、機構内における研究倫理教育に関して、運営会議、内部統制委員会の各部会等の場で必要に応じて指導・指示を受け、改善に結びつけている。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者に対する研究倫理教育については、公正な研究活動を推進するために必要な作法の修得や研究者倫理のさらなる向上のための研究倫理教育を実施している。また、新規採用者等に対して、機構のルールや業務について説明するとともに、コンプライアンス・研究（費）不正等についても触れて意識を高めているほか、全職員に対して、コンプライアンスに関する啓蒙活動を行っている。

<e ラーニング>

①CITI Japan プログラム

「責任ある研究行為：基盤編（理工系）」を履修義務化。

【必修単元】

- 1.研究不正
- 2.工学研究におけるデータの管理上の倫理問題

- 3.責任あるオーサiership
- 4.理工学研究領域の論文発表とピア・レビュー
- 5.理工学分野における共同研究
- 6.研究者の社会的責任と告発
- 7.公的研究費の取扱い

※職種に応じて3コース設定し、必須受講科目数は異なる（最大7単元）。

平成29年1月より受講開始。教材の内容が改定されるなどした際には、改めて受講を依頼。

<セミナー等>

②研究倫理に関する研修会

研究外部講師を招いた、研究（費）不正防止、研究者倫理等に関する研修会を定期的に（年1回程度）実施。

- ・平成28年度 研究不正・研究費不正に関する研修会を1回（日本語）実施
- ・平成29年度 研究倫理に関する研修会を2回（日本語1回、英語1回）実施

③新任GL研修（主催者：人材部門人材開発・大学院室）

新任のGLを対象に定期的に（年1回程度）実施。研究倫理・コンプライアンスを組み込んで実施している。

④ICYSオリエンテーション（主催者：人材部門若手国際研究センター）

新規に採用された外国人を対象に、定期的に（2か月に1回程度）実施。NIMSで働くための一般的な情報、研究成果について留意すべき点、安全管理等について説明を行うほか、コンプライアンス、研究不正・研究費不正についても説明を実施している。

- ・平成28年度 6回開催
- ・平成29年度 6回開催

⑤初任者オリエンテーション（主催者：人材部門人事室）

初任者を対象に、定期的に（年1回）実施。機構で働くために必要な各種業務についての説明を行うほか、コンプライアンス、研究不正・研究費不正についても説明を実施している。

<その他>

⑥コンプライアンスハンドブック/コンプライアンスメールマガジン配信（主催者：内部統制推進本部内部統制推進室）

新規採用者に対して、コンプライアンスハンドブック（研究活動上のルールを含む）を送付しているほか、月に1回、全職員に対して、コンプライアンスメールマガジンを配信し、コンプライアンスに関する啓蒙活動を行っている。

若手国際研究センター（ICYS）では、世界の優秀な若いポスドク研究者に独立した研究予算と自由な研究環境を提供し、イノベーションとなるような研究を生み出す自立した若手研究者を育成しており、新規に採用された外国人研究者については、定期的（2か月に1回）に開催されるICYSオリエンテーションにおいて、研究環境の違いをふまえ、NIMSで働くための一般的な情報、研究成果について留意すべき点、安全管理等について説明を行うほか、コンプライアンス、研究不正・研究費不正についても説明を実施している。

（3）一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存については、研究記録については、文書（ラボノートを含む）、数値データ、画像などの研究資料は、原則 10 年、試料（実験試料、標本など）や装置などの有体物は、原則 5 年（いずれも、当該論文等の発表時から起算）の保管を義務付けている。分野ごとの取り扱いについては、各グループ等に委ねている。ラボノートについては、紙ノートと電子ノートの使用を認めている。

機関全体として、論文等の発表成果内容の根拠となっている研究データ（「研究記録」）については、規程で定めた上記の期間は適切な保管を行うことを義務付けている。各研究データが論文等のバックデータに該当するかどうか、廃棄して良いかどうかの判断は、各グループ等において個別に判断を行うこととしている。

また、研究者が論文等、研究成果の公表を行う際には、研究発表許可願システムにおいて、当該論文等のバックデータの所在の申告を行うことを義務付けている。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、拠点長等及びグループリーダー等が、研究記録の適切な保管が損なわれないように複写を作成して所在を記録するなど、個別にルールを決めることとしている。グループリーダー等が転出又は退職する場合は、関係者間で協議して研究データの保存場所を確保する等の必要な措置を講じるものとしている。

保存にかかる費用負担については、各拠点等の要望に応じて電子データ保管用のサーバーを提供している。その他の個別のデータ保存に関する費用負担等は、各グループ等に割り振られた予算において行っている。

研究データの帰属先については、「研究成果物等取扱規程」において、研究の過程で得られたデータや資料等について、特段の登録等を必要とせず、発生した段階で研究成果物等として取り扱い、他に特段の定めのない限り、機構に帰属するとしている。

研究データの保存に関連して実施している研究記録管理については、適切な記録管理の在り方について現場モニタリングをしながら、制度のブラッシュアップを進める予定である。

（４）その他研究公正の推進に向けた取組

組織全体として取り組むべき重要なリスクの把握・対応を迅速に行うため、平成 27 年 3 月に内部統制委員会を設置している。同委員会において、機構全体のリスクを俯瞰したうえで、研究不正の予防、事案発生時の対応にかかる重要事項を決定している。また、研究不正

に関する通報窓口について、機構内HPのトップに誰でもすぐにアクセスできるリンクを設けて内部監視を強化している。

独立行政法人における内部統制とは、中期目標に基づき法令等を遵守しつつ、業務を行い、ミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組みのことであり、内部統制の目的を重要度の高いものから4つに優先順位付けしている。

(①業務の有効性及び効率性、②事業活動に関わる法令等の遵守、③資産の保全、④財務報告等の信頼性)

内部統制における「法令等の遵守」は「コンプライアンス」のことを指しており、法律・政令等の「法規範」や社内規程・業務マニュアル等の「社内規範」に加えて、企業倫理・社会的規範等の「倫理規範」が法人に対して求められている。

機構では、コンプライアンス体制の構築は、内部統制におけるリスクマネジメントの一つに位置付けられているため、内部統制委員会(委員長＝理事長)を中心に内部統制推進室が実務を担うなど、様々なリスクに対して理事長のリーダーシップの下での組織運営体制を構築している。

内部統制推進室が対応するコンプライアンスの範囲としては、①法令・規程等遵守、②ハラスメント等モラル・職場環境に係る問題、③研究不正の防止、④研究費不正の防止、④反社会的勢力への対応 等があり、優先度の高いリスクに対して対応等を行うとともに、内部統制委員会に対して報告等を速やかに行い、組織としての信頼の確保のため、トップが積極的に関与する体制としている。

このように、研究公正の推進に向けた取組については、研究担当部局ではなく、内部統制を担当する部局において、統一的に取り組んでいることが大きな特徴となっている。

また、内部統制の観点から「国立研究開発法人物質・材料研究機構コンプライアンスポリシー」として、以下を定めている。

1. 法令の遵守
2. 情報管理の徹底
3. 人権の尊重と健全な職場環境の形成
4. 公正な研究活動と社会への貢献
5. 役員の姿勢

さらに、公正な研究活動の推進を含めてコンプライアンスに関する理解を深めるため、職員に対して、ポイント、事例、ルール of 解説、関係法令等・内部規程をわかりやすく取りまとめた「コンプライアンスハンドブック」を配布するとともに、メールマガジン「NIMS コンプライアンス通信」を全職員に定期的に送付し、普及啓発活動を行っている。

コンプライアンス ハンドブック



国立研究開発法人 物質・材料研究機構

目次

コンプライアンスハンドブックの発刊に寄せて	1
コンプライアンスポリシー	2
まえがき	3
職場の安全衛生	
職場の安全衛生	6
ガスボンベ及び薬品使用の法令順守	8
研究活動上のルール	
研究活動上の不正行為の防止	10
研究費の適正な使用	12
輸出管理規制の遵守	14
利益相反マネジメント	16
情報セキュリティ	
情報漏洩の防止	18
個人情報の保護	20
サービスの基本	
サービスの基本	22
適切な勤務時間管理	24
メンタルヘルス	26
ハラスメントの防止	28
利害関係者との適切な関係	30
知的財産の保護	
著作権の保護	32
ソフトウェアの適正な使用	34
環境への配慮	
廃棄物の適正な処理	36
その他	
適正な物品管理	38
インサイダー取引の禁止	40
通報制度	42

研究活動上の不正行為の防止

- ・ 研究不正は、研究者個人が倫理的に非難されるにとどまらず、機構の名誉と信用を著しく傷つけるものであり、絶対に行ってはなりません。

事例1

Aさんは、研究業績を上げるため、発表済みの実験データに少し修正を加えて、新しい論文として投稿しました。

事例2

Bさんは、Cさんの依頼を受け、コンピュータソフトを使用して実験データの画像の加工を行いました。Bさんは、不正行為にあたるのではないかと少し気になりましたが、巻き込まれたくないと思い黙っていました。

研究活動上の不正行為の防止

解説

研究活動の本質とは、先人達の研究の諸業績を踏まえたうえで、新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為であり、研究成果は、研究者コミュニティにおいて公開され、その内容について吟味・批判を受けます。研究活動における不正行為は、このような研究活動の本質を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為であるとともに、社会からの信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涇するものです。研究者は、研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動しなければなりません。

しかし昨今、研究者による不正行為が相次いで判明し、大きな問題となっています。得られたデータや結果の「ねつ造」、「改ざん」、及び他者の研究成果等の「盗用」、同じ研究成果の「重複発表」、論文著作者が適正に公表されない「不適切なオーサリング」などが代表例です。故意ではなく、重大な過失であっても、不正行為とみなされます。こうした行為は、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめ、研究費獲得申請や報告の各過程においてなされる可能性があります。不正行為が起こる背景には、成果主義による功名心の広がり、研究費やポストの獲得競争の激化など、研究現場を取り巻く現状があります。また、研究組織や研究者自身についても、真理の探究に対する使命感が薄れてきていたり、学生や若手研究者が研究活動における作法や倫理について十分な教育を受けていない状況が原因として考えられます。

不正行為を防止するためには、「不正行為を行わない」、「不正行為に荷担しない」、「他の者に不正行為をさせない」という意識を一人一人が持つことが必要です。悪意は無くとも、グラフや写真を「きれいにする」、矛盾するデータを無視する、などの行為が、不正に繋がる可能性があることを十分認識しなければなりません。また、他人の成果を尊重し、論文の共同発表などの際の共著者間での責任分担の明確化、先行研究のレビュー及び引用等を適切に行うことが大切です。

なお、不正が認定されると、懲戒処分その他、論文の撤回、競争的資金への応募資格制限等の措置が取られます。

私たちは、物質・材料科学技術に関する基礎研究および基盤的研究開発を行う公的研究機関の一員として、社会からの負託に応えるため仕事をしています。その誇りと自覚、自戒の気持ちを持って、一人一人が、高い倫理観に基づいて自らの行動を律し、また、仲間が不正をしようとしているときは、決して荷担せず忠告を行い、不正行為が行われないように細心の注意を払いましょう。

法令等

- ・ 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて
- ・ 民法第709条（不法行為による損害賠償） 他

内部規定

- ・ 研究活動における不正行為の防止等に関する規程
- ・ 研究活動における行動規範
- ・ コンプライアンスポリシー
- ・ 各就業規則（サービスの根本基準） 他

4 東京藝術大学

(1) 研究倫理教育の体制

「東京藝術大学における芸術研究活動に関わる行動規範」において、芸術諸分野における研究活動にあたり、行動規範を遵守し、公正な態度をもって活動の遂行に努めなければならないことを定めている。

また、学術研究の健全な環境の確保および学術研究の信頼性・公平性を高めることを目的として、構成員（教職員及び学生）が研究に携わる場合を守るべき倫理指針を示す「東京藝術大学研究者倫理に関するガイドライン」において、創立以来の自由と創造の精神を尊重すると同時に、社会に及ぼす大きな影響と重い責任を自覚した高い研究者倫理を求めている。

前文（目的）

東京藝術大学は、我国唯一の国立総合芸術大学として、芸術文化発展について指導的役割を果たすことを使命と考え、高い専門性と豊かな人間性を有した芸術家、芸術分野の教育者・研究者の養成、伝統文化の継承と新しい芸術表現の創造、市民が芸術に親しむ機会の創出を目指しています。使命の実現に向けて、創立以来の自由と創造の精神を尊重すると同時に、社会に及ぼす大きな影響と重い責任を自覚した高い研究者倫理が求められています。

第1条

1. 「研究」とは、申請、実施、発表、審査等、研究活動に関わるすべての行為と結果をいいます
2. 「研究者倫理」とは、研究費の不正使用、研究に関わる捏造、改ざん、盗用など社会規範から著しく逸脱した行為を防止し、社会的規範となるような行動の規範を言います。

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、「東京藝術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」により、学長を最高責任者、研究担当理事を統括管理責任者とし、その下で研究倫理教育責任者（部局長）が研究倫理教育を実施している。大学全体の実施計画としては、「東京藝術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」に基づき、統括管理責任者が計画し、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を教員等は受講することとしている。

研究倫理教育の履修管理等については、社会連携課研究協力室で、研究倫理教育の出席表、e-learning コース（eL CoRE）の修了証書の提出により、受講状況を確認、管理している。

研究倫理教育の内容の理解度については、平成 27 年度の研究倫理教育実施後及び科研費説明会後のアンケート調査により把握している。

また、研究担当理事が主催する研究推進室会議、教授会等で研究倫理教育についての現状報告、意見交換等を行っている。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者及び研究支援人材について、機関全体として実施している研究倫理教育については、研究不正防止、研究者倫理、行動規範などについて、e-learning などを活用して行っている。

〔機関全体での研究倫理教育の内容〕

- ・平成 27 年度に文部科学省研究振興局からの講師派遣により、研究倫理の基本的な事項についての教育を実施した。
- ・公的研究費に係わっている教員を対象に日本学術振興会の e-learning コース（eL CoRE）の受講を義務づけている。
- ・科研費説明会同時開催。

（３）学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育については、芸術という分野の性格から、実技教育が中心であるため、一律に研究倫理教育を行うことはしていないが、研究倫理教育については個別に教員の指導の一環として行っている。

芸術分野の特性をふまえると、芸術作品を発表することに関して求められる倫理感を養うことが社会との関係で重要であるため、芸術に携わるものとして社会に出た際に必要となる知識の習得として、著作権等についての教育は、大学としても重要であると考えており、段階的なカリキュラムに位置づけている。

学部学生を対象として、「藝大生のための著作権入門」
音楽（学部・修士）を対象として、「著作権概論Ⅰ」「著作権概論Ⅱ」
音楽（学部・修士）、美術（学部・修士・博士）を対象として、
「芸術運営論Ⅰ：著作権と文化・メディア契約」

このほか、学部単位では一律に研究倫理教育を行うことをしていないが、学科単位では、必要な研究倫理教育を行っている。例えば、以下のような取組がある。

〔学科での研究倫理教育について〕

○美術学部芸術学科

工芸史研究室所属希望の学部３年生に対し、毎年、卒論提出日に合わせてガイダンスと論文指導を行っており、その際にマニュアルには剽窃・データの改ざん禁止と註のことについての説明がある。（工芸史の場合、まれにですが学部段階でも科学分析で得られたデータについて言及することがあるため、美術では、やや特殊。）

学部学生対象の概説科目（東洋陶磁史、東洋美術史概説、工芸理論）では、レポート課題の注意書きに、註等の引用根拠なしにインターネット等からの「コピペ」をしないこと、発見次第、

告知なしに不可とする可能性があることを明記し、またなぜ問題があるかについても口頭でも説明している。

○音楽学部楽理科

楽理科では学部・院ともにシラバスに明記する形で「研究倫理教育」は行っていないが、実技科のレッスンに該当する「音楽学実習」（＝個人単位での研究・論文指導）において、各教員が、各学生の勉学・研究の枠組みに沿って倫理教育を行っている。

具体的には、資料調査やフィールドワークに際して、個人情報の取扱や資・史料使用の際のドキュメントの取扱いから、奨学金や助成金の使用に際しての注意など、学生によって大きく異なる状況に沿って適宜必要と思われることを指導している。院生の多くは外部資金を活用して海外調査や学会発表しており、報告書の内容を指導している。

剽窃行為等については「音楽学実習」の他にも「総合ゼミ」内での様々な形式での研究成果発表の際に全教員から指導を受けている。

楽理科の学部1・2年の必修科目「初級演習」のクラスでは、民俗芸能のフィールドワークを学生に課しており、フィールドに赴く前の準備として、研究上の倫理にかかわる事項を扱っている。特に、民族音楽学では研究上の倫理の問題は、この学問の理論の一部をなしているので、当然、言及や注意喚起が授業中になされている。

○音楽学部音楽環境創造科

音楽環境創造科において学習・研究における倫理に関する教育の代表例として、以下の科目や機会がある。

・スタディスキル（1年生・必修科目）

音楽環境創造科の中で学習していく上での基礎的な能力を身に付ける。課題レポート提出時にカンニングにあたる行為を説明するとともに、それが授業を受ける立場だけのことではないと述べつつ、公正な研究の発展に関して触れている。

・音響心理研究法（主として学部3年生と修士1年生を対象・選択科目）

音響と心理に関わる研究を計画・実施するための方法を通年講義で行っている。受講生は各自が研究を行い、簡易ではありますが論文を執筆するところまでを行っており、その中で、研究倫理について講義・ディスカッションの機会をもうけている。学会の倫理規定等についても説明している。

1 研究倫理

- 1.1 研究者の責任と義務（日本心理学会『倫理規定』より）
- 1.2 研究計画
- 1.3 インフォームド・コンセント
- 1.4 秘密保持

2 発表

- 2.1 出典の明示
- 2.2 正確性・公平性
- 2.3 偏見のない報告（アメリカ心理学会「APA Style Manual」より）

・卒業論文講習会（5～6月頃に実施、学部4年生と修士2年生は参加必須）

卒業論文・修士論文の構成・要件などを90分程度で解説し、その中で、どのような内容や引用が盗用・改竄・捏造にあたるのかを説明している。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法については、「東京藝術大学における研究活動の不正行為等に関する取扱規則」で研究データの保存について規定している。

大学における研究は、実技教育分野のように研究成果が芸術作品となる場合があるため、研究データの考え方には芸術分野の特性をふまえた整理が必要であると考ええる。

研究成果となる芸術作品そのものは、通常、個人資金や寄附等で制作されており、個人の作品となるものがほとんどである。東京藝術大学の教育研究活動は、個人の芸術家としての芸術活動（や芸術作品の収支）とは区分して行われており、例えば、公費（運営費交付金等）で教育研究のために配分された経費を直接的に芸術作品の制作等に使用することはない。

一方、研究室単位等で行った科研費の研究等については、研究科・専攻の主任等が研究データを管理している。

また、芸術分野については、例えば、成果となる過程のデータ等に関する不正を行ったとしても、最終的な作品自体の芸術的価値が評価対象となるため、どのようなデータを使用したかは作品の評価に大きな影響を与えない場合があるなど、論文等における不正行為をそのまま芸術分野の研究成果に当てはめるのが困難なことがある。

美術作品が研究成果となる場合には、最終的な作品の現物が美術の評価の対象となるため、制作過程のデータ等が、最終評価の作品の価値判断に影響を与えることはなく、そもそもデータ等のねつ造・改ざんを行う意味がないケースもある。

また、外部資金による音楽の演奏に関する共同研究では、論文を執筆する研究者と音楽の演奏者の役割が分担されており、音楽の演奏者による芸術的な価値は絶対評価であり、論文の価値は音楽の演奏者が評価することとなるため、研究者の執筆過程で不正行為が入り込む余地は極めて小さい。また、研究者は演奏者に評価されて初めて論文として公表できるため、演奏者の評価と関係なく研究者が論文にすることはできない。

ただし、芸術作品に関する文献や解釈等の論文をそのまま研究成果とすることが可能な場合には、他の学問分野と同様に、適切な引用や特定不正行為に関するデータ保存等への配慮が必要になる。

音楽学部では、「東京藝術大学 音楽学部等における学術論文執筆のための著作権ガイドライン」を定め、特に音楽学部等での論文執筆に際して、著作権法のいかなる点に留意する必要があるかについての一般的指針を示している。

背景

- ・インターネットの本格的な普及に伴い、諸活動における著作権法をはじめとする知的財産権の重要性が急速に高まってきている

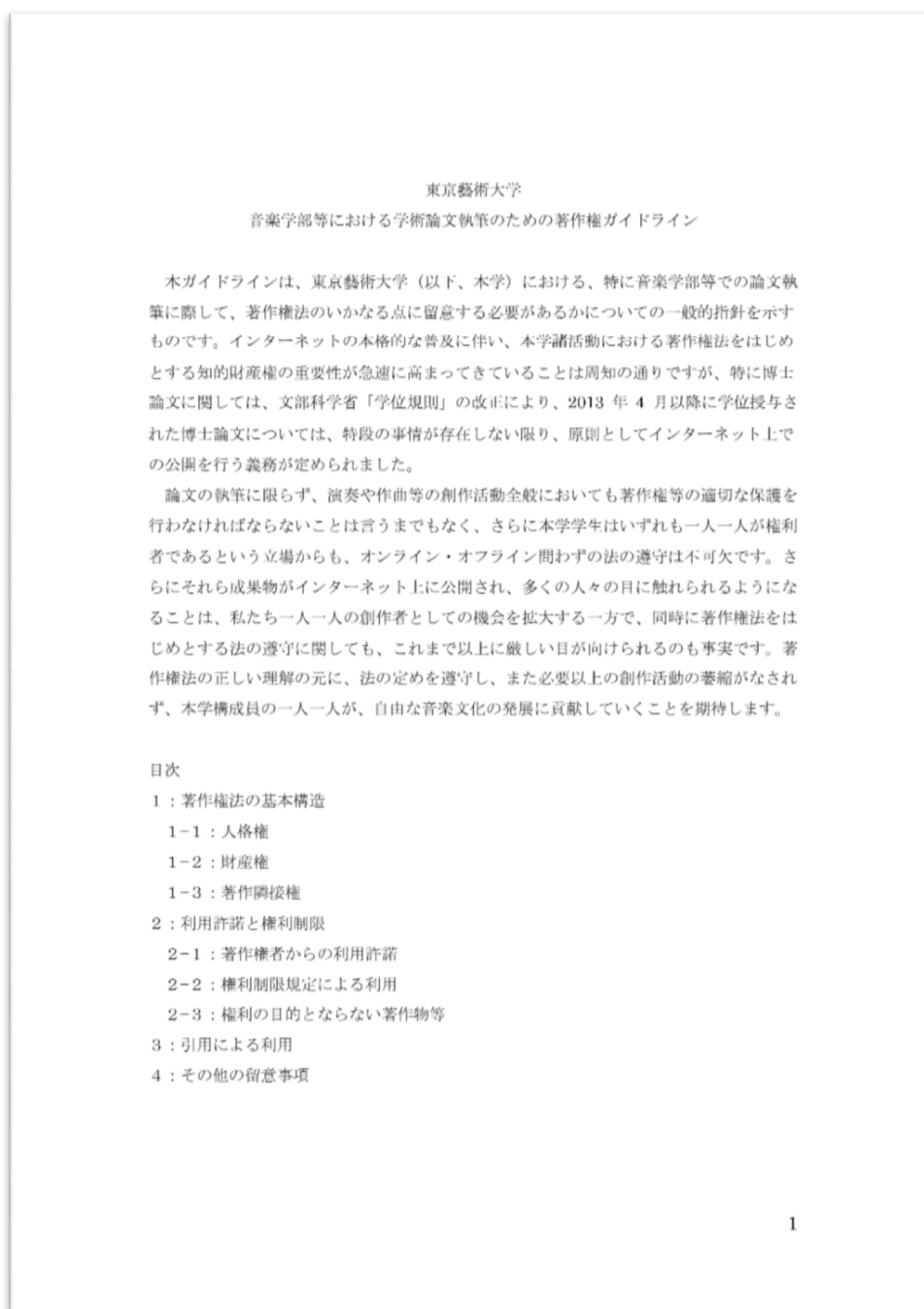
目的

- ・著作権法の正しい理解の元に、法の定めを遵守し、また必要以上の創作活動の萎縮がなされず、本学構成員の一人一人が、自由な音楽文化の発展に貢献していく

内容

- 1：著作権法の基本構造
- 2：利用許諾と権利制限
- 3：引用による利用

4：その他の留意事項



東京藝術大学 音楽学部等における学術論文執筆のための著作権ガイドライン
<https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2017/06/a2aa8a0f4c2bd3536b565c41a1c73930.pdf>

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

大学院生が博士論文や学術論文を取りまとめるため、大学院音楽研究科において「芸術実践領域（実技系）学位論文作成マニュアル」において、学術論文を作成する際に求められる、学術的な信頼性、研究資料、文献参照、引用、注などをマニュアルとしてとりまとめている。

5 電気通信大学

(1) 研究倫理教育の体制

大学全体の「理念」、創立100周年に向けた具体的な行動指針としての「UECビジョン2018」を策定しており、また、第3期中期目標・中期計画及び各年度計画において、以下のとおり機関全体としての倫理意識醸成のための計画を定めている。これらの計画を踏まえて、全学的な組織体制の下で、研究倫理教育など研究倫理意識を醸成するための取組を進めている。関連する記載は以下のとおり。

○本学の理念における記述（抜粋）

＜理念2-2＞高い倫理観、コミュニケーション能力、判断力を持つ指導的な研究者・技術者を育成します。

○UECビジョン2018における記述（抜粋）

2. 国際標準を満たす基礎学力の上に、国際性と倫理観を備え、実践力に富む人材を育てます（教育方針）

5. 経営の開放性と透明性を高め、学生や職員相互の信頼と士気が高く、社会に信頼される大学を目指します（組織・経営・運営）

（6）コンプライアンスを推進し社会的信頼性を高めます

○中期目標における記述（抜粋）

会計経理の信頼性の確保、情報セキュリティ、研究における不正行為・研究費の不正使用の防止など、法令等に基づき対応して社会的使命を果たすよう、コンプライアンスを徹底する。

○中期計画における記述（抜粋）

・ICTを活用した教育環境を整備するため、eラーニングやアクティブラーニングを実施する施設・設備を整備するとともに、電子化の進んだ学術情報の利用支援体制を構築するため、図書館の使い方や電子ジャーナルの効率的な利用及び研究倫理などを指導する情報リテラシー教育を実施する。

・研究における不正行為、研究費の不正使用を未然に防止するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」や「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を踏まえ、全教職員に対する倫理教育及び啓発活動、組織の管理体制の検証、不正防止のための取り組みを徹底する。

○H29年度計画における記述（抜粋）

・研究不正を未然に防止するための全学的かつ組織的な取組を実施する。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して機関全体として実施している研究倫理教育については、以下のような

研究倫理教育を実施している。

(1) CITI Japan e-learning プログラム

本学における研究倫理教育のコアプログラムであり、本学において研究活動を行うすべての者に履修を義務づけている。

(2) 啓発パンフレット「不正行為対策ガイドライン～電気通信大学で研究活動を行うすべての人に～」(和文・英文)の作成・配布・HPへの掲載

(3) 学内研修会・説明会等の開催

主催はすべて大学であり、様々な機会をとらえて、倫理意識の高揚を図っている。

- ・研究倫理に係る不正防止ガイドライン研修会 (H27. 2. 23・2. 26・3. 18)
- ・CITI Japan e-learning 受講説明会 (H27. 4. 28)
- ・科学研究費補助金等説明会 (毎年 9 月開催)
- ・新任教員説明会 (毎年 4 月開催)
- ・日本学術振興会特別研究員学内説明会 (毎年 4 月開催)
- ・その他

新ガイドラインの施行を踏まえて、拡大役員会の下にWGを設置し検討の結果、CITI Japan e-learning プログラムを中心とする倫理教育システムを導入することとした。

研究倫理教育の履修管理については、CITI Japan e-learning プログラムは、理解度チェックとして、各教材のクイズに全体の平均 80%を正解すると修了となり、80%に満たない場合は点数の低かった受講科目を見直し、修了まで繰り返し受講するシステムとなっている。受講者の修了状況は、システム管理者(事務担当：研究推進課)が一元的に把握しており、研究倫理教育責任者を通じて、適宜未履修者への督促等を行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生に実施している研究倫理教育については、以下のような研究倫理教育を実施している。

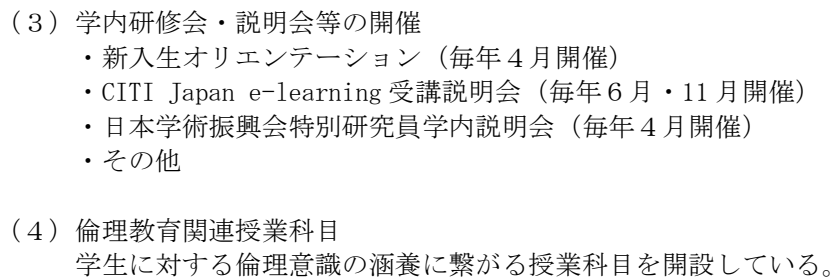
学部教育委員会及び研究科教育委員会では、拡大役員会での決定を踏まえて、学生の CITI Japan e-learning プログラム履修や、学位論文審査における「剽窃検知・独自性検証ツール iThenticate」の組織的活用の具体的実施細目について検討し実施している。

(1) CITI Japan e-learning プログラム

本学における研究倫理教育のコアプログラムであり、卒業研究着手要件を満たした学部 4 年生以上の学生すべてに履修を義務づけている。

(2) 啓発パンフレット「不正行為対策ガイドライン～電気通信大学で研究活動を行うすべての人に～」(和文・英文)の作成・配布・HPへの掲載

和文 http://kenkyo.office.uec.ac.jp/gakunai/fusei/leaflet_JP2.pdf
英文 http://kenkyo.office.uec.ac.jp/gakunai/fusei/leaflet_EP.pdf



- ① 基礎科学実験 A・B
 科目区分：実践教育科目 初年次導入科目
 開講学年：1 年次（必修、実験）
 担当教員（学内・学外の別）：学内
 主な内容：実験ノート・レポートの書き方、基本的な心構え（盗用・剽窃不可）など
 教材：教科書、実験ノートなど
- ② コンピュータリテラシー
 科目区分：実践教育科目 初年次導入科目
 開講学年：1 年次（必修、講義）
 担当教員（学内・学外の別）：学内
 主な内容：情報倫理、情報セキュリティの理解（著作権や剽窃への理解を含む）
 教材：テキストを学習管理システムで公開
- ③ キャリア教育リーダー
 科目区分：実践教育科目 倫理・キャリア教育科目
 開講学年：3 年次（選択必修、講義）
 担当教員（学内・学外の別）：学内
 主な内容：学生として守るべき規範、コンプライアンスとリーダーシップ、データの改ざん、剽窃盗用など
 教材：必要に応じて資料の配布、参考文献の指示を行う
- ④ 技術者倫理
 科目区分：実践教育科目 倫理・キャリア教育科目
 開講学年：3・4 年次（選択必修、講義）
 担当教員（学内・学外の別）：学外
 主な内容：技術者が対面する倫理的な問題に対処できる知識の修得とスキルの向上
 教材：参考図書
- ⑤ 知的財産権
 科目区分：実践教育科目 倫理・キャリア教育科目
 開講学年：3・4 年次（選択必修、講義）
 担当教員（学内・学外の別）：学内
 主な内容：技術者として最低限必要となる知的財産権に関する基本的な考え方
 教材：参考図書
- ⑥ 技術者と安全・環境・倫理
 科目区分：大学院基礎教育科目
 開講学年：M、D 全学年（選択、講義）
 担当教員（学内・学外の別）：学外
 主な内容：技術者倫理、安全・環境・倫理に関連した事例研究
 教材：教科書

また、教育における研究倫理教育の位置付けについては、学域及び大学院のディプロマポリシーを以下のとおり定めている。

- 学域 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（抜粋）
 （2）科学者・技術者としての倫理観および社会性・国際性

科学者・技術者として、グローバル化した科学・技術のもたらす人間・社会・環境への影響の重要性を理解することができる。

科学・技術と国際社会・環境との関わり方を意識し、高い倫理観を持って行動できる。

○大学院学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

・博士前期課程

2. 科学者・技術者としての倫理意識および人間性・国際性

科学者・技術者として、グローバル化した科学・技術のもたらす人間・社会・環境への影響について深く理解し、多様な文化や価値観を理解できる国際性を身につけている。

先端の科学・技術と国際社会・環境との関わり方を意識し、高い倫理観をもって能動的に行動することができる。

・博士後期課程

2. 科学者・技術者としての倫理意識および人間性・国際性

科学者・技術者として、グローバル化した科学・技術のもたらす人間・社会・環境への影響について深く理解し、多様な文化や価値観を理解できる国際性を身につけ、国際社会に貢献できる。

先端の科学・技術と国際社会・環境との関わり方を意識し、高い倫理観と責任感を持って自立して行動することができる。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、「電気通信大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程」において以下のように規定している。

<第3条（遵守事項）第3項>

「職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を研究成果の発表から別表第一に掲げる期間適切に保管・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。」

<別表1>

・実験・観察記録ノート、実験データなどの研究資料 10年

・試料・標本などの有体物 5年

注) 相当の理由がある場合は、期間についてはこの限りでない。

また、啓発パンフレットに「実験データの保存・開示等の必要性」を明記するとともに、誓約書の徴取、Web及び全学メールでの注意喚起を行っている。

身 分
教員・技師・URA 等・事務・ 学生（D・M・卒研）・その他

この誓約書は公的研究費に関する誓約書と研究倫理に関する誓約書の2種類あります。誓約する誓約書の□欄にチェックしてください。また上部の身分欄の該当に○をしてください。



公的研究費に関する誓約書

私は、公的研究費により研究を遂行するに当たり、本学の学内諸規程及び電気通信大学における公的研究費の不正防止等のための対応マニュアルを理解し、これを遵守します。

また、公的研究費を公正かつ効率的に使用するとともに、不正行為を行わないことを約束します。

なお、学内諸規程等に違反して、不正を行った場合、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担することを誓います。

注1. この誓約書は、本学と雇用関係を有する全ての教職員（非常勤を含む。）及び日本学術振興会の特別研究員（P, D, DC）が作成してください。

2. この誓約書の提出は、競争的資金等の申請の要件（研究者の場合）となり、提出がない場合は競争的資金等を含めた公的研究費の運営・管理に関わるすることができないことになります。



研究倫理に関する誓約書

私は、研究を遂行するに当たり下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- ・研究活動上のねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わないこと。
- ・研究成果の発表に当たっては、得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料と併せて提示できるように保存すること。
- ・大学の行う倫理教育等のプログラムを受講すること。
- ・学内諸規程等に違反して、不正を行った場合、本学や公的研究費の配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。
- ・共同研究における代表者の立場にある者は、共同研究者間において研究目的や内容、業務、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解させること。
- ・研究指導担当教員やデニユアトラック教員のメンターなど、学生及び若手研究者等を指導・支援する立場にある者は、学生及び若手研究者等に対しても研究不正等に関する教育指導を行うこと。

注1. この誓約書は、教員、UECポストドク研究員、日本学術振興会の特別研究員（PD, DC）、外国人特別研究員、その他本学において研究活動に従事する者、大学院博士後期課程在籍者、大学院博士前期課程在籍者、及び学部において卒業研究に従事する者が作成してください。

注2. この誓約書の提出は、本学において研究活動を行うための要件となりますので、必ず提出してください。

平成 年 月 日

所属

氏名（自署）

※本誓約書は、文部科学省のガイドラインや本学規程等の改正により、遵守すべき事項に変更があった場合は、改めて提出する必要があります。

研究倫理に関する誓約書

研究データの保存・廃棄については、規程に基づき、第一義的に研究者が責任をもって判断、対応することとしている。研究データの多くは電子データ化し保存されており、さほど多くのスペースを必要としないため、保管場所等について大学としては特段の措置は行っていない。なお、特許出願の際の根拠となるデータについては、産学官連携センター知的財産部門において一元的に管理をしている。

転職又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、規程における、研究データの保存等に関する規定は、日本学術会議の「科学研究における健全性の向上について（平成 27 年 3 月）」における「2 (2) ⑤研究資料等の保存に関するガイドライン」の趣旨を踏まえてのものであり、転出・退職等の場合の取扱いもこれに準じて取り扱うこととしている。

規程上の保存期間を超えたデータの取扱いについては、基本的に各研究者に委ねられている。実験データ（電子データ）については、保存のためのサーバー等に保存できるものは、引き続き保存しているケースが多い。装置については、永久保存することは困難であるが、その設計図や写真を保存して、実験の再現性を担保する例もある。

実験装置については、研究の進展に従って装置自体が改良されていくため、当時の現物は存在しないが、装置の一部分ユニットの開発の場合は、旧ユニットを取り外して保管しているので、戻せば旧システムで実験が再現できる。一方で大きくシステムを変更する場合には、以前の装置は参考システムとしてデモンストレーションできるように動態保存しつつ、数年間存続させ、その後研究テーマの撤廃などがあれば、解体処分、部品再利用となる。

装置の永久保存は困難であるが、装置の設計図や、装置の写真は保存しているので、実験装置を再現させて再実験することは可能である。

（５） その他研究公正の推進に向けた取組

研究不正防止委員会については、常設の拡大役員会メンバーで構成しており、これは、大学の特徴を活かしたガバナンスとして、部局長等を含めた拡大役員会を設置し、学内運営の中核と位置付けている。

研究不正に限らず、コンプライアンス全般について、組織のトップの意識・姿勢が構成員全員に大きな影響を与えたとの認識に立ち、学長を「最高管理責任者」として位置付け、そのリーダーシップに基づき取組を実行できる組織体制としている。

6 横浜国立大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、横浜国立大学では、「国立大学法人横浜国立大学における研究倫理教育実施計画と研究倫理教育実施具体策」を策定するとともに、「国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則第7条」において各部局長を研究倫理教育責任者と定め、大学の研究者及び学生に対し研究倫理教育を毎年実施している。

公正な研究活動を確保するための教育・啓発活動の企画立案については、研究推進機構（理事（研究・評価担当）が機構長）において大学として戦略的に取り組んでいる。内容については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を基に、大学で行うべき研究倫理教育を検討し、平成27年3月に「国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則」の改正、「国立大学法人横浜国立大学における研究倫理教育実施計画と研究倫理教育実施具体策」を整備したところである。また、研究推進機構において研究戦略部門に研究支援室を設置し、「公正研究等の啓発活動と支援に関すること」を業務として位置づけている。

大学全体の実施計画や役割分担については、「国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則」及び「国立大学法人横浜国立大学における研究倫理教育実施計画と研究倫理教育実施具体策」に基づき、学長、公正研究総括責任者（学長が指名する理事）及び研究倫理教育責任者（部局長）の責任や役割の分担を定め、「学内の責任体制の明確化」、「不正行為を抑止する環境整備」の研究倫理教育を実施している。

【学長】

- ・本学の公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為への対応について最高管理責任を負う。

【公正研究総括責任者（学長が指名する理事）】

- ・本学における公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為の防止に関する事項を総括する。
- ・「研究倫理教育計画」を実施するとともに、「研究倫理教育具体策」を策定し実施する。

【学術研究部会】

- ・公正な研究活動を確保するための教育・啓発活動の企画立案を行う。
- ・不正行為が生じ、又は生じているおそれがある場合の調査等
- ・その他公正な研究活動の確保及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動を行う。

【研究倫理教育責任者（部局長）】

- ・各部局に所属する研究者及び学生に対し、公正な研究活動を確保するための研究倫理教育を定

期的に実施する。

・「研究倫理教育計画」及び「研究倫理教育具体策」を毎年度実施するとともに、研究倫理教育実施計画等実施状況報告書を翌年度の4月30日までに公正研究総括責任者へ提出する。

【研究者】

・研究倫理についての認識・意識を深める。

【研究倫理教育の実施等に関する計画及び研究倫理教育実施具体策】

1. 学内の責任体制の明確化

研究倫理教育実施計画	研究倫理教育実施具体策
◎ 毎年度始めに、研究者らに研究倫理の体制を周知し、適宜必要な研究倫理教育を実施し、不正行為の予防に努める。	【研究倫理教育責任者】 ○ 毎年度、最初の教授会等で研究倫理の体制を周知する。また、研究倫理教育を初めて受ける研究者等へ適切に教育を実施する。
◎ 研究倫理教育責任者の交代後も、後任者に責任・権限について十分認識させる。	【研究倫理教育責任者】 ○ 研究倫理教育責任者の交代時には、十分な引継ぎを実施する。
◎ 本学の研究倫理教育実施計画及び研究倫理教育実施具体策並びに行動規範について、認識の向上を図る。	【研究倫理教育責任者】 ○ 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育実施計画及び研究倫理教育実施具体策並びに行動規範についてリーフレット等で周知徹底し、研究者の認識の向上を図る。
◎ 広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施し、本学に所属する研究者に対してはその内容の理解に関する誓約書を提出させ、意識向上を図る。	【研究倫理教育責任者】 ○ 研究倫理教育責任者は、研究者及び学生に公正な研究活動に関する基本的事項を理解させ、意識を向上させるため、研究推進機構等が提供する教材による教育を実施する。
◎ 研究データなど研究に用いた資料（あるいは試料）の適切かつ実効的な運用を行う。	【研究者】 ○ 研究者は、本学の規則や所属する学会の指針等、研究ルールを遵守し公正に研究活動すること等について意識向上を図るため、研究推進機構等が提供する教材による教育を受講し、別紙「公正な研究活動に関する誓約書」を研究倫理教育責任者に提出する。また、研究倫理教育責任者は、本誓約書の適正な管理を行う。
	【研究倫理教育責任者】 ○ 研究倫理教育責任者は、研究者等に対して研究データなど研究に用いた資料（あるいは試料）の管理・保存を適切に行うよう周知する。

大学における研究倫理教育の履修管理については、「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」での個人学修の上、研究倫理教育実施後に全ての研究者から「公正な研究

活動に関する誓約書」を研究倫理教育責任者に提出すること、また、研究倫理教育責任者は「研究倫理教育実施計画等実施状況報告書」を公正研究総括責任者へ毎年度提出することで、研究倫理教育の履修管理に努めている。

研究倫理教育の実施にあたっては、研究倫理教育責任者（研究担当理事）から研究倫理教育責任者（部局長）への公文書による通知に加えて、研究担当理事が議長となり部局長が構成員となっている研究推進機構運営会議において、研究倫理教育の説明を行うことにより実施の徹底を図っており、常勤教員の受講率 100%を達成している。

公正な研究活動に関する誓約書

横浜国立大学長 様

公正な研究活動を実施するために、以下の項目をすべて承諾の上、ここに誓約致します。

1. 横浜国立大学（以下、「本学」という。）についての遵守事項

☐ 本学及び所属する学会等で定めた規則等や関係法令を遵守すること。

☐ 研究倫理教育から学修した研究に不正行為を常に意識し、どのような場合であっても不正行為を行わないこと。

☐ 論文等公表した後も、研究データなど研究に用いた資料（あるいは試料）を一定期間（学内規則参照）管理・保存すること。

☐ 本学の教員は、本学の学生が公正な研究活動を行うよう周知・指導し、十分理解させるよう努めること。

☐ 研究不正行為への対応に関する本学及び本学以外の機関の調査に協力すること。

☐ 不正行為を行った場合は、本学及び配分機関の処分（懲戒処分、研究費の返還等）を負うこと。

2. 本学で実施する研究倫理教育に関する遵守事項

研究倫理教育責任者より提供された研究倫理教育において、「科学の健全な発展のために、誠実な科学者の心得」より、以下の各項目を十分に理解し、実践すること。

☐ 責任ある研究活動のために、その趣旨（例：科学を健全に発展させて科学に対する社会の信頼を確立する等）及び社会における研究の責務を理解すること。

☐ 研究計画を立てるために、研究の意義・価値を見定め、研究を実施するために守るべき義務（例：人権の保護など）を果たすこと。また、利益相反や安全保障に対しても理解し、適切な対応をすること。

☐ 研究を進めるために、真摯かつ公正な研究を進める上での責任（例：個人情報保護、データの収集・保存・管理、研究不正行為の理解、守秘義務など）を果たすこと。

☐ 研究成果を発表するために、適切な発表方法（例：オーサーシップ、二重投稿、著作権）を理解し、正確に実践すること。

☐ 共同研究を進めるために、他国又は企業等との研究の場合において、各主体の配慮すべきこと（例：守秘義務、個人情報保護、所有権など）を明確にし、適切に対応すること。また、学生と共同研究する場合にも適切な対応（例：ハラスメントの予防など）をすること。

☐ 研究費を適切に使用するために、使用に関するルールを理解し、適切に自己で管理すること。

☐ 科学研究の質の向上に資するために、表紙表や寄表として適切に行動し、学生や若手研究者らへ適切な科学者教育をし、そして研究不正防止のための取組や研究倫理教育の重要性を理解すること。

平成 年 月 日

所属 _____

役職 _____

名前 _____ (署名)

公正な研究活動の推進に関する誓約書

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究倫理教育の学修内容については、公正研究総括責任者は、新任研究者を対象とした研修会において、大学の研究についての概要を説明するとともに、研究活動に関する倫理教育を実施している。研究倫理教育責任者は、教授会等で研究倫理の体制や公正な研究活動に関する基本的事項の理解・意識を向上させるため、研究推進機構等が提供する教材による教育を実施している。また、研究推進機構の URA（University Research Administrator）は、部局からの要請に基づき部局教授会において、研究倫理教育として大学の体制、不正行為の例及び予防策を周知している。教材としては、以下を活用している。

46

- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－（日本学術振興会）」
- ・「横浜国立大学における研究活動行動規範」
- ・「横浜国立大学研究者の作法」
- ・横浜国立大学「研究の心得（理系版・文系版）」

研究に関する不正行為を見つけたら

本学では「横浜国立大学における研究活動行動規範」（本学ウェブサイトに掲載中：<http://www.ynu.ac.jp/education/research/fair/keep.html>）を定め、研究の不正を行わないことを宣言していますが、研究者の作法に反する不正行為が不幸にも発生した場合、再発を防ぐため自己浄化作用を整備し、その原因の究明と、措置についても大学は責任をもちます。

- 横浜国立大学では公正な研究活動確保のため「学術研究部会」「公正研究総括責任者（研究担当理事）」を設置しています。
- 不正行為の通報や相談は公正研究総括責任者または相談の窓口（研究推進部研究推進課）を通じて誰でも行うことができます。
- 通報を受けて学術研究部会は調査を行い、不正行為であると認められた場合には適切な措置をとります。調査の詳細は「国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規程」を参照してください。

研究に関する不正行為相談の窓口

横浜国立大学 研究推進部研究推進課

電話：045-939-3030

電子メール：kourei_kenkyu@ynu.ac.jp



横浜国立大学
YOKOHAMA National University

平成 27 年 12 月
編纂・発行：横浜国立大学 学術研究部会



横浜国立大学

研究者の作法

「研究者の作法」URL：<http://www.ynu.ac.jp/education/research/fair/keep.html>

実施頻度と実施形式については、公正研究総括責任者及び研究倫理教育責任者が実施している研究倫理教育を年に1回以上を行っている。また、個人学修のため、「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」を平成27年度に全教員に配付した。なお、平成28年度以降は、新規採用研究者に対して、その都度配付の上、実施している。研究倫理教育責任者が実施している研究倫理教育は、教授会等での講義形式で行っている。

（3）学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育については、

「国立大学法人横浜国立大学における研究倫理教育実施計画と研究倫理教育実施具体策」により、研究倫理教育責任者は、研究者及び学生に公正な研究活動に関する基本的事項の理解・意識を向上させるため、研究推進機構等が提供する教材による教育を実施している。研究倫理教育の実施については、教育担当部局との連携が重要であるため、学部学生や大学院生を対象とした研究倫理教育の教材「研究の心得」を作成するにあたっては、各部局からの意見を聴取する場を設けるなど、各部局の特性を網羅した内容とし、理工系学部4年生・大学院生対象（和文・英文）、文系大学院生対象（和文・英文）の4冊を作成したところである。



研究の心得（文系、理工系）

文系については、大学院生を対象に、研究倫理に関する一般的な事項から研究生活についての心構えなどをまとめたパンフレット「研究の心得（文系版）」をオリエンテーション時に配付し、個人学修による研究不正防止及び研究者倫理について意識の向上を図っている。

理系については、学部4年生及び大学院生を対象に、研究倫理に関する一般的な事項から研究生活についての心構え及び研究ノートの重要性などをまとめたパンフレット「研究の心得（理系版）」をオリエンテーション時に配付し、個人学修による研究不正防止及び研究者倫理について意識の向上を図っている。このほか、研究者が提出する「公正な研究活動に

関する誓約書」の項目に「本学の教員は、本学の学生が公正な研究活動を行うよう周知・指導し、十分理解させるようにつとめること。」を設定し、研究者においても学生に対し研究倫理教育を行っている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則第 8 条において「各研究者は、論文等公表（予定も含む。）した研究成果の作成に係る研究データを 5 年間保存するものとする。」と定めている。論文等公表（予定も含む。）した研究成果の作成に係る研究データは 5 年保存するが、5 年を超える研究データについては、各研究者が保存対象の研究データと廃棄する研究データを選別している。

保存期間を 5 年としたのは、一つのキャンパスに文系と理系の学部、大学院が存在しており、各研究者の研究内容、研究方法や研究活動が多様であるため、全研究者を対象に研究成果物毎の保存期間を決めるのは困難であるからである。さらに、研究者によって研究室・実験室を共同で使用している例もあり、保管できるスペースは限られていることから、現状を踏まえ妥当と判断したものである。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、研究者の判断で研究データの保存を行っている。また、知的財産権が発生する研究データについては、「国立大学法人横浜国立大学研究成果有体物取扱規則」において、「本学において得られた成果有体物は、契約その他に特段の定めがない限り、本学に帰属する。」また、「異動又は離職後 2 年間、在職中に本学において知り得た成果有体物に関して、室長の書面による承認を得ずに、公表又は開示してはならない。」と定めている。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

平成 29 年度に「博士論文の適切な作成指針について」を策定し、大学院生が博士学位論文を執筆し提出する際に、特に留意すべき点として、大学院生の研究者倫理（科学者の行動規範）、適正な引用及び二重投稿やオーサiership（authorship）の取扱等をまとめるとともに、学術論文等剽窃検出のためのソフトウェア iThenticate（アイセンティケイト）を導入し、指導研究者等の指示のもと活用することで、公正な研究活動の確保に努めている。

「博士論文の適切な作成指針について」URL:

http://www.ynu.ac.jp/education/plan/dissertation.html

日本語English文字サイズ小中大

YNU横浜国立大学

YouTubeFacebook

はじめての方 サイトマップ・50音索引Google カスタム検索検索

大学案内学部・大学院入試・入学学生生活国際交流・留学キャリア・就職教育・研究産学・社会連携

受入生の方在学の方卒業生の方一般の方企業の方

YNU > 教育・研究 > 教育への取組み > 博士論文の適切な作成指針について

博士論文の適切な作成指針について印刷

平成29年6月8日
横浜国立大学

横浜国立大学（YNU）は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第9条に基づき、博士の学位を授与された日から1年以内に、その博士學位論文の全文を「横浜国立大学学術情報リポジトリ」から原則としてインターネット公表し、日本のみならず全世界に公開しています。
本学における研究活動は、「横浜国立大学における研究活動行動規範（平成19年2月22日制定）」及び「国立大学法人横浜国立大学における公正な研究活動の確保等に関する規則（平成19年2月22日規則第8号）」に則って実施することになります。また、政府においては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」を公表し、大学教員・研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、大学が責任を持って研究活動における不正行為への対応等に実効ある取組を強く求めています。
本指針は、このような社会の流れにおいて、本学大学院生が博士學位論文を執筆し提出するに際し、特に留意すべき点をまとめたものです。なお、大学院生が所属する学府又は研究科において、固有の留意すべき点がある場合は、別に提示されますので必ず確認してください。
(YNU公正な研究活動)
(YNU学術情報リポジトリ)

1. 大学院生の研究者倫理（科学者の行動規範）について
本学大学院は、大学教員・研究者のみならず、大学院生に対し研究者倫理（行動規範）を徹底させ、専攻分野の特性に応じた研究者倫理（行動規範）の知識と技術の獲得を強く求めています。特に博士學位論文は、本学の「学術情報リポジトリ」によりインターネット公表が原則であるため、著作権法（昭和45年法律48号）等の法令遵守が不可欠となります。
本学研究推進機構（研究戦略推進部門研究支援室）発行の研究倫理パンフレット「研究の心得」や日本学術振興会（JSPS）発行の「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」を確実に理解するとともに、著作権法の確認には、本学研究推進部発行の「著作権ガイド」や文化庁、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）のWeb等を参考にしてください。
また、共同研究者や関係出版者の属する国の法令にも留意してください。
(研究の心得)
(JSPS)
(著作権ガイド)
(文化庁)
(CRIC)

2. 適正な引用について
著作権法第32条（引用）は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と定めています。
公表された他人の著作物（文章、図表、写真等）を著作権者の許諾なしに、博士學位論文に「引用」して利用することは可能ですが、「公正な慣行」に合致し、研究その他の引用の目的上「正当な範囲」内であると著作権者の利益を不当に害さないよう引用の条件を厳密に定めています。また、引用に当たっては、著作権法第48条により「出所の明示」が必要となります。
(1) 公正な慣行
「公正な慣行」に合致するとは、例えば、引用を行う「必然性」があることや、言語の著作物については「引用部分」が明確に識別（カギ括弧など引用符で囲うことやフォントを斜体にするなど）されていることが考えられます。
(2) 正当な範囲
「正当な範囲」内で他人の著作物を自分の著作物の中に「引用」するとは、例えば、引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であり、博士學位論文が「主」、引用された著作物が「従」の関係にあることが考えられます。
また、引用できる文章や図表の分量は、著作権法上の定めはありませんが、他人の著作物を引用する必然性があり、引用される分量が必要最小限の範囲内であることが必要と考えられます。なお、専門分野や学術雑誌によっては、1編の学術論文から引用できる図表や文章の具体的な分量の上限が指針として示されていることがあります。
(3)

教育・研究
教育への取組み
学士課程教育の方針「YNU initiative」
大学院修士課程・博士課程教育の方針「YNU initiative」
GPA制度
学生ポートフォリオシステム
コンタクト教員制度
博士論文の適切な作成指針について
YNUの教育
研究への取組み
YNUの研究
教育・研究プロジェクト
教育・研究のための施設
寄附

http://www.ynu.ac.jp/education/plan/dissertation.html

③ 出所の明示

「出所の明示」とは、出典の文献情報を明記することであり、著者、論文タイトル、雑誌名、巻、号、ページ、出版年、DOI (Digital Object Identifier) 情報など、それぞれの専攻分野の学術コミュニティにおける慣行に従ってください。

④ 剽窃検出ツールの活用

本学大学院では、学術論文等剽窃検出のためのソフトウェアiThenticate (アイセンディケート) などを用いて、博士学位論文における適正な引用の確認を行う場合があります。大学院生の所属する学府又は研究科の指示に従ってください。

3. 二重投稿やオーサiership (authorship) の取扱について

二重投稿は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成26年8月26日文科科学大臣決定)」において、「**科学への信頼を致命的に傷つける「捏造、改ざん及び盗用」とは異なるものの、論文及び学術誌の原著性を損ない、論文の著作権の帰属に関する問題や研究実績の不当な水増しにもつながり得る研究者倫理に反する行為として、多くの学協会や学術誌の投稿規程等において禁止されている**」と指摘しています。

本学大学院生が博士学位論文を執筆し提出するに際し、学術誌等で既に出版された論文に基づき博士学位論文を構成しようとする場合、当該学術誌のポリシー表明があれば留意するとともに、博士学位論文の著者であっても、当該学術誌のポリシーに反して本学「学術情報リポジトリ」で公開ができないなど、大学院生の所属する学府又は研究科の指示に従ってください。

また、学術誌等で既に出版された論文に基づき博士学位論文を構成し、当該論文に共著者がいる場合、①博士学位論文に構成すること、②本学「学術情報リポジトリ」上で公開することについて事前に共著者の了解が必要となります。共同研究者や共同作業等との成果を博士学位論文に構成する場合も同様となります。

なお、主要な学術誌については、次の公開データベースで検索することができます。また、これらデータベースに登録されていない場合、当該出版者に直接照会する必要があります。

(国内学協会誌SCJP) [🔗](#)

(海外出版社SHERPA/RoMEO) [🔗](#)

4. 発明等の取扱について

本学大学院生が博士学位論文を執筆し提出するに際し、その博士学位論文に発明等の内容が含まれる場合は、博士学位論文の公開前に特許等知的所有権の出願ができるよう事前に大学院生の所属学府又は研究科、必要に応じて本学研究推進機構 (産学官連携推進部門知的財産支援室) に発明の届け出をする必要があります。

特に、博士学位論文の審査が公開で行われる場合は留意が必要となります。

(YNU知的財産) [🔗](#)

5. 学術情報リポジトリ公開の留保について

博士学位論文のインターネット公表については、学位規則 (昭和28年文部省令第9号) において、やむを得ない事由がある場合は大学の承認を受けて、当該博士学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができます。やむを得ない事由とは、次に掲げる博士学位論文その他大学院生が所属する学府又は研究科教授会において承認された場合となりますので、必ず公開を留保する手続きを行う必要があります。

- ① 博士学位論文が立体的形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ② 博士学位論文が著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術誌への掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士学位論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかに不利益が博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- ④ その他大学院生が所属する学府又は研究科教授会でやむを得ないと承認された場合

なお、博士学位論文の公開の留保が承認された場合であっても、全文に代えてその博士学位論文の要約を公表するとともに、当該博士学位論文の全文を求めに応じて閲覧 (本学及び国立国会図書館) に供することになります。

また、やむを得ない事由が消滅した場合は、博士学位論文の全文を本学「学術情報リポジトリ」からインターネット公表となり、大学院修了後であっても申し出る必要があります。

6. 社会的責任の自覚

日本学術会議「科学者の行動規範 - 平成25年1月25日改訂版 -」では、「**科学者は、自らの研究の成果が、科学者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する (第6項)。**」とし、科学研究の利用の両義性を声明として公表しており、科学者の社会的責任の自覚が必要となります。

(担当: 学務部教育企画課)

[🔗 ページの先頭へ](#)



横浜国立大学

〒240-8501

神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1

[お問い合わせ](#)

[このサイトについて](#) [プライバシーポリシー](#)

© YNU

7 金沢大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、金沢大学研究活動不正行為等防止規程に基づき、大学における研究活動の不正防止及び対応に関する最高管理責任者を学長、研究不正防止責任者を研究担当理事とし、研究活動上の不正行為の防止等について総括するとともに、研究倫理教育を推進するものと定めている。また、各部局には研究倫理教育責任者を置き、部局の長をもって充て、当該部局に所属する研究活動に従事する者を対象に定期的に研究者等に求められる倫理規範の修得等をさせるための教育（「研究倫理教育」）を実施するとともに、当該部局における研究活動上の不正行為の防止等に関し統括する体制を整備・実施している。

研究倫理教育の実施計画については、平成28年度からの第3期中期目標期間では、第2期において整備した研究活動における不正を未然に防止する体制により、不正行為防止に係る周知徹底を更に強化することを策定し、年度計画では、大学の研究者は倫理研修受講率を100%としており、平成29年12月時点で研究者倫理研修の受講率100%を達成している。大学における倫理研修は、CITI-Japanによるe-learningにより、責任ある研究行為(RCR)等のカリキュラム単元を受講・修了することと定め、研究者の受講修了を必須としている。

各部局では、研究倫理教育責任者である部局長が、大学の基幹会議である研究企画会議にて情報提供・周知された研究倫理教育について、所属する研究者等に倫理研修(CITI-Japan)の受講や研究活動上の不正行為の防止等に関して、部局の教授会(代議員会等)で呼びかけを行い、周知に努めている。

研究倫理教育の履修管理については、全学の研究者のCITI-Japanのe-learningの受講状況を定期的に把握・情報更新し、大学の基幹会議である研究企画会議にて部局別の修了率等を所属部局長にも報告し、その状況を共有することで、部局における研究倫理教育の意識改善に取り組んでいる。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に機関として実施している研究倫理教育については、財務担当部局と連携し、研究費不正に関する研修と併せて定期的に実施することなどにより、効果的に実施をしてい

る。

①新任教員説明会

目的：新任教員を主な対象として、金沢大学の到達目標、現状及び課題等を説明し、大学運営についての理解を深める。その中で、研究担当理事が研究活動に際しての留意事項として研究不正に関する体制等を解説。

主催：学生部学務課 年1回開催

学修内容：①大学の研究不正防止体制、不正行為の事例及び対策、研究費制度等

②科研費獲得に向けた学内支援制度等説明会

目的：科研費の獲得に関する情報提供。研究活動における遵守事項として研究不正に関する体制等を解説。

主催：研究推進部研究推進課 年1回開催（学内3か所を異なる日に開催）

学修内容：大学の研究不正防止体制、不正行為の事例及び対策、研究費制度等

③「本学が経理する全ての経費の適正な執行」及び「公正な研究活動」に関する研修会

目的：研究費等の執行にあたって守るべき事項や研究活動の不正行為が起こらない環境形成のための遵守事項を周知徹底する。

主催：財務部・研究推進部

学修内容：大学の研究不正防止体制、ガイドライン概要、不正行為の事例及び対策、学内規程（研究不正防止）、研究者行動規範

（３）学生に対する研究倫理教育

学生について実施している研究倫理教育については、学士課程（共通教育科目）においては、初年次必修科目として「初学者ゼミⅠ」を開講し、学類毎に複数の教員が講義担当し、科学者としての心得、科学的データの取扱い、引用と盗用、実験ノートのなど、分野の特徴を踏まえ、研究倫理教育に関連する内容についても指導している。

理系基礎科目では、物理学実験、化学実験、地学実験及び生物学実験においては、機器の原理と取扱い、データ処理の方法・まとめ方、危険物・劇薬試薬の取扱い、廃棄物処理の方法等を取り上げている。

専門教育においても、例えば、経済学類では文献・資料検索の方法とその適切な引用の仕方、典拠の示し方、およびインターネット上の倫理に関する記述を含む「経済学初学者のための学習ガイド」を作成し全学生に配布し、卒業論文指導に活用している。他の学類においても卒業論文・卒業研究の指導過程において、指導担当教員が論文の作成方法や研究の進め方を実情に応じて具体的に指導している。

経済学初学者のための 学習ガイド

金沢大学人間社会学域経済学類
2016年3月作成

INDEX

レジュメの作り方	2
レポートの書き方	5
発表をするときの心がけ	7
文献・資料の探し方	8
文献・資料の引用のしかた	10
アカンサスポータルの活用	11
インターネット利用上の注意	12

金沢大学人間社会学域経済学類

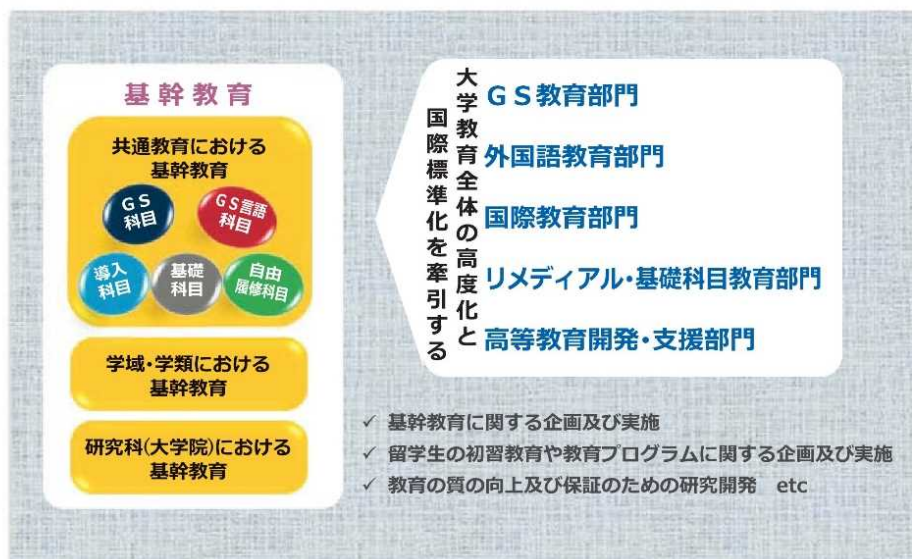
経済学初学者のための学習ガイド

大学院では、教育における研究倫理教育の位置付け等については、グローバル人材を育成するために、大学院課程＜グローバル＞スタンダードを設定しており、その中において、「強固なグローバルマインドと明確な倫理的思考」の観点から、創造的な視点と粘り強い交渉力、強い統率力と確かな実践力をもって、人類の未来を切り拓く使命に果敢に挑戦する高度専門人材を育成すると位置付けており、その一環として大学院課程では大学院 GS 科目として、研究者倫理に関する科目を必修としている。



国際基幹教育院

「金沢大学ブランド」の人材育成のため、KUGSに基づく、学士課程から大学院課程における**基幹教育**（学士課程、修士課程及び博士課程それぞれの教育の基盤をなす教養的教育）の推進により、教育全体の高度化と国際化を牽引することを目的として、平成28年度に創設した。



KUGS パンフレット

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp-content/uploads/2016/11/KUGS.pdf>

大学院課程のうち、大学院修士（博士前期）課程においては、本年度から専門職大学院を除く全研究科において大学院 GS 科目「研究者倫理」を開設し、必須科目としている。講義は、e-Learning と同一の講師による学生による議論、発言主体のアクティブラーニングにより行われている。大学院博士（博士後期）課程においては、本年度から専門職大学院を除く全研究科において大学院 GS 科目「研究者として自立するために」を開設し、必修科目としている。講義は、e-Learning と各研究科の教員による講義、討論が行われる。

大学院GS科目「研究者倫理 (Research Ethics)」（博士前期（修士）課程1年次対象） 平成29年度開講計画											
研究科名	専攻名	入定	クラス	開講G	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	備考
人間社会環境研究科	人文学専攻	23	1	Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APR20)	研究業績 (APR20)	富財 (APR20)	人との関わり (APR20)	研究と社会の関わり	研究業績 総合討論発表
	法学・政治学専攻	8									
	経済学専攻	8									
	地域創造学専攻	8									
	国際学専攻	8									
自然科学研究科	数物科学専攻	56	4	Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APR20)	研究業績 (APR20)	富財 (APR20)	安全の確保 (APR20)	研究と社会の関わり	研究業績 総合討論発表
	物質化学専攻	57									
	自然システム学専攻	67									
	機械科学専攻	90									
	電子情報科学専攻	67									
医歯保健学総合研究科	看護学専攻	40	1	Q1	ガイダンス 研究倫理への導入	研究データの取扱い (APR20)	研究業績 (APR20)	富財 (APR20)	安全の確保 (APR20)	研究と社会の関わり	研究業績 総合討論発表
	医科学専攻	15									
	創薬科学専攻	38									
	保健学専攻	70									
医歯保健学総合研究科		15									

※平成29年10月入学者に対しては、次年度のQ1で履修することとする。（平成30年以降は再度検討する）

※赤字のヨコが国際保健教育担当 黄色のセルがAPR20によるe-learning利用

大学院GS科目「研究者として自立するために」(Fostering the independence of researchers)（博士（後期）課程1年次対象） 平成29年度開講計画											
研究科名	専攻名	入定	クラス	開講G	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	備考
人間社会環境研究科	人文学専攻	12	Q1	ガイダンス	『社会学雑誌』編集委員会の活動（東京大学社会学部）	『社会学雑誌』編集委員会の活動（東京大学社会学部）	『社会学雑誌』編集委員会の活動（東京大学社会学部）	『社会学雑誌』編集委員会の活動（東京大学社会学部）	『社会学雑誌』編集委員会の活動（東京大学社会学部）	『社会学雑誌』編集委員会の活動（東京大学社会学部）	総合討論および発表
	数物科学専攻	15	Q1	ガイダンス	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	総合討論
	物質化学専攻	14	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い	研究業績	富財	安全の確保	研究倫理の取扱い	研究倫理の取扱い	総合討論
	機械科学専攻	25	Q1	ガイダンス	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	総合討論
	電子情報科学専攻	18	Q1	ガイダンス	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	総合討論
自然科学研究科	看護学専攻	10	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い	研究業績	富財	安全の確保	研究倫理の取扱い	研究倫理の取扱い	総合討論
	自然システム学専攻	21	Q1	ガイダンス	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	総合討論
	医科学専攻	64	Q2	ガイダンス	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	研究の倫理、研究費、倫理、研究費の管理、研究費の管理、研究費の管理	総合討論
	創薬科学専攻	11	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い	研究業績	富財	安全の確保	研究倫理の取扱い	研究倫理の取扱い	総合討論
	保健学専攻	25	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い	研究業績	富財	安全の確保	研究倫理の取扱い	研究倫理の取扱い	総合討論
医歯保健学総合研究科	看護学専攻	4	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い	研究業績	富財	安全の確保	研究倫理の取扱い	研究倫理の取扱い	総合討論
	保健学専攻	25	Q1	研究倫理への導入	研究データの取扱い	研究業績	富財	安全の確保	研究倫理の取扱い	研究倫理の取扱い	総合討論
先進予防医学研究科											
法務研究科											

このほか、倫理教育に関連するものとして、学士・大学院共通で、人を対象とする医学系研究や動物実験、遺伝子組み換え実験等を学生が行う場合の倫理面での研修については、教員と同様の研修を受けることを求めている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、「金沢大学研究活動不正行為等防止規程」第 8 条に以下のとおり定めている。

（研究データ等の保存・開示）

第 8 条 本学研究者は、研究によって生じた生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表されたときのいずれか遅い時期から、電子データ及び実験・観察ノートは 10 年間、その他の研究データ等は 5 年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

保存対象の研究データと廃棄する研究データの区分については、研究室や研究者の判断で実施している。また、転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、研究室や研究者の判断で実施している。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

＜機関全体としての取組＞

大学 Web サイト内の研究支援（研究推進部）ページに、「研究倫理」カテゴリとして「本学における研究活動の不正行為への対応」という学内外からアクセス可能なページを設置し、ガイドラインや「金沢大学研究者行動規範」、関係規程、通報窓口の宛先等の情報を集約して掲載、公正な研究活動に関する情報提供と周知に努めている。

研究者が研究活動において遵守すべき行動規範として「金沢大学研究者行動規範」を定め、研究活動について、「研究者は自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、常に誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱を徹底し、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、またそれらに加担しない。」としている。

＜部局等・研究室における取組＞

平成 27 年 4 月から「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が施行され、「研究者

等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜(少なくとも年に 1 回程度)継続して、教育・研修を受けなければならない。」とされていることに基づき、部局で研究倫理も含めた講習会の開催を実施している。

例えば、附属病院では初期研修（ICR 臨床研究入門の「臨床研究の基礎知識講座」）の受講のほか、継続研修として、先端医療開発センターが主催する又は病院長若しくは同センターが認定する講習会を年に 1 回以上受講することを義務付けており、講習会は年に 10 回程計画・受講機会を提供している。

8 岐阜大学

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育等の研究倫理意識の醸成については、「岐阜大学研究行動規範」において倫理的な判断と行動を定めている。

責任については、「自らが生み出す専門的知識や技術の質を担保する責任と新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するという責任を有する」ものとしている。行動については、「自主・自律的な行動は、長年の信頼の上に成り立っていることを自覚し、社会の期待を裏切らないようにする。そのためには、自己の研鑽に努めると共に、社会の声に謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、法令及び学内規則等を遵守し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する」ものとしている。

さらに、研究活動については、「質の高い教育は、優れた研究活動の成果から派生することを認識し、正確で公正な研究計画を自ら立案し、研究成果を論文などで公表することで、社会の認知を得るとともに、その責任を負わなければならない。経費の適正な使用と研究・調査データの厳正な取扱を徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。」ことを宣言している。

ガイドラインを踏まえた、研究倫理教育については、ガイドラインに沿った規程の改正を行い、「岐阜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」の研究者の責務として研究倫理教育を義務化している。

研究者に対しては、研究倫理意識を醸成していくため、毎年、公正研究推進室の会議において、研究倫理教育の実施について協議し、公正研究推進室長（統括管理責任者）から各部署の長（研究倫理教育責任者）に教育の実施について通知を行っている。

研究倫理教育の履修管理については、CITI Japan e-learning の教材による研究倫理教育を行っており、80%以上の理解度で修了となっており、公正研究推進室会議において、毎年、受講状況、教材及び受講単元を確認している。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者倫理に関する知識を定着、更新させるため、公正研究推進室長が主催者として、各

部局等において研究者等に対する研究倫理教育を実施している。CITI Japan e-learning の学修内容としては、①責任ある研究行為について、②研究における不正行為、③データの扱い、④共同研究のルール、⑤利益相反、⑥オーサiership、⑦盗用、⑧公的研究資金の取扱い となっている。定期的（3 年毎）に受講することとしている。

（３）学生に対する研究倫理教育

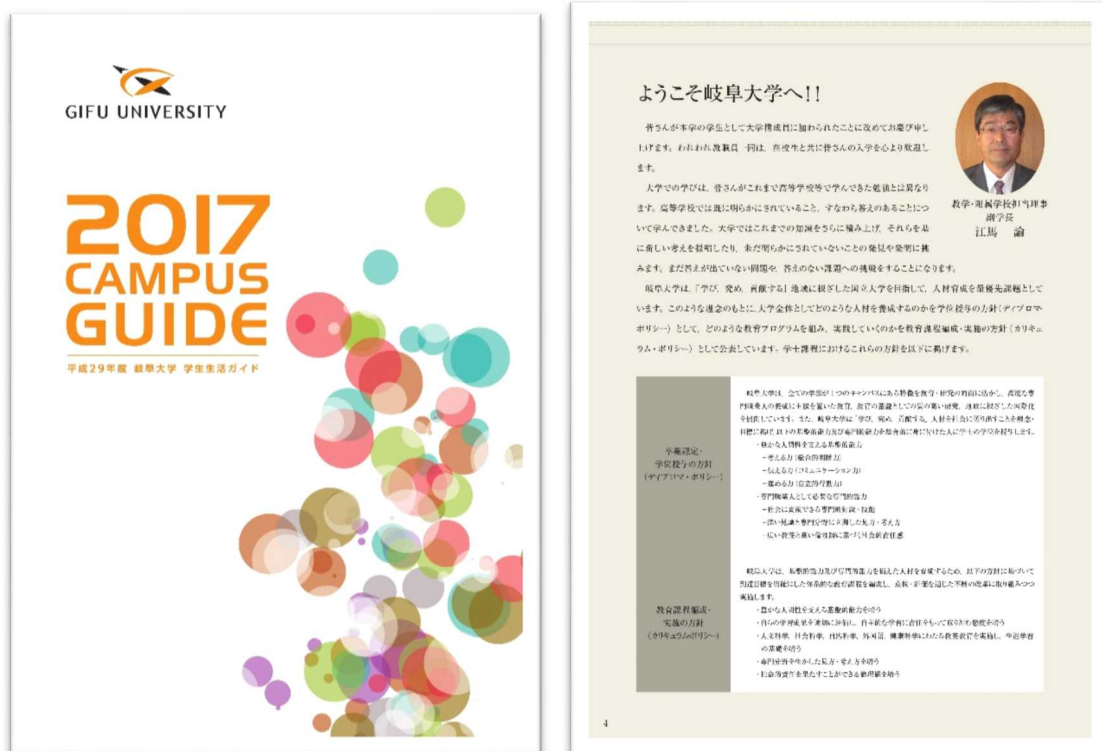
学生及び大学院生の研究倫理教育については、機関として、卒論前に研究倫理に対する意識を高めるため、日本学術振興会編集の「科学の健全な発展のために」を一読させている。このほか、学部・研究科等で実施している研究倫理教育として、以下のような事例がある。

【学部】

・初年次セミナー：

大学生活の過ごし方から学習の方法まで、岐阜大学に入学して卒業までに必要とする様々な事柄について学習する。全ての勉学の基本となる日本語について、自学自習を基本とする少人数指導による学習を行う。さらに、日本語の運用、科学レポートの作成、受講の方法について、課題の解答を通じて学ぶ。また、教員から今話題となっている研究について、身近な先輩から大学での勉強のあり方、大学と高校の違い、将来への展望等について、さらに大学院に在籍する留学生から日本を取り巻く様々な国々に関する情報を得る機会を設ける。他に、学習・生活支援、メンタルヘルス、災害対策、図書館の利用法等、大学生活で必要な事がらを学ぶ。（対象：1 年生）

〔学修内容〕 レポート・論文作成の方法



平成 29 年度岐阜大学・学生生活ガイド (2017 CUMPUS GUIDE)

https://www.gifu-u.ac.jp/campus_life/student/campusguide.html

・ゼミ等（原則週一回）：

研究倫理については、ゼミ等を通じて周知している。ゼミで実験データの紹介と議論を行う過程で、元データの確認を行うとともに、実験ノートの作り方を共有している。実験ノートは、卒業時に研究室で保管することを明確に説明している。

・集中講義：

医学部学部学生に対し、研究倫理教育を実施するため、チュートリアル選択配属の中間期に、その具体的な体験と結びつける形で集中講義として受講させている。（医学科 2 年生）

〔学修内容〕 研究者の行動規範、利益とリスクの均衡、利益相反、研究不正、共同研究

・獣医倫理学：

獣医療は、動物の疾病の治療ならびに動物の健康の維持・増進を図ることにより、人の健康で文化的な生活の確保と福祉に寄与するものである。適切な獣医療の提供を行うためには、獣医師として専門知識や技術の習得だけでなく、高い倫理観と見識の涵養が求められる。

れる。本講義では、獣医師としての使命と倫理観のありようについて講述する。(対象：獣医学科6年生)

〔学修内容〕獣医師の職務と社会との関わり、我が国における獣医倫理規範、動物愛護法と動物福祉、安楽殺問題、獣医療と医療過誤

・倫理学(生命倫理学)：

近年、テレビや新聞では遺伝子や臓器移植、生殖医療や安楽死、再生医療など、生命倫理に関連した話題に事欠かない状況になりつつある。どれも生老病死の歴史を通じて誰もが人生のどこかで関わってくる問題であり、本授業の内容はその時の倫理的基準を与える。授業は基礎知識編(第1～第4回)、具体的テーマ編(第5～第8回)、広範囲な展開編(第9～第14回)のおおむね3つに区分される。第15回は主に理解度認定である。内容は医療・看護をはじめ生命科学全般、哲学や心理学、社会学など広範囲な分野と関わりを持つ。具体的テーマ編では生老病死に関わるやや生々しい話題にも触れることになるが、現代の真実の姿でもあり、真摯に受け止めて頂くことを期待したい。全体の内容を通じて、生命倫理学がいかに現代の問題と深く関わっているかが理解できる。(対象：1年生)

〔学修内容〕生命倫理学の歴史や基本的方法の理解、法律との関係に対する理解、問題の読み取り能力(リテラシー)、課題解決能力

【大学院(生命科学系)】

- ・研究科が提供する授業等(CITI Japan、全1年生を対象とする特別講義：論文の作成方法、研究の進め方、研究者倫理)
- ・学際領域特別講義における研究者倫理及び微生物・遺伝子組み換え実験に関する講義(学際領域特別講義：研究者倫理、各種規程(学内外)) (1年生と2年生の必須科目)
- ・医学一般に対する生命倫理に関して基礎的知識等を講義するとともに、医療事故・医事紛争等の諸問題についても解説。また、遺伝子操作や臓器再生等の新たな医学・医療については、歴史的な生命倫理を踏まえて新たなパラダイムから概説。

〔学修内容〕

1. 医療における医師の義務、患者の権利、医師と患者の関係
2. 医療の社会性
3. 「生命の神聖」と「生命の質」の媒介的・重層的関係
4. 医療における「公」と「個」の関係
5. 最新の不妊治療・臓器移植の生命倫理的諸問題
6. 医療の倫理と医学の倫理の違い
7. 医学研究と生命倫理

【大学院(文系)】

・専門職大学院である教職大学院の教育目的は、学校現場の教育課題を研究開発することを通じたスクールリーダー（高度教育専門職）養成である。そのカリキュラムには、開発実践報告（学校現場の教育課程を取り上げて、実践的に研究開発する）があり、現職教員学生や学部卒学生が学校現場における実践教育を行っている。このため、大学の指導教員および学生はもちろんのこと、学校、教育委員会関係者が研究倫理を共有するためにガイドラインを作成し、指導している。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法については、ガイドラインを踏まえた、研究倫理教育については、・「岐阜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、原則、当該論文等の発表後、実験・観察ノートの記録媒体は10年、実験試料・標本や装置などの「もの」は5年の保存期間としている。

保存対象の研究データと廃棄する研究データの区別については、研究室で対応している。転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、基本的には研究室であるが、引き継ぐ相手がいない場合は、学部（学科）となる。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

岐阜大学の将来ビジョン（2025年に向けて）では、地域活性化の中核拠点であると同時に、強み・特色を有する分野において、全国的・国際的な教育・研究拠点の形成を目指しており、大学本部・学長室によるガバナンス改革の取組において、大学全体としてのガバナンスの透明化、浸透とともに、研究倫理をはじめとする法令順守等に基づく適正な法人運営を掲げ、IR機能の活用による学内資源の再配分等を進めている。

「岐阜大学の将来ビジョン」

<https://www.gifu-u.ac.jp/about/objectives/vision.html>

研究公正の推進のための人材配置について、部局長（研究倫理教育責任者）のサポートとなるよう、研究活動上の不正行為防止の基礎となる環境整備等に関することを所掌する研究公正推進室の室員に、研究担当の副学部長を任命している。

岐阜大学の将来ビジョン (2025年に向けて)

「地域活性化の中核拠点であると同時に、強み・特色を有する分野において全国的・国際的な教育・研究拠点の形成」を目指します。

- 第3期中の取組 -



岐阜大学の将来ビジョン

9 名古屋工業大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、大学全体で APRIN CITI Japan プログラム (e-learning) 教材を導入し、大学に雇用されて研究活動に従事している者及び大学の施設や設備を利用して研究に携わる者に対して受講を義務づけている。

研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくための責任や役割の分担については、学長を最高管理責任者、副学長を研究倫理教育責任者とする研究不正防止体制の下で公正な研究活動を推進し、研究活動に関する姿勢や研究者の規範意識の向上に資するため、研究倫理教育を実施することとしている。

また、研究企画院の部会として『研究倫理教育部会』を設け、学内における研究倫理教育に関する企画等の検討を行い、研究企画院での報告と審議によって全学的に研究倫理教育の充実・改善を図ることに努めている。

大学では、研究倫理教育に関して社会からの意見も取り入れている。ものづくりの変化のなかで、新しい価値の創造をめざす技術革新が求められており、それを支える人材への期待の高まりを背景として、「名古屋工業大学産学官教育連携会議（円卓会議）」を設置し、産業界の意見を集め「産業界の声に基づく名古屋工業大学の理工系人材育成戦略」を策定している。

この中では、産業界が求める人材像を踏まえ、産業・経営リテラシーとして、倫理観・経営感覚を養うため、工学倫理等が位置付けられており、研究倫理教育に関する内容についても、学部から大学院まで教育することとしている。

(2) 研究者等に対する研究倫理教育

研究者及び研究支援人材について、機関全体として実施している研究倫理教育については、名古屋工業大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程を踏まえ実施している。具体的には、

1. 大学の不正行為防止に取り組むため、APRIN CITI Japan プログラム (e-learning) の受講依頼を実施。ID、パスワードを発行し、定期的に受講記録や受講成績を確認している。

2. 新規採用者については、個別に説明や受講案内を配布し、また、科研費等の外部資金を申請する際に、未受講者には応募資格が与えられないものとして位置付けている。
3. 学内の科研費説明会において、大学の実施体制を配布し、不正行為の防止について説明を行っている。

(3) 学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育については、工学技術者あるいは研究者としての確かな倫理的判断を下すことができるようになるため、技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、及び、工学技術者が社会に対して負っている責任を理解できるよう、学部及び大学院において倫理関係科目を開設し、研究倫理教育を行っている。

学部のオリエンテーションに当たる、第1年次の共通科目「フレッシュマンセミナー」(16週、2単位、必修科目)にて、名古屋工業大学が社会において果たす使命を示す学長講演も含め、学生に技術者としての責任を自覚させるディスカッション講義を2回にわたり行っている。

専門科目及び学生の研究分野との連携を考慮し、全学生対象の共通科目として倫理科目群を開講している。各科目の実施等は、以下のとおり。

(学部)

第3年次の共通科目に「工学倫理」(16週、2単位、選択科目)を開講し、希望する学生が履修可能な態勢を整えている。また、社会工学科専門教育科目に「環境都市技術者倫理」(16週、2単位、必修科目)を開講する。

(大学院)

博士前期課程においては、第1年次の共通科目に「工学倫理特論Ⅰ・Ⅱ」(各8週、各1単位、選択科目)、また、社会工学専攻専門教育科目に「社会工学技術倫理論」(16週、2単位、選択科目)を開講し、希望する学生が履修可能な態勢を整えている。

博士後期課程においては、第1年次科目として「研究者倫理」(8週、1単位、必修科目)若しくは「生命倫理特論」(共同ナノメディシン科学専攻のみ。8週、1単位、必修科目)を開講し、倫理教育を実施している。

共通科目においては、講義に併せて、各自の研究が社会に及ぼす影響をワークショップ等により討論し、また学生にプレゼンテーションを行わせるなどにより、倫理に関する理解を深めている。

教材については以下のとおり。

(学部) 教科書：『はじめての工学倫理』（第三版）（齋藤了文・坂下浩司編）昭和堂、

参考書：『技術者倫理の世界』（第三版）（藤本温編著）森北出版

(博士前期) 参考書：『工学倫理の条件』（大貫、坂下、瀬口編）晃洋書房

(博士後期) 教科書：『科学の健全な発展のために』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編

また、各研究室においては、指導教員の指導の下、研究者としての責任を自覚するための研究倫理教育を行っている。

具体的には、各研究室で定期的実施されるゼミにおいて、指導教員が学生個々の研究及び論文内容に即した研究倫理指導を行い、学生に適切な知識と責任感を身に付けさせている。また、研究主宰者のもと研究に携わる学生に対しては、研究情報・データの適切な取扱いと保存に関する教育・指導を行っている。博士後期学生の博士論文の提出に当たっては、剽窃等の研究不正に係る申告書を提出させるとともに、論文剽窃・盗用検知システム（iThenticate）による論文チェックを行っている。

平成 年 月 日

名古屋工業大学長 殿

所 属 _____ 専攻

学生番号 _____

氏 名 _____ 印

博士論文の剽窃等に係る申告書

私は、下記の私の博士論文について、剽窃・盗用・改竄その他不正な方法により作成していないことを申告します。

記

論文題目: _____

_____ 以下、指導教員確認欄 _____

平成 年 月 日

指導教員 _____ 印

アイセンティケイトチェック結果 (最終のものを記入のこと)

類似度(Similarity Index) %

確 認 (以下のチェックボックス一つにチェックのこと)

- ☐ 類似度が低かったため、剽窃等の問題はないと判断した。
- ☐ 類似度が確認されたが、以下の理由のため剽窃等ではないと判断した。
- (理由: _____)

博士論文の剽窃等に係る申告書

さらに、「国立大学法人名古屋工業大学における研究情報・データの適正な取扱いに関する要項」を定め、公式 HP や教職員ポータルサイトの事務手続きにおいて周知を図っている。

また、教員向けには「名古屋工業大学における研究データ管理の指針」を、学生向けには「名古屋工業大学における研究データの管理の手引」を作成し、公式 HP で周知を図るとともに、教員全員に配布かつ平成 29 年度第一部 4 年次及び第二部 5 年次、博士前期課程 1 年次、博士後期課程 1 年次に配布している。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法については、名古屋工業大学研究者倫理に関するガイドラインを制定しており、さらに、名古屋工業大学における研究情報・データの適正な取扱いに関する要項に基づき、研究者が適切な処理と処置を構ずることとしている。

実験ノート：

記載すべき情報の項目例をあげたうえで、事後にノートの改変ができない形で作成するよう規定。

論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（文書、実験ノート、数値データ、画像等）：

後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存するよう規定。保存期間は原則として当該論文等の発表後 10 年間と規定。電子化データは、再利用可能な形で保存するよう規定。

試料等：

試料等については、当該論文等の発表後原則 5 年間保存することを規定。ただし、本質的に保存困難なものや保存に多大なコストがかかるものについてはこれによらないこととしている。

転出者等の研究資料等の取扱いについては、研究主宰者が保存すべきものについてバックアップをとって保管する、又は所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講ずることとしている。

研究主宰者自身が転出又は退職する場合には、同様の措置を講じ、大学、研究室等に適切に研究資料等を引き継ぐよう規定している。

データの管理については、電子データの利用・検証を可能とするため、必要なファイルを容易に判別、取得できるような形で、メディアへの保存がなされなければならないため、電子データの管理の方法について、英文と和文で指針を設けている。

- ・ 教員向け 名古屋工業大学における研究データ管理の指針
- ・ 学生向け 名工大方式 名古屋工業大学における研究データの管理の手引
- ・ Guidelines for Management of Research Data at Nagoya Institute of Technology
- For Faculty Members
- ・ Guidance on Management of Research Data at Nagoya Institute of Technology (NITech Method) - For Students

大学として、指針を設けることは、研究不正を未然に防ぐ意思を社会に示すという意味を持つ。同時に、研究グループ内での情報交換がしやすくなる、研究者個人が後日にデータを利用しやすくなるというメリットがある。また学生の倫理教育としても重要である。

II データの保管方法を定める

研究グループごとに、次の二つのいずれかの方法が採用されています。
教員の指示に従って、決められた方法でデータを保管してください。

A 研究室ごとに設置した、
データ保存用のハードディスク
(原則、一つの装置に保存)

B 学生ごとのデータを集めたCD、DVD
(それらディスクは必ず一か所にまとめて保管する)

※いずれの方法においても、データは一か所(一つのディスク、あるいは一つのサーバネットワーク)にまとめられています。



名工大方式

名古屋工業大学における 研究データの管理の手引

研究不正を防ぐにはどうしたらいいでしょう?

論文でのデータねつ造などの不正行為が、たびたび大きな社会的事件になっています。ひとたび不正が発覚すれば、それによって研究者個人の人生は大きく変わってしまうでしょう。その人が属する組織全体の信用が失われ、評価が大きく下がることにもなるでしょう。さらに、科学技術全般に対し社会が疑いの目を向けようになってしまうという恐れさえあります。

研究不正を完全に防ぐ方策はありません。しかし、あらゆる不正行為は、人の目の届かないところで起きやすく、届くところでは起きにくい、とすることはできます。たとえば、どのような実験をしているか他の人も知っていて、そこで得られたデータを見ることもできるなら、データにもとづかないグラフをなつづめて論文に載せることはできなくなるでしょう。逆に、他人によるデータの検証が全くできないなら、なつ造などをしても気づかれにくく、その結果、研究不正が起こりやすくなってしまいます。

名古屋工業大学では、2016年に「国立大学法人名古屋工業大学における研究情報・データの適正な取扱いに関する要領」が作られました。そこでは、実験ノートなどの研究記録や測定・計算結果などのデータは10年間保存しなければならないと定められています。これは、研究の過程や結果を検証可能にすることで、研究不正を防止することを意図しています。

現在、データのほとんどすべては電子データです。また、研究記録を紙のノートではなく電子ファイルに残している研究室も多いでしょう。研究記録や結果の保存とは、それら電子ファイルを何らかの媒体に保存することです。ただ、そのときに注意すべきことがあります。たとえば、ハードディスクに保存された、ある測定のデータを調べようとした時、そのデータがどのフォルダ(ディレクトリ)になんという名前でも保存されているかがわからなければ、該当するファイルを見つけることができません。つまり、データが検証可能であるためには、必要なファイルを第三者でも探し出すことができなければいけません。そして、そのためには、ある一定のルールに従って、ファイルが保存・管理されている必要があります。

名古屋工業大学では、このような考えにもとづき、大学として研究の電子データ保存に関し統一した指針を設けました。その指針は、大学の方針として、公開されます。皆さん一人ひとりの行動によって、この指針の趣旨が研究の場で生かされることを期待します。



Nagoya Institute of Technology

学生向け 名工大方式 名古屋工業大学における研究データの管理の手引

① フォルダ・ファイルの区分けルールを決める

① 実験・解析データなどの元データ

研究で得たデータは、研究報告の内容を証拠立てる最終的な根拠となるものです。また、研究者がいつ、どのような活動をしたのかを示す記録でもあります。

第三者によるデータの取得、検証を容易にするため、研究グループ内で、一定のルールに従って、データのフォルダ、ファイルを作成してください。

次の二つを、そのルールの基本形とします。



要点は

***フォルダ、ファイルの名前から、「データ取得者」「実験方法」「試料名」「データ取得年月日」の4点が、第三者にもわかるようにする。(順番は問わない)**

ということです。これができるなら、研究の実態に合わせて、柔軟にやり方をかえてもかまいません。たとえば

●理論解析の場合は、(1)の④の「実験方法」を「解析方法」、「試料名」を「設定条件」などに読み替える。



●必要に応じ、フォルダに分ける階層を増やすことができる。
例えば、(1)の④で、試料をグループに分け、以下のようなフォルダを作る。



●質問紙調査(アンケート等を含む)結果のデータの場合は、
(1)の④の「実験方法」を「質問紙調査方法」に読み替える。



●研究グループ全体、あるいは研究グループ内のサブグループで共通のデータを管理する場合は、
(1)の④の「学生名」を「(サブ)グループ名」と読み替える。

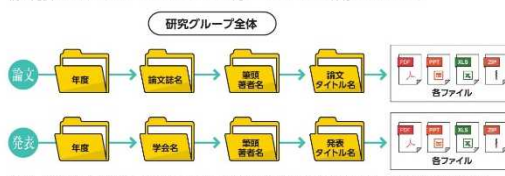


●これは異なるルールでデータを保存する場合は、フォルダ、ファイル名のつけ方のルールを示したテキストファイルを作成し、「ファイル名ルール」という名前、学生名フォルダに保存する。
この場合も、フォルダ、ファイル名から上記の必要な情報が得られるようする。



② 論文発表、口頭発表、ポスター発表のデータ

研究発表で公表された結果は、多くの人の目にとまりますので、検証がもたらされる可能性が高
いと考えられます。そこで、発表内容を容易に検証できるように、以下のようにフォルダを作成し、論文原
稿や発表スライド・ポスターとともにすべての元データファイルを保存してください。



(元データのサイズが非常に大きい場合は、元データの保存場所を記したファイルを、元データの代わりに保存する。)

(5) その他研究公正の推進に向けた取組

教育担当部局との連携の取組として、学長裁量経費である平成 28 年度の教育改善推進経費により「研究情報の適正な取り扱いを促す研究倫理教育を推進するプロジェクト」を実施し、FD 研究会を開催して議論を深め、研究倫理教育部会での検討と修正を経て、研究企画院で審議承認され、「教員向け 名古屋工業大学研究データ管理の指針」「学生向け 名工大方式 名古屋工業大学における研究データの管理の手引」により、研究データ管理を平成 29 年 4 月から実施している。

10 京都薬科大学

(1) 研究倫理教育の体制

京都薬科大学では、ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、「京都薬科大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則」において (https://www.kyoto-phu.ac.jp/information_discovery/action/research_activities/pdf/kisoku.pdf)、大学における研究倫理教育について実質的な責任者と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、副学長をもって充てること、研究倫理教育責任者が、京都薬科大学に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育をおこなわなければならないこと、また、研究者等の責務として、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならないことを定めている。

研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、教職員については随時、個人学修の機会を設けるとともに、年に1回、説明会における注意喚起により、実施している。大学院生は入学時に個人学修を行い、前期必修科目として「研究倫理特論」を受講することにより、実施している。学部生は3年次後期からの「総合薬学研究（卒論研究）」の開始にあたり、研究倫理教育を受講することにより、実施している。

研究倫理教育の履修管理については、教職員および大学院生はAPRINのe-learning受講の履歴および理解度チェックにより履歴管理と理解度把握を行っている。学部生は研究倫理教育受講時に理解度を把握するための設問シートに解答し、それを「総合薬学研究（総合研究）」の分野主任に渡して、当該分野に配属されている学生の理解度把握と教育に活用している。

(2) 研究者等に関する研究倫理教育

研究者等に対して、機関全体として実施している研究倫理教育については、入職・異動時に、研究・産学連携推進室が前職での受講履歴を確認し、未受講の場合はAPRINのe-learningを受講する。同時に、「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」（グリーンブック）を配布して精読する。また、毎年9月の科研費説明会において、研究不正防止と研究費の取扱いについて、それぞれ研究・産学連携推進室と会計課が注意喚起している。

学修内容としては、研究不正防止、研究者倫理、人を対象とした研究倫理、研究費の取扱

い、利益相反などがあり、APRIN の e-learning、グリーンブック、独自作成の資料（科研費説明会）等を活用している。

FD、SD において研究公正について定期的にトピックとして取り上げるにより、継続的に研修を実施している。例えば、適切な画像処理を行わないと、正確な研究成果が得られないばかりか、不正を疑われる可能性もあるため、「画像不正と疑われないための画像処理について」として、外部講師を招へいし、教員・研究員院生向け学内セミナーを開催している。

（３）学生に関する研究倫理教育

学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育として、学部では、3 年次後期からの総合薬学研究の開始にあたり、研究者倫理および研究活動に係る法令等を理解し遵守するために、研究倫理教育を行っている。研究科では、入学時に APRIN の e-learning を受講するとともに、前期必修科目「研究倫理特論」を受講している

〔学部〕

3 年次 10 月に、90 分 1 回の講義
実施形式 講義と設問シートへの解答
事例（STAP 細胞、高血圧治療薬の臨床研究）
研究規範（ルール）について

〔研究科〕

必修科目「研究倫理特論」 前期に、90 分 8 回の講義、1 単位
APRIN の e-learning 受講
実施形式 e-learning、講義、ビデオ、SGD（スモール・グループ・ディスカッション）、
プレゼンテーション
「研究倫理特論」
責任ある研究活動、研究成果の発表、研究不正 (1) (2)、RCR について考える (1) (2)、
RCR を実践するために、総括
教科書としてグリーンブックを使用

研究科では、科学者の一員である大学院生が、どのようにして研究を進め、科学者コミュニティに対して成果を発信していくかを理解し実践することを目的とする「研究倫理特論」を必修科目としており、SGD（スモール・グループ・ディスカッション）として 4～5 人からなるグループで自分の見解を述べる授業を取り入れている。研究倫理特論では、研究倫理（責任ある研究活動）について理解を深めるため、臨床研究における患者・個人情報の取扱い、データの意図的な選択、博士学位論文作成などで起こりうる不適切な行為など、研究倫理の課題について、グループ毎に議論し発表を行っている。



SGD（スモール・グループ・ディスカッション）

教育における研究倫理教育の位置付け、教育カリキュラム等との関係については、学部については、学修の手引きにおいて、「総合薬学研究」の開始にあたり、研究者倫理および研究活動に係る法令等を理解し遵守するために、研究倫理教育を行うこととしている。

研究科では、大学院カリキュラムポリシーに研究倫理に関する内容を定めており (https://www.kyoto-phu.ac.jp/education_research/graduate/curriculum_policy/)、薬学専攻博士課程では、特論講義により、研究倫理観を向上させ、各自の課題を進めながら博士学位論文作成により薬学研究者としての自立を目指すこととしている。薬科学専攻博士前期課程では、特論科目として、研究倫理観を育成し、幅広い学識を培うために、専門領域横断的な基礎的科目を設定している。薬科学専攻博士後期課程では、必修の特論講義により、研究倫理観の向上を図り、さらに、博士学位論文作成により研究者としての自立を目指すこととしている。

このほか、研究室における研究倫理教育では、実験等において学生を指導する際に、学生等が手順や手続の理解が十分でないことにより不正な結果が出ないように、実験の際に参照すべき SOP（標準業務手順書）を作成して、学生が行う実験において間違った手順による意図しない不正の発生を防止することに努めている事例もある。

図書館では、「倫理図書コーナー」を設置し、研究倫理に関する啓発を行っている。本コ

コーナーは、大学の基礎科学系教員が学長裁量経費教育改革推進事業「薬学教育における医療倫理教育の方法の開発と実践」に取り組んだ際に、図書館の蔵書とした生命倫理・医療倫理・研究倫理委関連の文献及び視聴覚教材を一堂に展示したものであり、開架図書としていつでも利用できる環境を整えている。



倫理図書コーナー

本コーナーに展示されている研究倫理関連図書の例

書名	著者	出版社
科学の危機	金森 修	集英社新書
科学者の不正行為 ねつ造・盗用・偽造	山崎 茂明	丸善出版
論文捏造	村松 秀	中央新書
論文捏造はなぜ起きたのか？	杉 晴夫	光文社新書
捏造の科学者 STAP 細胞事件	須田 桃子	文藝春秋

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、以下の通りである。（京都薬科大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規則 別表（第3条第3号関係））

区 分	データの種類	形式・形態	保管・管理期間
資 料 (情報、データ)	デジタルデータ	電子データ	10年
	アナログ資料	紙媒体資料等	10年
試料等（モノ）	劣化しないもの	安定物質、標本等	10年
	劣化するもの、保存に特別な措置を要するもの	不安定物質、反応性物質、生体試料、貴重標本等	10年

保管・管理期間は、論文等の発表日から起算する。

研究データの帰属先は、研究機関としている。研究データについては、基本的に全て保管しており、必要があれば、分野主任等が論文等で発表する可能性を考慮して区分している。転出又は退職する研究者の保有するデータの保存については、分野主任が保存することとしており、分野主任が転出する場合は機関管理として、研究・産学連携推進室が保管する。

研究データの保存に関する費用負担については、現状は各分野が負担しているが、退職者の研究データや分野の保管スペースに収まりきれないものを保管するためのスペース確保は機関の予算で行うこととしている。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

大学の危機管理の中に、研究公正の推進を位置づけていることに特徴がある。理事長は危機管理を総括し、学長及び事務局長は理事長の指示に従い、危機管理の推進について務めることとしている。

大学において発生する様々な事象に伴う危機に、組織的に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法を定め、職員及び学生の安全並びに教育研究活動等の確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的に、学校法人京都薬科大学危機管理規則を定めている。ここで危機管理の対象とする事象は、

- （１）研究活動及び本学の業務等に遂行に重要な支障がある事態、
- （２）職員及び学生並びに近隣住民等の安全に関する重大な事態、
- （３）施設設備の管理上の重大な事態、
- （４）社会的に影響が大きな事態
- （５）本学に対する社会的な信頼を失墜させる事態

等としている。研究不正についてもこれらの事象に相当するものとして位置付けている。

このため、学校法人京都薬科大学危機管理規則に従い、危機管理委員会に対して、不正行為防止委員会からリスク項目として、①研究不正、②研究倫理 に関するリスク内容と対応策を報告し、危機管理委員会からのコメントや再考後の対応策までを整理するなど、研究活動上の不正行為を大学の危機管理の重要な課題として位置付けて取組んでいる。

危機管理委員会からのコメントには、

- ・研究室運営に牽制機能が発揮できる仕組み構築を重点として取り組む工夫が必要。
- ・教員間の良好なコミュニケーションを維持することが一番だと思う。

といったものがあり、危機管理委員会による不正防止の対応策では、開かれた教室運営や、自由な雰囲気の中で行う研究活動を進められる体制作りについても配慮している。

また、研究不正を広義のコンプライアンスの問題の一つとしてとらえ、平成 28 年度は、コンプライアンス講習において、教育研究機関における近年の不正事例を中心に、「研究費と会計処理」、「利益相反」、「情報管理」に合わせ、「研究不正の防止」についても取り上げている。

1 1 福岡教育大学

(1) 研究倫理教育の体制

ガイドラインを踏まえた研究倫理教育については、「国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程」の下位規程である「国立大学法人福岡教育大学における研究倫理教育の実施について（重要通知）」に基づき、e-learning[eL CoRE]を中心とした取組みを事務局連携推進課（研究支援担当）において実施している。

実施の検証やコンテンツの検討等については、「学内外の諸情報を収集し、大学経営に活かす方策を企画・立案」することを目的とした「学長室」の一つである「研究開発推進室」において行っている。

研究倫理教育についての機関全体の実施計画については、第3期中期目標・中期計画に謳われている「研究倫理教育充実」を受け、平成29年度年度計画33-2において「研究倫理教育の実施」が策定されている。

研究倫理教育にかかる実施責任者は副学長（研究倫理・外部資金獲得担当）で、副学長を室長とする「研究開発推進室」で進捗状況を確認・点検し、これを受けた具体的な業務を事務局連携推進課（研究支援担当）が行っている。

研究倫理教育については、e-learningを基本としているが、研究開発推進室における検討により、対面の講習会（講演会）も実施している（平成29年度は7月13日に大阪大学の中村征樹准教授を講師に講演会を実施）。

研究倫理教育の履修管理については、日本学術振興会の研究倫理教育 e-learning「eL CoRE」を教材として活用し、そのWeb管理者として連携推進課（研究支援担当）により進捗状況を管理しており、受講対象者への連絡を行っている。同受講の修了をもって内容を理解したとみなし、修了確認を行っている。研究倫理教育及びコンプライアンス教育を修了しない研究者、研究支援者（事務職員等）は、公的研究費にかかる業務ができないこととなっており、受講・修了を必須としている。未受講者に対しては事務局からメールや電話等で受講確認を頻繁に行っており、教員の受講率100%を達成している。

研究倫理教育に関連する会議体としては、研究開発推進室、不正防止計画推進室がある。研究開発推進室においては、研究倫理教育の教材や実施方法について検討を行っている。不正防止計画推進室は、公的研究費の適正な運営・管理を目的とし、不正防止計画を推進するための室である。同室で発行している「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」において、研究倫理に関する内容も記載されており、大学のホームページ及び教職員グループウェア

に掲載し学内外に周知するとともに、コンプライアンス教育における資料として活用している。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者等に対して機関全体として実施している研究倫理教育については、「国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程」第４条に、学長は研究者等に対し、研究倫理教育を実施する旨定められている。この規定に基づき、研究倫理教育責任者（部局長）が研究倫理教育を実施・監督することとなっている。具体的には事務局連携推進課（研究支援担当）において、日本学術振興会の e-learning 教材「eL CoRE」の受講対象者登録、受講連絡、進捗管理、修了者への修了証書の発行等を行っている。規程上、公的研究費に関する業務に携わるためには、研究倫理教育及びコンプライアンス教育の受講と修了が必須となっている。このため、期限（科学研究費助成事業の申請前まで）を設けて実施している。

研究倫理教育の実施状況については、副学長（研究倫理・外部資金獲得担当）が室長を務める研究開発推進室において確認し、必要に応じて内容や方法に関する改善点について審議を行くこととしている。

学修内容については、「国立大学法人福岡教育大学における研究倫理教育の実施について（重要通知）」に研究倫理教育の内容として、次のように定められている。

- （１）研究活動における不正行為の具体的な事例
- （２）本学の不正防止体制や手続き等のルール
- （３）研究活動における不正行為が行われた場合の文部科学省及び資金配分機関による研究者や大学への措置
- （４）研究活動における不正防止対策のために受講者の理解や意識を高める内容
- （５）その他研究倫理教育責任者が必要と認める内容

（１）に関連して、特に大学では、特定不正行為に加えて「二重投稿」「不適切なオーサーシップ」についても「研究不正」と規定しているため、その内容も含めたものを学修内容としている。これらの内容を考慮して、e-learning 教材として「eL CoRE」を採用している。

（３）学生等に関する研究倫理教育

学生及び大学院生について実施している研究倫理教育については、「研究者」を対象として研究倫理教育を実施することが規定されていることから、主として大学院生を対象に実

施している。

大学院1年次生全員に教職員と同様に、日本学術振興会のe-learning教材「eL CoRE」の受講を実施している。連携推進課（研究支援担当）において管理しており、受講状況が芳しくない者には、本人及び指導教員に連絡を行い、受講を促すこととしている。

また、各教員により、分野の特性をふまえて、実際の修士論文の指導に即して、研究データの取扱や、引用の仕方、オーサーシップ等について指導をおこなっている。大学院生に研究倫理教育を主眼にした特段の科目は設定していないが、「課題研究」や「課題演習」等、研究方法の習得を目標とした授業において、実際の院生のテーマに基づく研究推進に即して、研究倫理教育の内容が指導されている。

教員養成大学であり、多様な分野の研究者が在籍しているため、学問分野ごとの研究倫理のあり方について合意形成していくことは困難であるが、それぞれの学問分野によって研究倫理の捉え方が相違することを認識できる研修等について、引き続き研究開発推進室で検討していくこととしている。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、国立大学法人福岡教育大学研究活動不正防止規程第7条に、研究データの保存及び開示が規定されている。研究成果の発表時点から原則5年間研究データを保存し、学長が必要と認める場合には開示することとなっている。また、個人情報等が含まれるデータについては、研究倫理委員会の審査を経た方法により、保存、廃棄がなされることとなっている。

データの管理に関して、保存対象の研究データと廃棄する研究データの区分については、教員養成大学であるため、多様な学問分野の研究者が在籍しており、研究データの取り扱いについて一律の取り決めが困難であるため、各学問分野の特性に応じて、研究者の判断で区分している。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、一律に運用ルールを定めることはせず、各学問分野の特性に応じて、研究者の判断で対応している。（講座制のような研究室主宰者といった人員配置はなされていないため、転退職する研究者による対応の差はない）

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

福岡教育大学が刊行する研究紀要について、研究活動上の不正行為の防止に資するため、「福岡教育大学紀要投稿の手引」において、投稿に関して、必要な事項を定めており、投稿にあたっては、「大学紀要掲載予定論文についての自己点検」により、研究倫理を含め、自己点検を行い、誤りがないことを自署で報告することとしている。

(項目)

- ☐ 「紀要投稿の手引き」に規定された様式（文字数・行数）を守っている。
- ☐ 人権上問題となる不適切な表現がない。
- ☐ 論理・実験等に誤りがなく、考察や結果の論理性が明確である
- ☐ データの提供者がいる場合のデータ提供者への説明や、研究対象者からの同意を得る等、適切な措置を講じている。
- ☐ 個人情報の保護に関して適切な処置をとっている。
- ☐ 守秘義務に反していない。
- ☐ データのねつ造、改ざん、盗用がなく、引用については出典を示す等適切な表現が取られており、かつ、引用部分が明確にされている。
- ☐ 執筆者に関して、資格を有しない者を含めたり、資格を有するものを除外するなど、不適切なオーサiershipがとられていない。
- ☐ 本論文の投稿について、二重投稿にはあたらない。
- ☐ 他の出版物の著作権と抵触しないことを確認するとともに、直接引用した図・表等については転載の許可を得ている。

福岡教育大学紀要投稿の手引



最終決裁者名 学術情報センター長

(担当部署)

学術情報課

電話 0949-58-1268 (内線 1268)

E-mail: rososcho@fukuoka-edu.ac.jp

- 1 -

(別紙3)

大学紀要掲載予定論文についての自己点検

投稿申込者	所 属	
	氏 名	
論文題目		
掲載誌名・巻号	本文記番	平成 年 第 号 第 分冊

- ☐ 「紀要投稿の手引き」に規定された様式（文字数・行数）を守っている。
- ☐ 人権上問題となる不適切な表現がない。
- ☐ 論理・実験等に誤りがなく、考察や結果の論理性が明確である。
- ☐ データ提供者がいる場合のデータ提供者への説明や、研究対象者からの同意を得るなど、適切な措置を講じている。
- ☐ 個人情報の保護に関して適切な処置をとっている。
- ☐ 守秘義務に反していない。
- ☐ データのねつ造、改ざん、盗用がなく、引用については出典を示す等適切な表現が取られており、かつ、引用部分が明確にされている。
- ☐ 執筆者に関して、資格を有しない者を含めたり、資格を有する者を除外したりするなど、不適切なオーサiershipがとられていない。
- ☐ 本論文の投稿について、二重投稿にはあたらない。
- ☐ 他の出版物の著作権と抵触しないことを確認するとともに、直接引用した図・表等については転載の許可を得ている。

以上の事項について自己点検を行い、誤りがないことを報告します。

(氏名) _____ (自署)

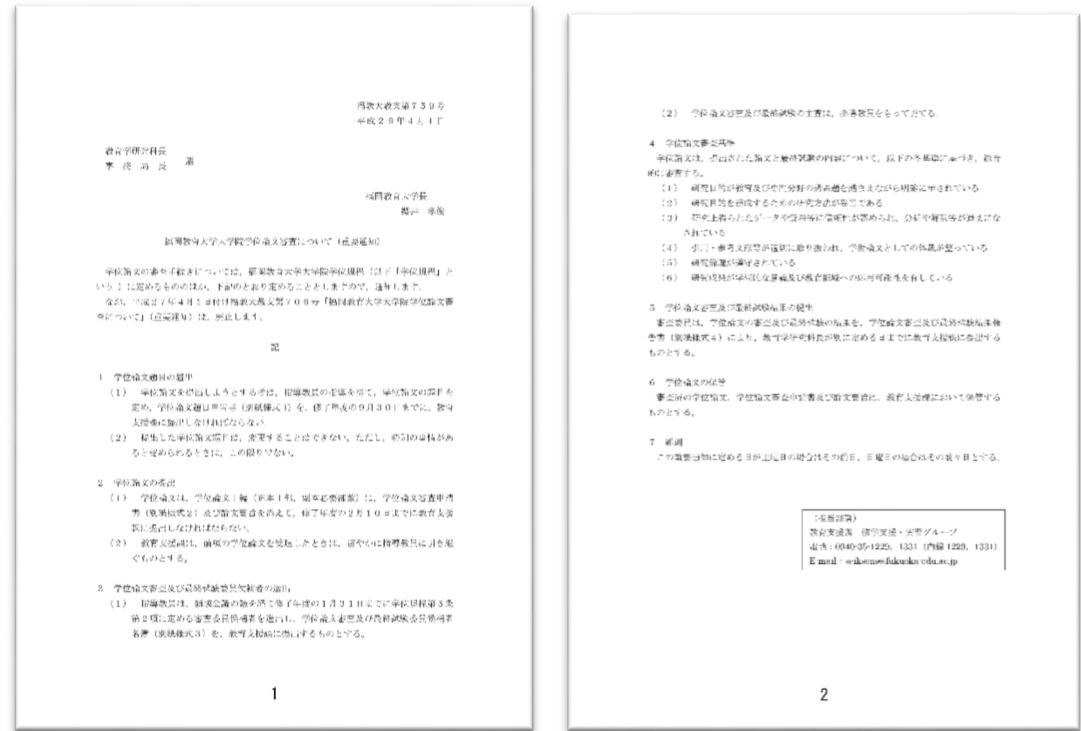
10

福岡教育大学紀要投稿の手引

学位論文の審査手続きにかかる審査基準については、「福岡教育大学大学院学位論文審査

について（重要通知）」の各規準に基づき、研究倫理を含めて、総合的に審査することとしている。

- (1) 研究目的が教育及び専門分野の諸課題を踏まえながら明確に示されている
- (2) 研究目的を達成するための研究方法が妥当である
- (3) 研究上得られたデータや資料等に信頼性が認められ、分析や解釈等が適切になされている
- (4) 引用・参考文献等が適切に取り扱われ、学術論文としての体裁が整っている
- (5) 研究倫理が遵守されている
- (6) 研究成果が学術的な意義及び教育領域への応用可能性を有している

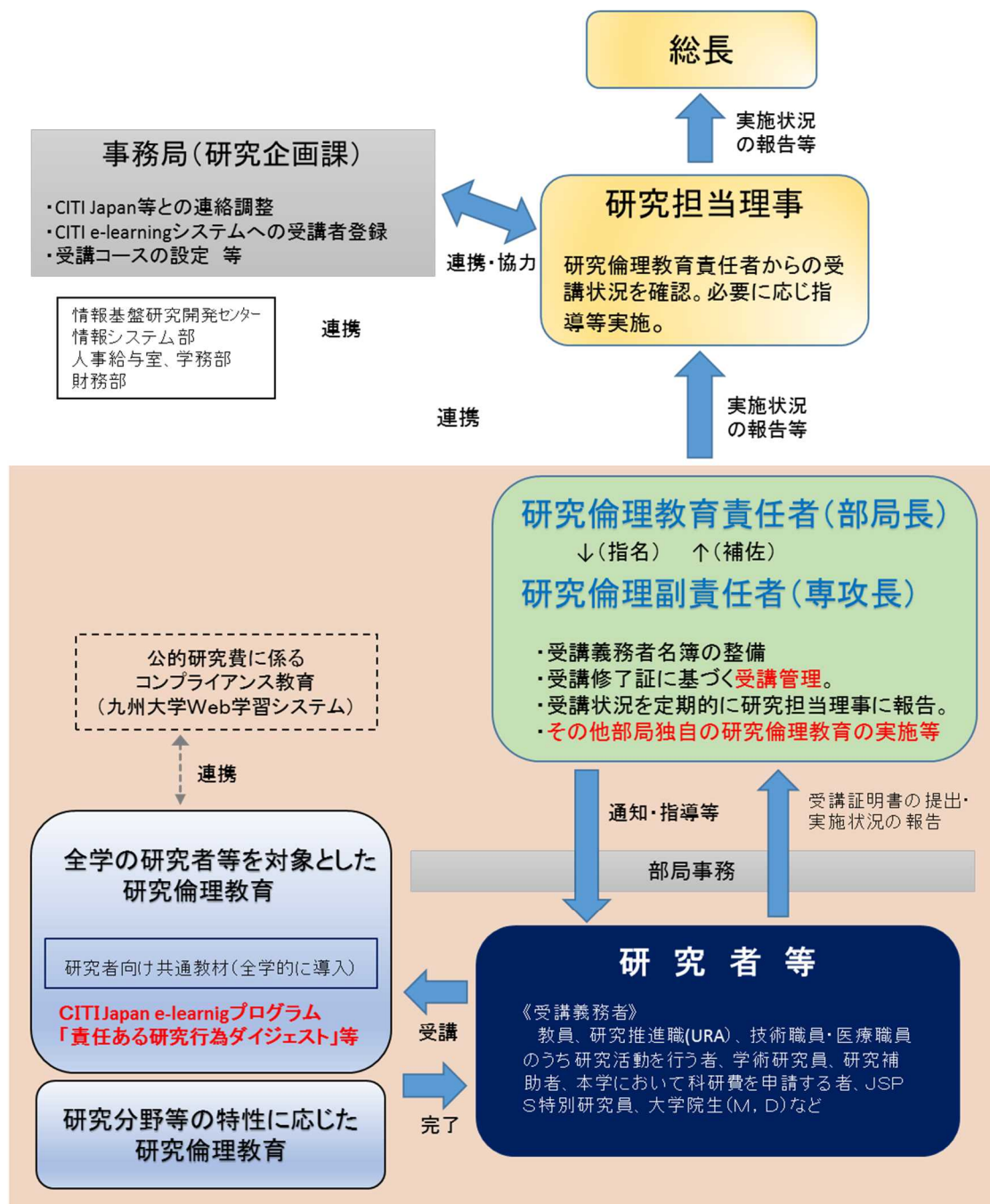


福岡教育大学大学院学位論文審査について（重要通知）

1 2 九州大学

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育については、「国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程」に基づき実施している。



研究倫理教育の実施体制

また、機関全体の研究倫理教育等に係る責任や役割の分担等については、関係規程において次のとおり定めている。

【責任や役割の分担について】

(総長の責務)

総長は、研究者、研究責任者、監督者及び研究倫理教育責任者（各部局の長）に対し、行動基準、関連規程及び関係法令等の周知徹底を図るとともに、適正な研究活動を行うための必要な措置を講ずる。

(研究担当理事の責務)

研究担当理事は、本学における不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等について統括する。また、行動基準に基づき、研究倫理教育の内容及びその他具体的な対策を策定し、各部局に配置した研究倫理教育責任者（部局長）に対して倫理教育を行うよう指示するとともに、その実施状況を確認し総長に報告する。

(研究倫理教育責任者の責務)

研究倫理教育責任者は不正行為を事前に防止し、適正な研究活動を推進するため、また、研究者に求められる倫理規範を修得等させるため、研究担当理事の指示に基づき、当該部局における研究活動に関わる全ての研究者に対し、定期的に研究倫理教育を実施し、受講状況を管理するとともに、受講状況を研究担当理事に報告する。

機関全体の実施計画については、第三期中期目標・中期計画期間に向けた今後6年間のアクションプランにおいては、徹底した法令遵守と危機管理体制の構築を掲げている。また、第三期中期目標・中期計画期間における年度計画において、「研究倫理教育の実施等により研究者の意識向上を図るなど、不正行為の防止に向けた取組を実施する」と定めている。これらを踏まえ、平成28年度には、啓発リーフレット（日本語・英語）を作成し、学内の教職員、大学院生及び学部生（1年生）約15,000名に配付した。また、外部機関から講師を招き「適正な研究活動の推進に関する講演会」を実施したほか、研究不正窓口責任者に対して研修会を実施し、組織全体の意識向上に取り組んでいる。

研究倫理教育の受講管理については、CITI Japan のeラーニング教材を利用しており、履修状況の管理は同教材の受講管理システムを活用している。新規採用者等については、原則として一ヶ月以内に受講するよう各部局へ通知するとともに、四半期ごとに登録者及び受講者データを各部局へ提供し、未受講者への速やかな受講を促している。加えて、当該教材受講後にテストを行い、80点を超えた場合にのみ受講を修了したと見なすことにより、受講者の一定の理解度を確認・把握している。

また、研究倫理教育及び啓発活動の実施に関しては「適正な研究活動推進委員会」にて審議されることとしており、部局毎のeラーニングの受講率（受講後のテストの得点が80点を超え修了した割合）も同委員会にて報告されている。

なお、研究倫理教育の更なる充実・受講促進のための取組として、平成28年度から受講率が100%に満たない部局について、教育研究基盤校費の減額を行うこととしている。（受講率100%が達成されており、減額されたケースは無い。）

研究担当理事の指示のもと、「研究倫理教育の実施に関する要項」に基づき、全ての受講義務者に対して e ラーニングシステムによる研究倫理教育を行っている。

また、受講率向上のための取組として、四半期ごとにシステムから抽出した受講状況データを部局に提供し、未受講者に受講を促すように働きかけている。

【受講義務者】（受講を必須とし、受講管理が必要な者）

ア 教員（特定有期教員等を含む） イ 研究推進職 ウ 技術職員・医療職員のうち研究活動を行う者 エ 学術研究員 オ 研究補助者（テクニカルスタッフ、研究補助者として雇用する学生、技術補佐員等） カ ア、ウ及びエ以外の身分で、本学において科学研究費助成事業へ申請する者 キ 日本学術振興会特別研究員のうち、SPD、PD、RPD 及び外国人特別研究員の身分の者 ク 大学院生 ケ その他、研究担当理事又は研究倫理教育責任者が必要と認める者

【受講推奨者】（受講を推奨するが、受講管理の必要のない者）

ア 共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者 イ 学部学生（特に研究室配属後の学部学生） ウ 不正行為に係る申立窓口責任者 エ 研究支援関係部署の事務職員 オ その他、研究担当理事又は研究倫理教育責任者が必要と認める者

研究倫理教育の学修については、研究に従事する研究者等に対し、全学的に共通の教材による研究倫理教育を実施している。これとは別に、各部局等においても、当該部局における研究分野等の特性に応じた研究倫理教育を実施している。

また、学生については、学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施することとしている。さらに大学院生については、研究者としての基礎的な素養を身につける必要があること、研究者としての立場で活動することが多いことを鑑み、全学共通教材を用いた倫理教育の受講を義務付けている。

具体的な内容として、大学所属の教職員（受講義務者）については、APRIN（平成 28 年度までは CITI Japan 事務局）が提供する CITI Japan e ラーニングプログラム「責任ある研究行為ダイジェスト」により、学修することとしている。

【学修内容】

責任ある研究行為について（研究を実施する上での規範等）、研究活動における不正行為について、研究データの取扱い、共同研究のルール、オーサiership、先行研究の扱い、研究活動における不正行為への対応と手続き、公的研究費の取扱い など

大学所属の教職員については、APRIN が提供する CITI Japan e ラーニングプログラム「責任ある研究行為ダイジェスト」を教材としている。また平成 28 年度に作成した啓発リーフレット（日本語・英語）を教材として配布している。

日本語を母国語としない研究者や留学生等に対する研究倫理教育については、CITI Japan e ラーニングプログラム「責任ある行為ダイジェスト」の英語バージョンを利用し、日本語で受講する研究者と同様に、本コースの受講を義務づけている。（前述の受講義務者に該当する場合のみ）

一定期間滞在して共同研究を行う研究者や学生の倫理教育については、各部局の研究倫理教育責任者の判断のもと、受講義務者（大学所属の教職員等）と同じ教材（eラーニングプログラム「責任ある研究行為ダイジェスト」）を用いた受講を推奨している。

（３）学生に対する研究倫理教育

学生に対する研究倫理教育については、学生のうちから研究倫理の意識向上を図る目的で、大学院生については e-ラーニングの受講義務者、学部生については受講推奨者として位置づけ、研究倫理教育を行っている。また、部局毎に学年や分野の特性に応じた研究倫理教育を行っている。

部局ごとの特徴的な取組として、例えば、以下のようなものがある。

- ・大学院生（修士課程）全員が必修である共通科目を設定し、毎年修士課程 1 年次の前期日程において、研究倫理に関する講義を行っている。講義では、論文の作成方法について、文献や資料・データの使用・引用に関する注意などを中心に行う。（地球社会統合科学府）
- ・「医学研究の倫理」「看護研究入門」などの授業において、主に研究者の倫理、研究成果の発表に関するバイアス、研究室でのハラスメント行為について等の教育を行っている。（医学系学府）
- ・研究不正について例を挙げながら、倫理上許されない事項等を説明するとともに、実験データの取扱、実験の進め方、実験ノートの書き方、研究報告会の進め方及び投稿論文・学位論文の執筆について解説している。特に実験ノートについては、模範となる学生の実験ノートを回覧するとともに、実際にノートを付ける際のアドバイス等を行っている。これらの取組を毎年繰り返し実施し、定着を図っている。（工学府）
- ・研究倫理、特に「研究不正」とはどのようなもので、どのように回避すべきかを説明している。数学の場合、大抵の論文は「証明」に基づいているため、捏造や改竄は起こりにくいが、盗作は起こり得る。これらの点を、通常の科学と数学を対比させることで明らかにしようとしている。（数理学府）

研究室・研究グループ等の管理運営に直接的にかかわる事柄についての研究倫理教育等については、例えば、取組として、以下のようなものがある。

- ・教員及び学生全員にラボノート配布し、議論、アイデア、実験結果をラボノートに記録するようにルール化している。（工学研究院）
- ・ミーティング資料や実験データ等は、研究室のファイルサーバーに保存することで共有できるようにしている。論文の相互チェックは、論文連名者に必ず確認するようにしている。（工学研究院）
- ・研究進捗打合せの議事録を作成している。（システム情報科学研究院）
- ・新任教員にメンターを配置している。また、新入生（学生）には博士課程の学生がメンターとして付き、指導を行っている。（工学研究院）
- ・1 人の学生に任せず、複数の学生に類似テーマを担当させることで、ねつ造などが起こりにくい環境をつくる。（システム情報科学研究院）
- ・過去の学生が行った実験に関しては別の学生に再現実験をさせている。（システム情報科学研

究院)

- ・相互にデータの信頼性を確認する検討会を定期的実施している。(工学研究院)
- ・異なる研究者によるデータの再現性の確認を行っている。(工学研究院)
- ・過度のプレッシャーを与えないなど、不正を行う必要のない雰囲気作りを心掛ける。(システム情報科学研究院)
- ・学生の場合、「なにが悪いのか」を十分理解できていないケースがあるため、教員の常識で考えず指導を行っている。(工学研究院)
- ・複数の教員による論文指導体制を取り入れている。また修士最終試験での評価項目の1つとして倫理項目を明示しており、外部委員を含む博士論文調査・最終試験も実施している。(比較社会文化研究院)
- ・卒業時に研究に関係した全ての資料の提出を義務づけている。(システム情報科学研究院)
- ・卒業論文提出時に、研究ノート及び生データを提出させ、点検が終わるまで論文の提出を許可しない等の対応を行っている。(芸術工学研究院)
- ・臨床研究認定制度の継続的実施。「九州大学病院における臨床研修認定制度実施要項」に基づき、取得者には認定証(認定番号あり)を発行している。(病院)
- ・研究室セミナーにおいて、社会人博士から企業における研究の安全管理等について解説している。(工学研究院)

(4) 一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存等については、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程において「研究者は、研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示しなければならない」と規定し、適正な研究活動を推進するため、研究データ等を一定期間保存することを義務付けている。なお、研究データの保存等の取扱いについては、データの性質や研究分野の特性を踏まえ、総長が別途定めることとしている。

総長が定める研究データの保存等の取扱いについては、平成27年3月に日本学術会議が回答した「科学研究における健全性の向上について」を踏まえ、大学において「研究データの保存等に関するガイドライン」(平成27年8月18日通知)を定めており、次の通り指針を示している。

【研究データの範囲及び種類について】

本ガイドラインの保存期間等の対象となる研究データ等は、論文や報告等研究成果の根拠となるもので、本ガイドライン制定時点で存在している実験ノート、数値データ、画像、実験試料、標本、装置等をいう。

【研究データの種類の保存期間について】

保存期間は、論文や報告等研究成果が発表された日から起算する。

- ・実験ノート、数値データ、画像等の「資料」： 原則発表後10年
- ・実験試料、標本、装置等の「もの」： 原則発表後5年

【保存方法について】

- (1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない
- (2) 実験ノートには、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役

立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で形成しなければならない。

- (3) 実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (4) 研究データ等は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保管しなければならない。なお、保存に際しては、作成者、作成日時及び属性等を整備し、検索等が可能となるよう留意すること。
- (5) 研究データ等は、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も本ガイドラインで定める期間は適切に管理しなければならない。
- (6) 研究倫理教育責任者及び研究責任者は、研究者等に対し、研究倫理教育の一環として本ガイドライン等に基づく適切な研究データ等の保存・管理等について、教育、指導に努めなければならない。

ただし、研究分野によっては保存期間について異なる取扱いを行う場合がある。医学系だと不安定物質（蛋白質など）については、保存するために特殊設備が必要なため、研究データ公表後保存期間を 3 年としている。また遺伝子改変動物については、3R の原則（苦痛の軽減；Refinement, 使用数の削減；Reduction, 代替法の活用；Replacement）に準ずるため、研究データ公表後保存期間を 1 ヶ月としている。

保存対象の研究データと廃棄する研究データについては、「研究データの保存等に関するガイドライン」（平成 27 年 8 月 18 日通知）において、研究データ等は、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならないと定めており、この考え方に基づき、研究分野の特性等を踏まえた上で、各部局で定めている。

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、「研究データの保存等に関するガイドライン」（平成 27 年 8 月 18 日通知）において、研究責任者は、自身の研究グループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものに係る対象論文名、研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておくこととし、必要に応じて研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講ずることとしている。

なお、研究責任者の転出や退職に際しては、これに準じた取扱いとし、この考え方に基づき、研究分野の特性等を踏まえた上で、各部局で定めている。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

平成 29 年度より、法務・コンプライアンスに係る業務の体制強化を図るため、研究不正調査等を担当する「法務・コンプライアンス課」を創設した。なお、中立性を担保するために事務局長直轄としている。平成 28 年度までは、研究公正の推進については研究支援担当部署である研究企画課が所掌していたが、研究を推進する部署が研究を抑制しなければな

らないという矛盾が生じたため、研究企画課から研究不正調査等の関係業務を切り離し、法務・コンプライアンス課に集約した。

ノーベル賞級の顕著な業績をあげ、今後、研究活動の貢献が見込まれる研究者や次世代を担う若手研究者が研究活動を展開する場として、高等研究院を設置している。高等研究院に所属する若手研究者に対して、各部局の教員と高等研究院の研究院長・特別主幹教授はメンターとして研究上の指導・助言を行っている。

1 3 熊本大学

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育の体制については、部局等に、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者（＝部局等の長）を置き、統括管理責任者（＝研究不正防止担当理事）の指示の下、部局等の研究者等に「研究倫理に関する定期的な教育」等を行っている。また、当該者は、部局等における研究倫理の向上及び研究不正の防止等に関する実質的な責任と権限を有している。

また、職員等による研究不正を防止するため、最高管理責任者の下に、公正研究推進会議を置き、本推進会議を補佐する組織として、公正研究推進事務室を置いている。

研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、機関全体として、実施計画（年度計画等）を策定し周知徹底を図っている。

- ・研究倫理教育に関する研修方法、教材等の見直しを検討する。

平成28年7月27日開催の第1回公正研究推進会議において、研究倫理教育検討ワーキンググループを設置した。従来のCITI Japanに、eL-CoREを教材として加え、各部局の特性に応じた研究倫理教育を実施していくこととした。

また、平成29年度より、「研究倫理教育に関する実施要領」（平成29年2月17日公正研究推進会議制定）に基づき、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者（部局等の長）の下、さらなる公正な研究活動及び公正な研究費の執行を推進することとしている。

- ・研究不正行為及び不正使用等の具体例をあげ、研究倫理や研究活動及び研究費使用に係る法令遵守の重要性を再認識するための研修を実施する。

公正研究推進事務室（研究推進課総務担当）及び研究推進課科研費担当と協力の上、研修会を実施している。先般行われた平成29年度科学研究費助成事業の執行説明会の後に、引き続き研究費の不正使用等の防止に関する研修会と題し実施した。研修会に先立ち、統括管理責任者より、他大学の研究不正事例を紹介し、公正な研究活動の体制をより強化していくことの重要性について改めて知らせた。

- ・平成29年8月2日付け29文科科第225号の通知「研究活動における不正行為を事前に防止する取組の適切な実施について」を受け、各部局等の長宛、他大学の例を簡単に紹介し、適切な公的研究費の運営管理に努めるよう通知を行った。

研究倫理教育の履修管理については、CITI Japan 及び eL-CoRE について、それぞれの部局事務担当者において、修了証の提出等を通して受講状況を確認及び把握をしている。受講状況については、全学会議で公表し、各部局においてさらなる受講意識を高めることとしている。

（２）研究者等に対する倫理教育

研究者に対して、機関全体として実施している研究倫理教育については、以下のような取組を行っている。

＜主催者、実施概要等＞

①：研究倫理意識の醸成に向けた研修及び説明会の実施

全教職員を対象に、「科研費執行等説明会」、「科研費公募要領等説明会」において、研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止に関すること等について、説明及び周知徹底を図っている。（主催者：公正研究推進事務室（研究推進課））

また、外部講師を招聘して、研究倫理セミナーを開催している。（平成２８年度主催者：URA 推進室）

②：e-learning 教材を活用した研究倫理教育の実施

熊本大学において研究活動を行う全研究者を対象に、e-learning 教材を活用した研究倫理教育を実施している。また、平成２９年度より、『研究倫理教育に関する実施要領（平成２９年２月１７日公正研究推進会議制定）』に基づき、コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者（＝部局等の長）の下、行っている。

③：剽窃検出・チェックソフト「iThenticate」の活用

研究活動不正行為を未然に防止し、正しい論文の書き方を早い段階から若手研究者や大学院生に対して教育指導することを目的として、平成２６年度より導入している。アカウントに関しては、熊本大学に所属する研究者でアカウント配布を希望する者に対して配布している。

④：研究不正防止にかかる「誓約書」の提出

研究費の管理・運営に携わる全構成員及び主要取引業者から徴取している。

⑤：ハンドブックの作成・配布

公正研究推進ハンドブック及び熊本大学教員ハンドブックを作成・配布して、「研究不正の防止及び研究費の適切な使用」について周知を行っている。

（３）学生に対する研究倫理教育

学生及び大学院生について実施している研究倫理教育については、学部生に対しては、教養教育の一環で実施している全学部の新入生全員を対象とした「平成２９年度新入生 STARTUP 講座」において、レポートや卒業論文の作成（情報や資料の収集方法）について説明を行っている。

大学院生に対しては、研究倫理教育に関する実施要領に基づく e-ラーニングを受講することとするほか、大学院生のための教養教育プログラムとして、リサーチエシックス（研究倫理入門）において、講義・演習形式による講座を提供している。

このほか、部局において以下のような取組例がある。

<部局毎の取組>

・教育学研究科

学部生・研究科生共に論文指導において研究倫理意識を醸成している。

・医学教育部

一般的な知識や既存のレギュレーションの理解に加え、健全な研究活動を実践する能力の獲得を目的に教育を提供している。生命倫理学分野の教員が授業を担当し、一方向の講義だけでなく、ディスカッションやレポート作成を組み合わせた内容となっている。

・薬学教育部

薬学部では、２年次に実験・研究を始める前に導入実習を教務委員会主催で開催している。また、大学院１年次及び学部３年次に CITI Japan の e-ラーニングによる研究倫理教育教材による受講を義務づけている。

研究室・研究グループ等の管理運営に直接的にかかわる事柄についての研究倫理教育に関する特徴的な取組事例については、以下のとおり。

○大学院生命科学研究部（薬学系）

- ・研究室ガイダンスにおいて、分野における実験・研究の諸注意事項及びガイダンスと称するマニュアルに則って、研究倫理、及びラボノートの書き方、管理について情報を共有している。
- ・毎年度初めに、研究者の心得に関する教育ゼミを行っている。その際に、研究倫理に関する内容も取り扱っている。
- ・実験ノートの記載・管理等については、「実験ノートの記載等に関する指針について」により実施している。

○国際先端医学研究機構（IRCMS）

- ・部局において「実験ノートの記載・保管に関する注意事項」を独自に作成し、それをもとに各 PI が研究室で指導を行っている。

○発生医学研究所

発生医学研究所において「熊本大学 発生医学研究所における倫理規範に則った研究の実施に関する指針」を定め、その中で実験ノートの記載等に関する注意事項（様式、記載方法および内容、資料、管理）について、研究所としての統一見解を明文化しホームページ上で公開するとともに、各研究者への周知を行っており、各研究者が学生等の指導に利用している。

○大学院生命科学研究部（保健学系）

データはネットワークから隔離されたパソコン上で管理されており、研究室内で共有することができるシステムになっている。また、研究活動は専用のラボノートを分配しており、これに不可逆な記載方法で実験・解析などの詳細を記載し、共有することができるようにしている。

また、大学院生には倫理教育を指示される以前より受講させており、共同研究のために、倫理委員会に院生の名前を記載し、責任を持って研究を進めさせている。

研究データは各人が専用の Research lab note に記述・記録し、ノートの記載ページの継ぎ足し等ができない形で保存している。また、各人のノートは研究室員がいつでも互いに内容を相互に確認・共有できるように保持し、データの再現性も複数の研究員によって検証している。これら記録内容は、定期的なミーティングにおいて研究室の主宰者が確認している。

データ入力や分析結果の解釈などを複数名の研究者でチェックしながら実施することで、データ入力ミスや分析方法の不備に伴って発生する、意図しないデータ解析上の倫理的問題に留意している。

（４）一定期間の研究データの保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法については、熊本大学における研究不正の防止等に関する規則において、「研究者等は、研究資料等を一定期間適切に保存及び管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示」することとしており、研究者等が研究資料等を保存及び管理すべき期間は、論文等の発表後、資料は１０年間、試料及び実験装置は５年間としている。

また、部局等の研究活動の特性に応じて保存期間等を別に定めることができることとしており、研究者等のうち研究グループを統括する者は、自らのグループの研究者等の転出及び退職に際して、当該研究資料等のバックアップによる保管、又は当該研究資料等の所在について追跡可能な状態にする等の措置を講じるものとしている。

<分野毎の取組>

○大学院生命科学研究部（医学系）

- ・「熊本大学大学院生命科学研究部（医学系）における倫理規範に則った研究の実施に関する指針」（平成２８年３月 医学系研究部会議 制定、以下「研究指針」という。）において、資料（実験ノート、数値データ、画像等）については、論文等による研究成果の最終報告から少なくとも１０年間保存することとしている。実験試料や標本等の試料および装置（実験等の研究活動に使用する器具や機械）については、原則として５年間保存する。
- ・電子データについては、ハードディスク、サーバー、あるいはクラウドなどで一括管理することとし、特に論文発表や特許申請に使用したオリジナルデータは、各論文、特許毎にＣＤ等の記録メディアで保管することとしている。

○大学院生命科学研究部（保健学系）

- ・生データは実験ノートに記載して保存、電子データは研究室の HDD に無期限に保存している。研究ノートは、研究室の書棚に時系列で保存されており、過去のノートを廃棄することはない。また、電子データは外部と接続しない専用の PC に蓄積している。
- ・大学の規定（熊本大学における人を対象とする医学系研究に関する規則）に従って、資料は５年、情報は１０年保存することとしている。具体的には、パスワード付きのメディア等を利用

し、期日を記載して保管する。

○エイズ学研究センター、生命資源研究支援センター

- ・資料の保存期間および保存方法について、実験ノート、数値データ、画像等の「資料」については、論文等による研究成果の最終報告から少なくとも10年間保存する。ただし保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。法令、共同研究あるいは契約等の研究資金配分機関が保存期間を定める場合には、それに従う。また、実験ノート等の資料は当該研究者個人に帰属せず、研究チームひいては研究機関に帰属することを、研究者等は理解しなければならない。実験ノート等資料の管理責任は管理責任者が負う。
- ・試料および装置の保存期間および保存方法について、実験試料や標本等の「試料」および装置（実験等の研究活動に使用する器具や機械）については、原則として、5年間保存する。場所、安定性ないしはコスト等の理由から保存が困難なものについてはこの限りではないが、研究終了あるいは成果公表後に必要に応じて第三者に提示し、研究結果の再現が可能で、研究の公正性を証明できるようなかたちで保存する。法令、共同研究あるいは契約等の研究資金配分機関が保存期間を定める場合には、それに従う。また、試料の管理責任は管理責任者が負う。試料の管理場所が一目で分かるように、各試料の保管場所を明示した管理ノート、あるいは管理ファイルを作成するなど工夫をすることとしている。
- ・電子データの保存期間および保存方法について、各分野で実施した研究の全電子データについては、ハードディスク、サーバーあるいはクラウドなどで一括管理している。特に論文発表や特許申請に使用したオリジナルデータは、各論文、特許毎にCD等の記録メディアで保管するなど、厳重に保管することとしている。電子データは、10年間保存することとし、電子データの管理責任は管理責任者が負うものである。各データは、実験ノートとの対応が容易にできるように、ファイル名を「日付+簡易な実験内容」にするなど工夫して管理している。

○国際先端医学研究機構（IRCMS）

「実験ノートの記載・保管に関する注意事項」を独自に作成し、各PIが研究室で記録・保存の徹底管理を図っている。

保存対象の研究データと廃棄するデータについては、原則、研究者単位で判断することとしている。転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、熊本大学における研究不正の防止等に関する規則に従い、部局で運用している。

ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存等に関する機関全体での管理コストや費用負担の整理・分担については、現在検討中である。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

＜部局等・研究室における取組＞

○先端科学研究部

一部の事業での取組として、若手研究者の自立した研究活動促進のため、研究環境の整備及びメンター配置を行った。

○大学院生命科学研究部（薬学系）

原則としてチームによる研究展開を実施しており、一つのデータが複数の目によって確認できる体制を確保し、さらに、複数の人間が、同じ実験系において同じ傾向のデータが確実にとれ

るか確認する体制にしている。

○大学院生命科学研究部（保健学系）

研究室の主宰者が研究室員に対して、日々のディスカッションを通じて、実験の立案から、データの取得、データのプロセッシングの過程において、公平性を欠いたり、不正になるリスク要因について解説し、公正で適切な研究を行えるように指導している。また、同一の実験を複数の研究員によって再現し、データの信憑性や客観性の検証を行っている。

○発生医学研究所

CITI JAPAN の次の教材が作成中であり、その査読に発生医学研究所として協力している。

1 4 琉球大学

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育の体制については、各部局等に、部局等内における研究活動上の不正行為の防止等を総括する研究倫理教育責任者を置き、原則として国立大学法人琉球大学予算規程第3条に規定する予算責任者（＝部局長等）をもって充て、実施している。

機関全体の実施計画については、現在「平成28年度以降の研究倫理教育及び研究費公正執行教育の実施方策(平成28年7月26日 教育研究評議会了承)」を基準として研究倫理教育を実施している。

平成28年度以降の研究倫理教育及び研究費公正執行教育の実施方策（研究倫理教育）

①実施頻度

- ・3年に1度一斉受講（次回の一斉受講は平成30年度）
- ・新規採用者は採用年度に受講
- ・ガイドラインの改訂等、必要性が生じた場合は適宜一斉受講を実施する。

②対象者

- ・研究に関わる全ての教職員教員、博士研究員、大学院学生 等職員のうち競争的資金を受給中の者、申請予定のある者
- ・その他研究者番号を有する者

③実施体制

- ・各部局等に、部局等内における研究活動上の不正行為の防止等を総括する研究倫理教育責任者を置き、原則として国立大学法人琉球大学予算規程第3条に規定する予算責任者（＝部局長等）をもって充て、実施。

④学習形式 e ラーニング (CITI Japan)

⑤理解度の把握

- ・CITI Japan に実装されているシステムにより受講者個人が受講した上で理解度テストを受ける。

⑥未受講者、理解度が低い受講者への方策

- ・研究倫理教育責任者の責任において、未受講者に対して督促を行うとともに、理解度が低い受講者に対しては、再教育及び理解度再調査を実施する。

⑦完了報告

- ・研究倫理教育責任者は、全対象者の受講完了を確認の上、報告書を統括管理責任者（研究担当理事）へ提出する。

研究倫理教育の履修管理については、研究倫理教育の内容は、e ラーニング (CITI JAPAN) の講義を受けテストで80点以上を獲得した者を受講完了者と定義している。受講状況の確認は、年1回、研究倫理教育責任者が、自部局所属の全対象者の受講完了を確認し、統括管理責任者（研究担当理事）に報告することで、履修状況を把握しており、研究者の受講率は100%となっている。

（２）研究者等に対する研究倫理教育

研究者への研究倫理教育については、CITI JAPAN の受講を大学として義務化している。研究倫理教育の学修内容については、分野の特性をふまえることが重要であると考えており、平成 29 年 4 月から、人文・社会科学の研究者については、CITI JAPAN の人文・社会学系コースを受講することを可能としている。これは、自然科学分野(生命医学を含む)と人文・社会科学分野では、研究内容や研究手法が異なり、研究不正のあり方やその防止も異なるため、人文・社会科学分野との関連を考慮したものである。

趣旨・目的：「琉球大学研究者倫理規範」に定めるところの研究者倫理を醸成するため

主催者：統括管理責任者（研究担当理事）

実施概要等：e ラーニング（CITI JAPAN）の受講

学修内容：原則として、CITI-JAPAN の下記単元すべての受講完了

- ・責任ある研究行為について
- ・研究における不正行為
- ・データの扱い
- ・共同研究のルール
- ・オーサーシップ
- ・盗用
- ・公的研究費資金の取扱

（３）学生等に対する研究倫理教育

学生及び大学院生の研究倫理教育については、学部学生向けに平成 27 年度から大学独自の研究倫理教育教材である「大学で実りある学修・研究をするために研究倫理教育（学部学生用）」（平成 27 年 6 月）等を研究倫理教育に活用している。

本教材は、教育研究評議会において、研究倫理教育の実施方策が了承され、全学教育委員会において報告されたものであり、大学独自教材の活用については、理事（研究・企画戦略担当理事）から、各部局等の長に対して通知を行い、各部局における使用を依頼し、研究倫理教育に活用しているものである。



大学で実りある学修・研究をするために

研究倫理教育（学部学生用）

平成 27 年 6 月

琉球大学研究企画室 &
研究費公正執行教育・研究倫理教育に係る教材 WG

-1-

はじめに

コンプライアンス（法令遵守）のお話です。

これから大学生活を送る上で
守らなければならないきまりごと
についてお話します。

その多くは誰でも一度は耳にしたことのある
あたりまえのお話です。

-2-

(学部生)

趣旨・目的：早期から、研究者倫理の基本的な考えに触れることで、研究室内の慣習等にとらわれない判断能力を持った学生を育成する。

主催者：統括管理責任者（研究担当理事）

実施概要：独自教材（スライド資料）を作成し、講義等での利用を呼びかける。

学修内容：スライドを用いて、ねつ造・改ざん・盗用を中心にケーススタディ式の学習をする。

大学院生については、研究科の専門科目において研究倫理教育に関する講義を開講している。研究倫理に関する内容を、研究科の専門科目に位置付けることにより、具体的な事例に基づく倫理問題の提起等を行い、ディスカッション等を通して、研究に必要な知識・技法等の修得を期待するものである。関連する専門科目としては、理工学研究科「科学者の倫理」「科学者の倫理特論」、医学研究科「生命工学概論」「研究・生命倫理概論」、農学研究科「農学研究の方法」、観光学研究科「フィールド研究特論」等がある。

(院生)

趣旨・目的：科学者として責任ある行動のとれる倫理観を確立する

主催者：各研究科

実施概要：参加必須のオリエンテーションや講義の中で分野に応じた倫理教育を行う。

学修内容：（文系）ねつ造・盗用・改ざんについて

（理系）データ取扱、秘密保持、ねつ造・盗用・改ざん、発表倫理、知的財産、公的研究費、国際的な研究

（医学系）研究倫理全般、生命倫理

このほか、研究室・研究グループにおいて、行われている研究倫理教育に関する取組としては以下のような例がある。

- ・週1のラボミーティングで、学生の生データを確認するとともに進捗報告をさせている（医学系）
- ・ラボミーティングの報告をもとに、時々ラボ全体の進行状況のまとめを作成し、構成員各自でアイデアを出し合うようにしている。（医学系）
- ・全員参加のラボミーティングにおいて簡単な倫理教育を実施（理系）
- ・論文は投稿前に相互チェックをしている。（理系）
- ・年度初めに研究ノートを支給し、記録方法等について指導している。（理系）

(4) 一定期間の研究データ及び研究資料の保存及び開示

保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類別の保存期間や保存方法については、琉球大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程において、以下の通り定めている。

研究データの種類：研究経過報告、各種生データ、実験手続等の研究活動や研究成果
保存方法：研究チームで管理する。

保存期間 : 合理的な保存期間（原則として論文発表後5年間。各部局等において、その研究分野の特性に応じ、当該保存期間を延長することができる。）
なお、媒体に応じた取扱の変更は特に定めていない。

保存対象の研究データと廃棄する研究データは、研究室単位で管理し、その処分については研究室主催者が決定することとしている。

転出又は退職する研究者が保有する研究資料等の保存については、研究室主催者が退職する際には、自己の責任で後継者に引き継ぐか共同の資料室や博物館等に寄贈し、それ以外は破棄することとしている。

琉球大学博物館（風樹館）では、学部の研究室の廃止や研究室の資料整理等によって研究資料の寄贈依頼があった際には、それら資料の学術及び教育上の重要性に応じて、受け入れを実施している。

研究成果の帰属先については、国立大学法人琉球大学研究成果有体物取扱規程により、別段の定めがある場合を除き、原則、大学に帰属することとしている。研究成果有体物の管理については、有体物は多種多様であり、その取扱い方法をもっとも熟知しているのは研究成果有体物の作製者本人であることから、研究成果有体物を作製した研究者、職員等が管理している。

（５）その他研究公正の推進に向けた取組

附属図書館では「琉大生のための情報リテラシーガイドブック」において、著作権と引用、研究倫理等の研究倫理教育基盤となる、研究情報の正しい活用方法 についても取り上げている。（<http://www.lib.u-ryukyu.ac.jp/?p=4135#5>）

琉大生 のための 情報リテラシー ガイドブック 2017

資料を集める？



レポート？



引用？
著作権？



メール？
印刷？



やってみよう！



琉球大学編

琉大生のための情報リテラシーガイドブック 2017

1 5 沖縄科学技術大学院大学

(1) 研究倫理教育の体制

研究倫理教育については、大学の体制として、研究倫理最高管理責任者（学長）の下、研究倫理教育責任者（研究担当ディーン）が大学における研究倫理教育の推進を図っている。

研究倫理教育の実務は、研究担当ディーンオフィス（研究データ保存）、安全衛生セクション（教材の素案作成、セミナーの運営、研究試料の保存）及び IT 部門（オンライン受講システムの構築及び維持管理、電子データの保存）が担当し、研究倫理教育責任者をサポートしている。また、各教員や研究支援部署の長は、配下の研究者、学生及び職員の研究倫理教育の受講徹底を図り、また、必要に応じて各部署で追加の研究倫理教育を行っている。

学生に対しては、研究科長（学生担当）の下、全学で実施する研究倫理教育に加えて、シニア教員が事例研究を中心とした研究倫理教育をプロフェッショナル・デベロップメント・コース（Professional Development Course）の中で行っている。

大学全体での実施計画については、年度事業計画において研究倫理意識の醸成に関する事項を毎年定めており、平成 29 年度は、全ての研究者や学生が同ガイドラインに沿って試薬やデータを保存・公開するよう同ガイドラインの周知徹底と研究倫理教育の受講の徹底を策定している。

年度計画の実施にあたっては、研究倫理教育責任者（研究担当ディーン）の指揮の下、前述の研究担当ディーンオフィス（研究データ）、安全衛生セクション（教材更新、セミナー、研究試料等の保存）及び IT 部門（オンライン受講システム）がそれぞれ担当業務を実施している。

研究倫理教育の履修管理については、全教職員・学生の研究倫理教育の履修管理は、オンライン受講システム（eFront システム）で行われており、本人及び管理監督者等が履修の有無をいつでも確認できる。研究倫理最高管理責任者、研究倫理教育責任者及び研究倫理教育の支援部署の担当者は、同コンピューターシステム上で全ての構成員の履修状況を把握することができる。また、安全衛生セクションの研究倫理担当者が、適宜、受講状況を確認し、未履修が発見された場合、本人とその管理監督者に受講を促しています。外部研究資金獲得者については、さらに外部研究資金セクションが安全衛生セクションと協力して受講履歴を確認することとしている。

理解度の測定については、オンラインでクイズを実施し、80%以上正答した者だけを受講済として記録している。学生については、研究倫理に関する講義の中で、学生と教員が研究不正についてディスカッションを行い、そのディスカッションと通して研究倫理の重要

性に関する理解度を把握している。

研究倫理教育の充実・改善に関しては、担当者を研究倫理教育に関する全国及び国際的な研修会や説明会に派遣し、新たな研究倫理教材の調査を行うなど最新の情報や先進的な取組を習得して大学の研究倫理教育の充実や改善に生かしている。

平成29年度には研究データ及び研究試料の保存に関する新たな方針について、役員会により議論・承認され、続いてファカルティ・カウンシル（教授評議会）、ファカルティ・アッセンブリー（教授会）に説明されている。役員会は、研究不正を含む様々な議題に関する内部通報（whistle-blowing）の推進に関する教育を実施することとしている。

（２）教職員及び学生に対する研究倫理教育

機関全体として実施している研究倫理教育については、大学の研究倫理教育における独特な特徴の一つが多層システムとなっている。大学の教職員及び学生には「安全衛生の基本」から始まり、核となる教育プログラム「責任ある研究行為」、詳細なプログラムである CITI ジャパン・プログラム、e1-CoRE、そして特別セミナーなどの様々な教育の機会が提供されている。また、多くの教育プログラムはオンラインで提供されており、教職員及び学生は英語又は日本語で、いつでも、何度でも受講できることが特徴である。

1. 安全衛生の基本（オンライン）：研究倫理の導入、研究倫理教育責任者、オンライン教材「安全衛生の基本」の一部に研究倫理教育の基本を掲載、受講義務（全教職員・学生）、入校時必須受講教育の一つ。
（受講義務：教職員・学生全員）
2. 責任ある研究行為（オンライン）：大学における研究倫理教育の基礎となる教材、研究倫理教育責任者、オンライン教材「責任ある研究行為」の重要事項についてスライド44枚を使って説明。
（受講義務：全研究者・研究支援職員）
3. プロフェッショナル・デベロップメント・コース（教室形式）：学生のための追加的な研究倫理教育、研究科（学生部）、大学院生の授業「プロフェッショナル・デベロップメント・コース」の一環として研究不正に関する事例研究を通して研究倫理とその実践の重要性を認識させ、卓越した研究者を目指す。
（受講義務：学生全員）
4. CITI ジャパン・プログラム「責任ある研究行為」（オンライン／学外）：日本及びグローバルスタンダードで、かつ詳細な研究倫理教育の提供、一般財団法人研究公正推進協会（APRIN）（OIST は維持機関会員）、大学の教職員及び学生が自由に聴講できるよう団体登録を行い、受講を推奨。（受講義務：JST 資金獲得者）
5. [e1-CoRE]（オンライン／学外）：理解しやすい研究倫理教育の提供、日本学術振興会（JSPS）、大学の教職員及び学生が自由に聴講できるよう団体登録を行い、受講を推奨。（受講義務：JSPS 資金獲得者）

6. 研究データ等ガイドラインの説明会（教室形式）：新たに策定した「研究データ、ラボノート、研究試料及び化学物質の保存および開示に関するガイドライン」の概要の説明及び研究データ等の適正保管の重要性の理解促進、2017年7月25日、研究倫理教育責任者による説明会を日本語と英語各1回開催し、質疑を通して研究データ等の保存の重要性の認識向上を図った。
7. 研究倫理教育映像資料「THE LAB」（オンライン/学外）：研究倫理に関する模擬演習機会の提供、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、JSTが提供する研究倫理映像教材（オンライン）のリンクを大学のラーニングマネジメントシステム（LMS）に組み込み、上記1、2の教材と同様に機関で受講状況を把握、全員に受講推奨。
8. 特別研究倫理セミナー（教室形式）：研究倫理を取り巻く最新情報の提供と研究倫理意識付けの強化、研究倫理教育責任者、学外から研究倫理に関する専門家を招聘し、研究不正の現状や研究倫理に関する先進的な取組を紹介。全員に受講推奨。
【特別研究倫理セミナー】
 - a. 公開セミナー「医学研究における個人情報保護及び法律改正の影響」2017年10月17日 招聘講演者：米村滋人氏（東京大学准教授）
 - b. 公開セミナー「STAP細胞事件：ジャーナリストの視点」2015年8月27日 招聘講演者：須田桃子氏（毎日新聞科学記者）
 - c. 公開セミナー「研究公正の推進に向けて」2016年2月15日 招聘講演者：ニコール・フェージャー氏（欧州研究公正局ネットワーク（ENRIO）議長、オーストリア研究公正機構（OeAWI）局長）、黒木登志夫氏（東京大学名誉教授、日本学術振興会学術システム研究センター相談役、WPI プログラムディレクター）
 - d. 公開シンポジウム「倫理が育む健康と福祉に貢献する研究」2014年3月8日 CITI 及び OIST 共同イベント）
9. 出前講座（円卓形式）：研究倫理に関するディスカッションをより深めるため少人数で実施。安全衛生セクションが#2（オンライン教材）を要約し、各研究ユニットに合わせた内容を紹介。

さらに、新規立ち上げ研究室を主な対象とした出前講座と呼ばれる研究室毎の少人数の教育訓練を実施しており、同出前講座では研究倫理教育を必須科目として少人数でのディスカッションを中心に研究倫理教育の深化を図っている。

新規採用教職員及び新入学生の研究倫理教育については、研究倫理の基本的な考え方が紹介されているオンライン教材「安全衛生の基本」から開始され、上級コースを使用した、より深く幅の広い研究倫理についての学習に進むこととしている。



項目	1. 安全の基本 2. 緊急時の連絡先 3. ヒヤリ・ハット(ニアミス) 4. 安全衛生に関する緊急時の対応手順及び緊急連絡先ガイドライン 5. 避難経路 6. 安全衛生に関する法令と公的機関 7. 安全責任 8. 安全衛生管理体制・安全衛生委員会 9. 健康診断 10. 実験廃棄物 11. 安全保障貿易 12. 実験エリアにおける危険性 13. 実験エリアにおける基本的なルール 14. 安全サイン 15. 届出が必要な機器・設備 16. 事前申請及び承認が必要な研究・実験 17. 電子申請システム (EAS) 18. 安全教育訓練プログラム 19. 研究倫理と研究支援倫理
----	--

 OIST OKINAWA INSTITUTE OF SCIENCE AND TECHNOLOGY GRADUATE UNIVERSITY | 2



研究倫理と研究支援倫理

研究倫理教育

責任ある研究行為を実践するための基礎は、「研究倫理教育」です。研究ユニット及び研究支援に直接従事する方は、業務を開始する前に「研究倫理教育」を受講するとともに常日頃から部署内で責任ある研究行為の文化醸成と実践を図ってください。OISTでは、研究ユニット及び研究の支援に直接従事する方全員が受講義務となっている研修プログラム「責任ある研究行為」を別途オンラインで提供しています。また、より深く学習できるように研究倫理に関するビデオ教材を提供したり、学外の研究倫理教材を受講できるよう環境整備を行っています。それらの教材も積極的に受講してください。競争的資金を獲得した場合には、追加の研究倫理教育受講が求められることがありますので、留意してください。

研究支援に直接従事しない方は「責任ある研究行為」の受講は義務化されていませんが、研究倫理の精神を学ぶことは大学人の一人として非常に重要です。義務化されている/されていないに関わらず積極的に研究倫理を学んでいただくようお願いします。



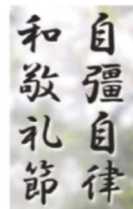
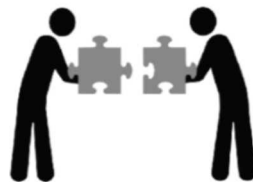
研究倫理と研究支援倫理

研究支援倫理

研究支援を直接または間接的に行う方は、管理責任の意識が高すぎるあまり、時として過剰なルール制定や手続きを要することがあります。管理部門として法令遵守や監督官庁からの指摘を受けないようにすることは重要ですが、ルールや手続きの過剰な煩雑が、逆に研究者の適正な実践にマイナスの効果を生むことがあることに留意する必要があります。

相手側に立った考え

研究者及び研究支援者はお互いの職務の重要性を認識するとともに、自分の立場だけでなく相手側にも立った意識をもつべきです。そのためには、常日頃から互いに敬意を払った率直なコミュニケーションを行うことが重要です。このような相手側にたった考えを実践することも、研究倫理を高める上で重要です。



和敬礼節(わけいれいせつ)
他者には優しく礼儀正しく

自強自律(じきょうじりつ)
自らを鍛え、律する



また、国内外から専門家を招聘し、研究倫理についてのセミナーを行い、日本及び国際基準に合致した高水準の研究倫理意識の醸成を図っている。すべての教育及びセミナーは日本語と英語、または英語のみで行われている。



OIIST OKINAWA INSTITUTE OF SCIENCE AND TECHNOLOGY GRADUATE UNIVERSITY

公開セミナー 研究公正の 推進に向けて

参加無料

2016年2月12日(金)

時間 午後2時～午後4時30分 **会場** 沖縄科学技術大学院大学 B250セミナールーム

学生、研究者、教職員など、研究公正に興味のある方など誰でもご参加いただけます。

基調講演
「欧州における研究公正推進の取組について」
講師 ニコール・フェジャー
・欧州研究公正局ネットワーク (ENRIO) 議長
・オーストリア研究公正機構 (OeAWI) 局長



セミナー
①「研究不正、研究活動の作法、研究不正の防止について」
講師 黒木登志夫
・東京大学名誉教授
・日本学術振興会学術システム研究センター相談役
・WPI プログラムディレクター
・元岐阜大学長

②「研究不正ガイドラインの概要及び研究公正に関するOIISTの取組について」
講師 田中俊憲
・沖縄科学技術大学院大学衛生安全セクション
セッションリーダー

参加登録
参加人数把握のため、事前登録に御理解・御協力をお願いします。
ウェブ登録フォーム
<https://groups.oist.jp/node/1136>



お問い合わせ
沖縄科学技術大学院大学
安全衛生セクション 担当：金本
research_safety@oist.jp



主催 沖縄科学技術大学院大学 **共催** 国立沖縄工業高等専門学校・沖縄県立看護大学・名城大学

公開セミナー「研究公正の推進に向けて」

学生について実施している研究倫理教育については、科学研究と教育におけるリーダーシップにとって重要な知識とスキルを育成することを目的とした科目であるプロフェSSIONAL・ディベロップメントを設定しており、学生が研究者としてのキャリアを歩み始めるにあたり、現代科学者としての行動規範を身につける事を重視している。必修教科として設定し、2年間、毎週3コマ教授をおこなっている。

(3) 一定期間の研究データの保存及び開示

研究データの保存及び開示については、研究分野による取組の違いを設けておらず、全学統一基準で運用している。

また、研究データ保存に際して、外部レポジトリサービスの利用を推奨しており、大学のガイドラインにおいてレポジトリを示している。

OIST 研究データ、ラボノート、研究試料及び化学物質の保存および開示に関するガイドライン（以下ガイドライン）」には下記のとおり規定しています。

- 研究データの範囲：研究データ（電子及び書類）、ラボノート、研究材料（研究試料、化学物質、コンピュータープログラム、機器）、保管が困難なものや保管に過大な費用を要するものは除く。
- 保存期間：研究データ・ラボノート 10年間、研究試料・化学物質等 5年間
- 保存方法：研究データやラボノートは電子データによる保存を推奨、研究試料や化学物質はレポジトリサービスの利用を推奨、レポジトリサービスに寄託した場合は本学での保存は行わない。

Depository service 寄託サービス

20. Some repositories for Research Materials are listed below. Other repositories are also available. 研究材料のためのいくつかのレポジトリを以下に示す。その他のレポジトリも可能である。

- a. For biological agents 生物試料について：
 - National BioResource Project (ナショナルバイオリソースプロジェクト)
 - American Type Culture Collection
 - NMNH Biorepository
 - Kumamoto University Mousebank System (熊本大学マウスバンクシステム)
 - International Mouse Strain Resource
- b. Plasmids プラスミド：
 - Addgene
- c. For chemicals 化学物質について：
 - RIKEN Natural Products Depository (天然化合物バンク)
 - DiscoverResource
- d. For Electronic data 電子データについて：
 - DDBJ/GenBank/EMBL
 - PDB

転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存については、研究室主宰者が研究データの保存について責任を有している。

- ユニット内の研究者が異動する又は離職する場合は、教員又は研究リーダーは、研究材料に保存または保管を要するものが無いか確認する。
- 教員又は研究リーダーが OIST から異動する場合は、原則として、その者は（公表された及び未公表の）データ及び研究材料を異動先の機関に移転することができる。研究担当ディーン（DoR）は、研究材料の適切な移転の手配を承認・支援し、進行中の研究活動に障害をきたさないようにしなければならない。

研究室主宰者が転出又は退職する場合、研究データの取扱いについて DoR が責任を有しており、主宰者から大学に保存要望が出された場合、DoR オフィス及び安全衛生セクションが、それぞれ研究データ・ラボノート及び研究試料・化学物質保存の実務を担当し、IT 部門がデジタルデータの保存を支援している。

- OIST を離れる教員又は研究リーダーは、保存または移管対象の研究材料のリストを作成して、DoR に提出する。
- 教員は、移管希望のある場合、研究材移管要望書（様式 1）を DoR に提出する。
- DoR は、同要望書を検討した上で、承認の場合は当該教員に対して承認通知を発行する。
- 当該教員は、移管完了後に受領機関の責任者によって発行された移管完了通知（任意様式）を DoR に提出する。
- 当該教員は、研究材料の移管に関するその他の関連規則及び法的手続きを遵守しなければならない。

ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存に関する、研究データの帰属先に関するルールについては、「本学におけるいかなる研究の結果も、概して本学の資産とみなされます。」と定めている。

〔研究データの管理及びラボノート〕

研究データ及びラボノートはそれを得た研究者にとってのみならず科学界全体にとっても貴重な資産です。全ての研究者には、適切なバックアップと共に、安全かつ識別可能な方法でデータを保存し、必要な場合は開示することが求められています。ラボノートや 電子的なデータファイルを含む、本学におけるいかなる研究の結果も、概して本学の資産とみなされます。各研究者は、各々の研究結果が当該研究分野における最高の管理基準に沿って適切に記録されていることを確保しなければならなりません。これは、将来の検証のための、研究データとラボノートブックの確実な保管を伴います。教員は、各々のユニットに所属する全ての研究者に対し、研究データの記録と保管に関して明確に指導しなければなりません。データのねつ造や改ざん及び盗用は容認されません。公開データベースでの研究データの普及は奨励されますが、人を対象とする研究に関するデータの扱いには、プライバシー保護のため最善の配慮がなされなければなりません。研究者が所属研究ユニットを去る場合、どのような研究データを持ち出してよいかについて、担当教員と合意を得る必要があります。教員又は研究スタッフが本学を去る場合、研究データの所有権は本学にとどまりますが、研究担当ディーンは当該教員等の他所での研究の継続を妨げないように研究記録の移管について適切に調整を行います。

（４）その他研究公正の推進に向けた取組

入学の時点から学生一人一人にアカデミック・メンター（ジェネラル・アドバイザーともいう）が選任され、アカデミック・メンターは学生が研究に必要な基礎を強化できるよう、また、従来の境界を越えて効果的な協力ができる能力を育てるために指導している。この指導には、研究公正に関する事項も含まれ、アカデミック・メンターは、学生が自立して責任ある研究を行うよう第三者的立場から行動する役割を担っている。

参考 1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票①

提出日：平成 29 年 月 日

研究機関の名称				
所在地		〒		
担当者 連絡先 1	課・係等名		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			
担当者 連絡先 2	課・係等名		氏名	
	電話番号		FAX	
	E-mail			

※1 調査内容に係る取組において、先進的・特徴的と思われる取組については、朱書きにより記入してください。

※2 部局等における取組（研究室単位等での取組も含む）の記入にあたっては、部局等における全ての取組を記入する必要はありませんが、一つの部局等における取組に限っているわけではありませんので、先進的・特徴的な取組を実施していると思われる全ての取組内容を記入してください。

1. 研究不正防止や研究不正事案の調査等に係る体制及び規程等の整備状況

※別添 1－2「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②」に記載してください。

2. 研究倫理意識の醸成

1	ガイドラインを踏まえて、研究倫理教育をどのような体制で実施していますか。
2－1	研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、機関全体でどのような実施計画（年度計画等）を策定していますか。また、機関全体の実施計画（年度計画等）に基づく、責任や役割の分担について記入してください。
2－2	研究倫理教育など研究倫理意識を醸成していくために、部局等でどのような実施計画（年度計画等）を策定していますか。部局等における実施計画（年度計画等）に基づく、責任や役割の分担（教授会・各種委員会等）について記入してください。（複数の部局等がある場合には、文系・理工系・生命科学系・その他、学部・研究科・研究所等から代表的なものを複数記載してください。）
①（文系）学部	
②（生命科学系）研究科	
③（理工系）研究科	
④（その他）研究所	
2－3	研究機関において研究倫理教育の履修管理をどのように行っていますか。研究倫理教育の内容の理解度をどのように測定・把握していますか。また、理解度の活用など、研究倫理教育の充実・改善を図るため、どのような取組を行っていますか。不正防止関係会議・教育関係学内委員会・教授会等における研究倫理教育に関する審議状況についても記載してください。
3	研究者及び研究支援人材について、機関全体として実施している研究倫理教育についてご説明ください。また、実施にあたって工夫していることを記載してください。（枝番でできるだけ具体的に事例を紹介してください。）
趣旨・目的、主催者、実施概要等	
3－1	学修内容（研究不正防止、研究者倫理、各種規程（学内外）、研究費制度など）

3-2 教材（e-learning 教材、独自教材、教科書・資料集など）
3-3 実施頻度（回数、定期的開催、不定期開催、独立実施、教授会等学内会議同時実施など）
3-4 実施形式（個人学修、講義形式（オリエンテーション、講義）、討論形式（ワークショップ）など）
3-5 その他（外国語対応、共同研究者対応など）
4 学生及び大学院生について、学部・研究科等として実施している研究倫理教育についてご説明ください。また、実施にあたって工夫していることを記載してください。（枝番でできるだけ具体的に事例を紹介してください。）（複数の部局等がある場合には、文系・生命科学系・理工系・その他、学部・研究科・研究所等から代表的なものを複数記載してください。）【4は貴機関に学生及び大学院生が在籍する場合に記載してください】 趣旨・目的、主催者、実施概要
4-1 学修内容（論文の作成方法、研究の進め方、研究者倫理、各種規程（学内外）、研究費制度など） ①（文系）学部 ②（生命科学系）研究科 ③（理工系）研究科 ④（その他）研究所
4-2 教材等（e-learning 教材、独自教材、教科書・資料集、外部講師、学内教員など）
4-3 実施頻度（オリエンテーション、授業（必修科目・選択科目）、夏季セミナーなど）
4-4 実施形式（個人学修、講義形式（オリエンテーション、講義）、討論形式（ワークショップ））

4-5 その他（教育カリキュラムとの関係、教育における研究倫理教育の位置付け等、）
5 研究室・研究グループにおいて、ラボミーティング、ラボノート、ラボ内のデータ共有、論文の相互チェックのシステムなど、研究室・研究グループ等の管理運営に直接的にかかわる事柄についての研究倫理教育に関する特徴的な取組事例について記載してください。
6 研究倫理意識を醸成していくために、今後どのような取組を行っていくことを考えていますか。（研究者倫理、技術者倫理、生命倫理、法令順守、分野の特性への配慮など、狭義の研究活動上の不正行為の防止にとどまらない研究倫理教育への取組についても記載してください。）

3. 一定期間の研究データの保存及び開示

1 保存を義務付けている研究データの範囲、研究データの種類の保存期間や保存方法について、どのように規定しどのように取扱っていますか。日本学術会議や関連学会等の動向をふまえた取組状況についても記載してください。また、分野による取組の違い等についても記載してください。
（実験の生データ、実験・観察ノート、試料、試薬、プログラム、装置、模型、試作品などの取扱） （電子データ、紙媒体資料等の取扱）
2 保存対象の研究データと廃棄する研究データは、だれ（機関全体、部局等、研究室、研究者）がどのような考え方で区分していますか。
3 転出又は退職する研究者が保有する研究データの保存について、だれ（機関全体、部局等、研究室、研究者）がどのような対応を行っていますか。また、特に、研究室主宰者が転出又は退職する場合は、どのような対応を行っていますか。
4 ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存等に関して、管理コストや費用負担をどのように機関内において整理・分担していますか。
5 ガイドラインを踏まえた一定期間の研究データの保存に関して、研究データの帰属先に関するルールを定めていますか。ルールを定めている場合には、研究データの帰属先は、どのようになっていますか。（研究機関、部局等、研究室、研究者個人、規程による等）

4. その他研究公正の推進に向けた取組

1 研究公正の推進に関して、上記以外にどのような取組を行っていますか。機関全体としての取組と部局等・研究室における取組のそれぞれについて、記入してください。
例えば、研究室内や研究者個人の閉鎖的な研究環境に起因する研究不正のリスク要因の分析 若手研究者の自立した研究活動の促進のための取組など（メンターの配置等） 研究公正の推進を支援するための専門人材の配置・専門部署の設置等による支援 研究機関や部局における外部評価・第三者評価の活用 調査の公正性・適正性を担保するための取組 など <機関全体としての取組> <部局等・研究室における取組>

5. その他の課題等

1 ガイドラインに基づく取組を実施するにあたり、課題等がありましたら、記入して下さい。ガイドラインにする要望等についても記載してください
2 公正な研究活動の推進について、国、資金配分機関、学术界等に対して、要望等があれば記載してください。

**参考2 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」
を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②**

機関名	
-----	--

【記入に当たっての留意事項】

○記入項目について

記入項目は、ガイドライン第2節及び第3節について、機関の取組状況等を把握するために主要な事項を抽出したものです。

項目を確認し、機関の状況に該当する数字(「①」又は「②」)をチェックボックスに記入するとともに、「①」を選択した場合はその根拠を、「②」を記入した場合はガイドラインを踏まえた取組がなされていない理由を設問ごとに設けている根拠等記入欄に記入してください。

体制整備等に不備がある箇所だけでなく、全ての項目の記入が必要ですのでご注意ください。

本票の様式については、行の追加・削除等の修正をしないでください。

○「①」を選択した場合の根拠について

機関の内部規程等において定める必要がある事項については、規程の名称及び関係する条数を必ず記入してください。

機関において実施する必要がある事項については、規程等で定めている場合は規程の名称及び関係する条数を、規程等で定めていない場合は、例えば、そのことを定めた会議の名称や決議した年月日などを記入してください。

窓口の不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の機関内及び機関外への周知(設問305)については、窓口のURL等を記入してください。

○調査項目の種類について

☐

… 太線枠のチェック項目は、機関の内部規程等において定める必要がある事項に係るチェック項目です。

☐

… 二重線枠のチェック項目は、機関において実施する必要がある事項に係るチェック項目です。

○ボックスに記入する数字について

数字	各設問について、以下のいずれに該当するか判断した上で、該当する数字(①又は②)をチェックボックスに記入してください。
①	「実施している」又は「定めている」の場合
②	「実施していない」又は「定めていない」の場合

【調査項目】

第2節 不正行為の事前防止のための取組

【 研究倫理教育を実施する体制の整備 】

- ☐ 201 研究倫理教育を実施する体制を整備しているか。

(根拠等記入欄)

【 研究者に対する研究倫理教育 】

- ☐ 202 所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)に対して、研究倫理教育の受講を義務付けているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 203 所属する全ての研究者(貴機関を本務とする者)を対象に定期的に研究倫理教育を実施することとしているか。

(根拠等記入欄)

※「所属する全ての研究者」とは、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動に従事する研究者であって、自らの経費や他府省等の予算による研究活動に専ら従事する研究者は含まれません。

【 一定期間の研究データの保存及び必要に応じた開示 】

- ☐ 204 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 205 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

※「研究データ」とは、文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動によって得られた研究データを指します。自らの経費や他府省等の予算による研究活動によって得られた研究データは含まれません。

第3節 研究活動における特定不正行為への対応

【 対象とする不正行為等 】

- ☐ 301 貴機関の規程等において、研究活動における不正行為として、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」を定めているか。

(根拠等記入欄)

【 不正行為の調査手続や方法等に関する規程の整備 】

- ☐ 302 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程(コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。)を整備しているか。

(根拠等記入欄)

【 不正行為に関する相談や告発の受付等 】

- ☐ 303 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置しているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 304 設問303で回答いただいた窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 305 設問303で回答いただいた窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知しているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 306 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、その責任者として例えば理事、副学長等適切な地位にある者を指定しているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 307 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 308 相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することとしているか。

(根拠等記入欄)

【 不正行為の告発に係る事案の調査 】

- ☐ 309 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 310 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 311 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 312 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することとしているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 313 本調査において、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこととしているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 314 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができるか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 315 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 316 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 317 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができるか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 318 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 319 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

- ☐ 320 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

☐ 321 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

--

☐ 322 公表する調査結果の内容(項目等)を規程等で定めているか。

(根拠等記入欄)

--

参考3 各機関の規程等に関する調査結果を踏まえた確認内容

研究機関への訪問により、「参考2「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえた体制整備等の状況に関する実態調査事前調査票②」を用いてガイドラインを踏まえた体制整備等の状況を確認した結果、本調査において認識された問題点について、各機関において、今後の規程等の整備にあたって確認が必要と思われる項目を取りまとめましたので、今後、各機関において規程等の内容を検討する際の参考として下さい。

また、このほか、「参考4 ○○株式会社における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程※規程の一例」において、各機関の規程に記載する参考となる内容について示しております。

【研究者に対する研究倫理教育】

202 所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講を義務付けているか。

（確認内容）

機関の規程において、「研究者の義務」又は「研究者の責務」について定めている条文に、「研究者は研究倫理教育の受講しなければならない」ことを明確に記載する。

203 所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）を対象に定期的に研究倫理教育を実施することとしているか。

（確認内容）

機関の規程において、研究倫理教育を実施することは定めているが、「定期的」な実施に関して記載がない場合、機関が研究倫理教育を「定期的」に実施することがわかるよう規程を修正する。

【対象とする不正行為等】

301 貴機関の規程等において、研究活動上の不正行為として、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」を定めているか。

(確認内容 1)

ガイドラインにおいては、「対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用である」とされている。

機関の規程において、不正行為は、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」である旨が記載されていない場合には記載する。

また、機関の規程において、旧ガイドラインに記載されていた、「故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為には当たらない」が残っている場合には削除し、現行のガイドラインのとおり、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」が不正行為であることがわかるよう内容を修正する。

(確認内容 2)

機関の規程において、研究活動上の不正行為として、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」のそれぞれの内容が記載されていない場合、ガイドラインにしたがい記載する。

捏造：

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

改ざん：

研究資料・機器・課程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

盗用：

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

【不正行為の告発に係る事案の調査】

- | | |
|-----|---|
| 309 | <u>告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間</u> の目安を規程等で定めているか。 |
| 311 | <u>本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間</u> の目安を規程等で定めているか。 |
| 314 | <u>本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てを</u> することができるか。 |
| 315 | <u>本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間</u> の目安を規程等で定めているか。 |
| 317 | <u>不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てを</u> することができるか。 |

320 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めているか。

(確認内容)

期間の目安については、具体的に各機関の規程において日数を定めることとし、機関の規程上は「速やかに」「調査機関が定める機関内」等の日数を記載しない文言は避け、「原則○日」「おおむね○日」と明確に日数を定めてください。(「回答 科学研究における健全性の向上について 平成 27 年 3 月 6 日 日本学術会議」を参照)

- ・ 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間 30 日
- ・ 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間 30 日
- ・ 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める異議申立ての期間 7 日
- ・ 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間 150 日
- ・ 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める不服申立ての期間 14 日
- ・ 不服申立てに係る再調査の期間 50 日

310 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めているか。

316 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

318 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

319 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

321 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。

(確認内容)

機関の規程において、報告先を「配分機関及び文部科学省」と定めている場合、文部科学省ガイドライン以外の他府省ガイドラインを踏まえ、文部科学省以外が所管省庁となる調査等を行う場合も考えられることから、「配分機関及び関係府省」と修正する。

参考4 ○○株式会社における研究活動上の不正行為の 防止及び対応に関する規程 ※規程の一例

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、○○株式会社における公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

- ・捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ・盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(2) 研究者等

○○株式会社に雇用されている者及び○○株式会社の施設や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者又は携わる者

(3) 部局

○○株式会社の事務組織に関する規程○○上に定める○○及び○○研究所に置かれる研究機構

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等

を〇〇年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 〇〇(役職名)は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(部局責任者)

第5条 部局の長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 〇〇(役職名)は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、「〇〇(役職名)」を充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等にし、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第7条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、〇〇に受付窓口を置くものとする(以下「告発窓口」という。)

(告発の受付体制)

第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、〇〇(役職名)と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、〇〇株式会社の長に報告するものとする。〇〇株式会社の長は、当該告発に係る部局の長等に、その内容を通知するものとする。

5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発

者に受け付けた旨を通知するものとする。

- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、〇〇株式会社の長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、〇〇株式会社の長に報告するものとする。
- 4 第3項の報告があったときは、〇〇株式会社の長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の職員の義務）

第10条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第11条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 〇〇株式会社の長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

- 3 ○○株式会社の長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 ○○株式会社の長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第12条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 ○○株式会社に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 ○○株式会社の長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、○○その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
 - 4 ○○株式会社の長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第13条 ○○株式会社に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 ○○株式会社の長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、○○その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
 - 3 ○○株式会社の長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第14条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
- 2 ○○株式会社の長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告

発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

- 3 ○○株式会社の長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第15条 第8条に基づく告発があった場合又は○○株式会社がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、○○株式会社の長は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、○○株式会社の長が指名する。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第16条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第17条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を○○株式会社の長に報告する。

- 2 ○○株式会社の長は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 ○○株式会社の長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 ○○株式会社の長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

- 5 ○○株式会社の長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第 18 条 ○○株式会社の長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、○○株式会社に属さない外部有識者でなければならない。

また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) ○○株式会社の長が指名した者 ○名
- (2) 研究分野の知見を有する者 ○名
- (3) 法律の知識を有する外部有識者 ○名

(本調査の通知)

第 19 条 ○○株式会社の長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、○○株式会社の長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

- 3 ○○株式会社の長は、前項の異議申立てがあつた場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 20 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があつた日から起算して原則 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求

めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 21 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第 22 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が〇〇株式会社でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
 - 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 23 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 24 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 25 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 20 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第 26 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して〇〇株式会社の長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条 1 項及び 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに、〇〇株式会社の長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 27 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第 28 条 〇〇株式会社の長は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が〇〇株式会社以外の機関に所属している場合は、その所属

機関にも通知する。

- 2 ○○株式会社の長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 ○○株式会社の長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が○○株式会社以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第 29 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。○○株式会社の長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に定める新たな調査委員は、第 18 条第 2 項及び第 3 項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、○○株式会社の長に報告する。報告を受けた○○株式会社の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、○○株式会社の長に報告する。報告を受けた○○株式会社の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 ○○株式会社の長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 30 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調

査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに〇〇株式会社の長に報告する。報告を受けた〇〇株式会社の長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに〇〇株式会社の長に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して〇〇株式会社の長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 〇〇株式会社の長は、本条 2 項又は 3 項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が〇〇株式会社以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第 31 条 〇〇株式会社の長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、〇〇株式会社が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

- 6 ○○株式会社の長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第32条 ○○株式会社の長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 ○○株式会社の長は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 ○○株式会社の長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第34条 ○○株式会社の長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を○○株式会社の長に行わなければならない。
- 3 ○○株式会社の長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第35条 ○○株式会社の長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 ○○株式会社の長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第 36 条 ○○株式会社の長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 ○○株式会社の長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第 37 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、総括責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 総括責任者は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 ○○株式会社の長は、第 1 項及び第 2 項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

附 則

この規程は、平成○○年○○月○○日から施行する。